

大分県広域受援計画



平成28年3月25日策定

平成29年3月29日修正

平成30年3月31日修正

平成31年3月29日修正

大分県

目次

序章 広域受援計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 基本方針	1
第3節 タイムラインに応じた目標行動	4
第1章 大分県広域防災拠点の設置・運用に係る計画	7
第1節 概要	7
第2節 組織	7
第3節 設置手順	9
第4節 広域防災拠点の運用、周辺施設等との連携	15
第5節 運用体制の強化	18
第2章 緊急輸送ルート計画	20
第1節 概要	20
第2節 関係機関の役割	21
第3節 緊急輸送ルート	21
第3章 救助・救急、消火活動等に係る計画	23
第1節 概要	23
第2節 関係機関の役割	23
第3節 広域応援部隊への要請等の手続	25
第4節 応援部隊活動拠点等の受入れ体制の整備	29
第4章 医療活動に係る計画	30
第1節 概要	30
第2節 関係機関の役割	30
第3節 被災した災害拠点病院等の医療機能の継続・回復	31
第4節 広域医療搬送・地域医療搬送の流れ	32
第5節 非被災都道府県等からの医療救護班等の受入れ	34
第6節 被災地における保健医療活動チームの派遣調整	35
第5章 物資調達・燃料供給・電力及びガスの臨時供給に係る計画	36
第1節 概要	36
第2節 関係機関の役割	36
第3節 物資調達の流れ	40
第4節 救援物資輸送の役割分担	44
第5節 燃料供給の流れ	47
第6節 電力・ガスの臨時供給	48
第6章 ヘリコプターの運用調整に係る計画	50

第1節	概要.....	50
第2節	ヘリ運用調整所の設置・活動.....	51
第3節	航空部隊の活動.....	51
第4節	安全運航の確立.....	52
第7章	災害ボランティア活動に係る計画.....	54
第1節	概要.....	54
第2節	県災害ボランティアセンター（設置主体：県社会福祉協議会）設置・運営.....	55
第8章	自治体派遣職員の受入れに係る計画.....	59
第1節	概要.....	59
第2節	リエゾン（災害対策現地情報連絡員）等の受入れ.....	60
第3節	カウンターパートの調整.....	61
第4節	短期派遣職員の受入れ.....	61
資料	63

序章 広域受援計画の策定にあたって

第1節 計画策定の目的

- ・南海トラフ地震発生時に、本県が救助・救急、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防、自衛隊、国土交通省及び自治体派遣職員等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため本計画を策定する。

第2節 基本方針

(1) 基本的な考え方

- ① この計画は「大分県地域防災計画」において、広域防災拠点を活用した関係機関との連携体制構築と実行性確保の検討指示を受けて作成する。
- ② 大分県地震津波被害想定調査（平成25年3月）結果に基づく南海トラフ巨大地震による被害を、また県外からの援助等は「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月中央防災会議幹事会策定。以下「具体計画」という。）を前提に計画の策定を行う。
- ③ 本計画は、平成28年4月1日から適用する。
- ④ 適用後、訓練等の検証結果や防災関係機関の防災計画等の修正など、必要に応じて見直しを行う。

(2) 受援の基本的業務

県災害対策本部は、防災関係機関と連携し、災害応急活動を行うとともに、収集した被害情報及び市町村の要請等に基づいて広域受援の調整を行う。県災害対策本部が行う受援に関する主な活動は以下のとおりとする。

- ① 被害情報等を収集し、災害応急対策の基本方針を決定するとともに、関係機関に応援要請を行う。
- ② 広域防災拠点を開設するとともに、市町村災害対策本部と協議し、市町村の拠点施設の選定を行い、円滑な受入れ体制を構築する。
- ③ 関係機関と協議の上、緊急輸送ルートを設定し啓開等を行い、県外から被災地までの通行の確保を図る。
- ④ 救助・救急、消火活動等を迅速に行えるよう、応援部隊等との情報共有を図り、現地活動やヘリコプターなどの効率的な運用を図る。
- ⑤ 被災地における医療の確保を図るため、被災地域の医療機関を支援するとともに、重症患者等の広域医療搬送を行う。
- ⑥ 避難所等における食料や生活必需品等の調達について、市町村を通じて的確な被災者ニーズの把握を行い、事業者と連携した輸送を行う。
- ⑦ 県災害ボランティアセンターの活動を支援するとともに、連携した応急対策を実施する。

⑧ 他の都道府県等からの派遣職員を円滑に受け入れるため、リエゾンの受入れ、カウンターパートの調整、短期派遣職員受入れ準備等を行う。

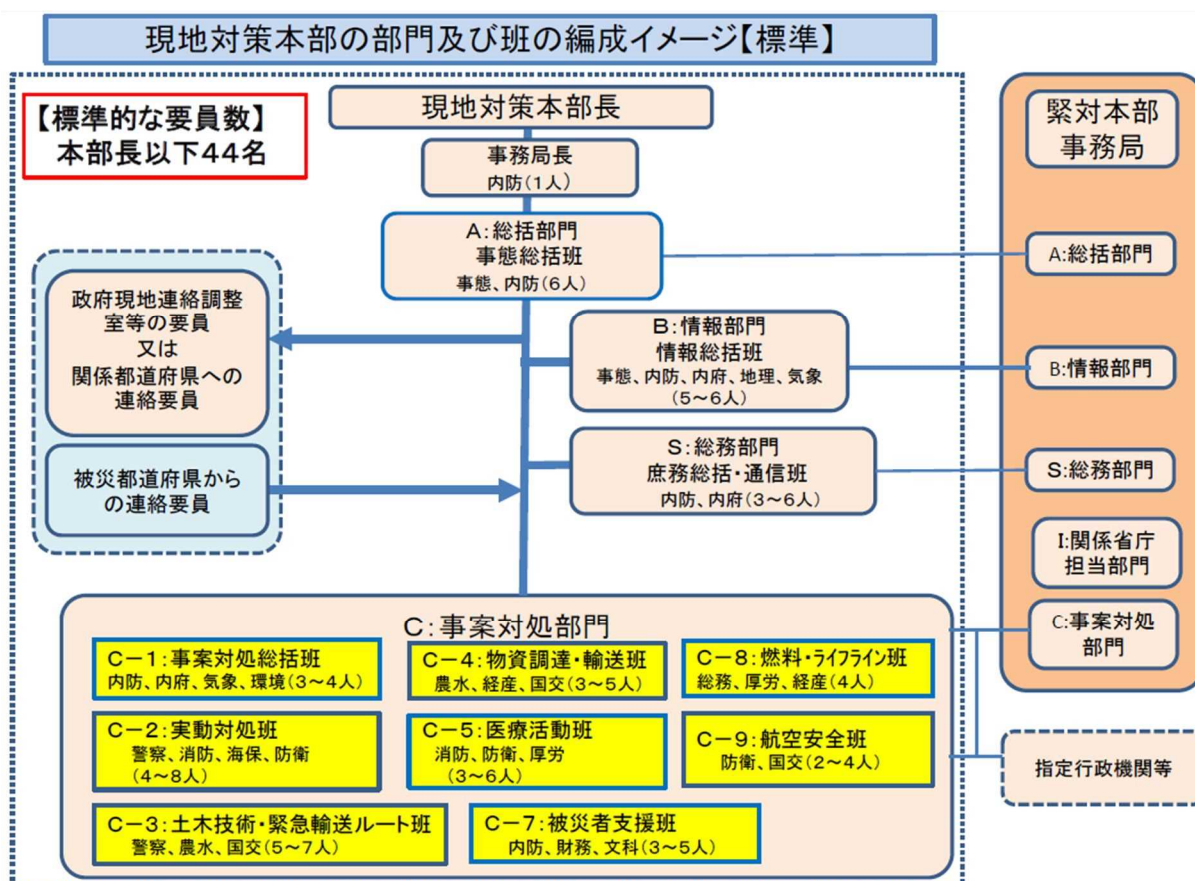
(3) 国の緊急災害現地対策本部との調整

救助・救急、消火活動等は、警察本部、県内市町村の防災関係機関に加え、警察庁、消防庁、自衛隊、海上保安庁及び国土交通省等多数の機関が合同で実施することから、相互に調整及び連携することが必要である。広域的な応援を円滑に受け、かつ、災害応急対策を効果的に実施するため、県災害対策本部は、国の緊急災害対策本部と調整を行う。

具体的な調整内容は次のとおりとする。

- ・ 輸送活動に係る緊急輸送ルートを選定、県外からの応援部隊等・物資の輸送調整等
- ・ 救助・救急、消火活動等に係る県外からの応援部隊等の県内における活動配置、増援等
- ・ 医療活動に係る医療チームの増援及び広域医療搬送
- ・ 物資調達に係る物資の調達及び輸送等
- ・ その他、必要な国への要請事項

(参考)「現地対策本部業務マニュアル」(平成27年3月25日中央防災会議主事会議)より



※現地対策本部員については、本部長、事務局長(審議官)以外は、現地対策本部要員(A部門~D部門)として兼務

(4) 非被災都道府県等への応援要請

県災害対策本部は、九州・山口9県や関西広域連合及び全国知事会等との災害時応援協定

に基づき、九州・山口9県被災地支援対策本部を通して応援を要請する。

(5) 活動拠点の指定

県外からの応援部隊等の活動や非被災地域からの物資の受入れ・集積・配分等に必要となる、拠点施設は以下のとおりとする。

①進出拠点

県外から応援部隊が被災地に向かって移動する際に目標となる拠点。県内の候補地は資料2のとおり。

②応援部隊活動拠点【資料3市町村の応援部隊活動拠点参照】

各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、県及び市町村が施設等をあらかじめ設定し、発災後には速やかに選定する。

③航空搬送拠点臨時医療施設（SCU：Staging Care Unit）

被災地内の医療機関だけでは治療、収容できない重症患者等を航空機で搬送するため、患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、航空搬送拠点に設置する。県内では、大分空港、広域防災拠点（大分スポーツ公園）及び大分県央飛行場（以下、「県央空港」という。）に設置する。

④広域物資輸送拠点

国等から供給される物資を県が受入れ、これを各市町村が設置する地域内物資輸送拠点や避難所に向けて当該府県が物資を送り出すために設置する拠点。国の「具体計画」において、県内では大分スポーツ公園が指定されている。

⑤地域内輸送拠点【資料4各市町村の地域内輸送拠点参照】

広域物資輸送拠点等から供給される物資を被災市町村が受け入れ、避難所に向けて当該市町村が物資を送り出すために設置する拠点。市町村において、あらかじめ選定する。

⑥海上輸送拠点

人員、物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定する港湾であって、耐震性及び機能性が高いもの。国の「具体計画」において、県内では3か所が候補地に指定されている。（別府港、大分港、津久見港）

⑦広域防災拠点

上記①～④までに機能を有し、総合的かつ広域的に行う大規模な防災拠点として、「大分県広域防災拠点基本計画」において大分スポーツ公園を広域防災拠点と位置づけている。

(6) 経費の負担

救助、救援活動等に係る経費については、災害救助法、災害対策基本法等の関係法令に基づいて、国、県、市町村及び防災関係機関が負担する。

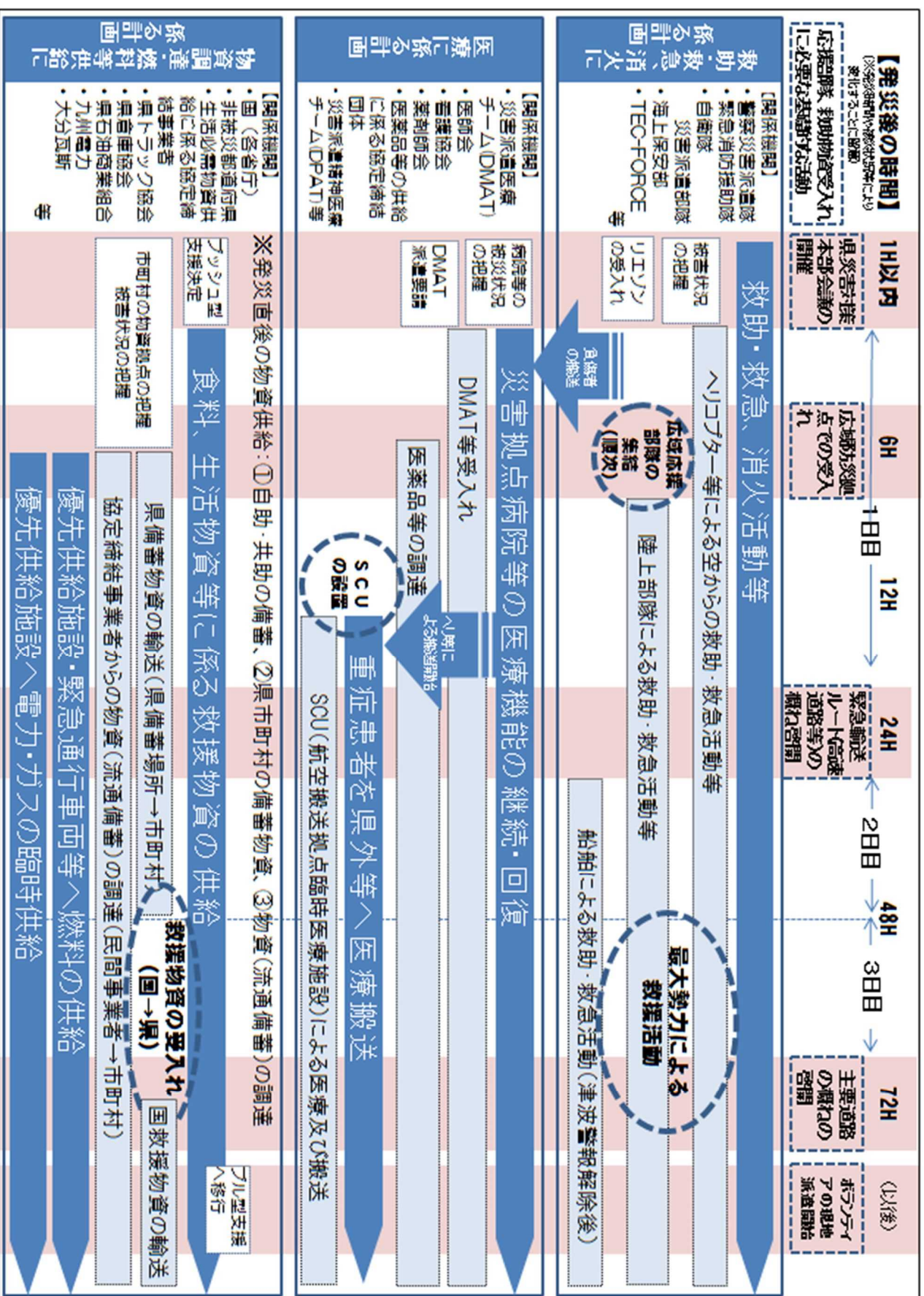
第3節 タイムラインに応じた目標行動

発災時に、迅速に救助・救援活動を行うためには、県外からの応援部隊や支援物資を円滑に受入れる体制づくりを早期に確立し、速やかに被災地に輸送し、展開させる必要がある。

そのため、国の応急対策活動計画を基本にして、発災後の経過時間に応じた応急活動の目安となるタイムラインを次のとおり定め、これに沿って、関係機関と連携をとりながら、迅速かつ効率的に受援活動を行うものとする。このタイムラインは、あくまでも受援活動を進めるにあたっての目安であり、実際には発災時間や被害状況に応じて実行することとなる。

なお、こうした目標行動は、道路の啓開状況等に沿って進行することとなるが、県外から広域防災拠点までのルートや被災地となる県南までのルートにおいては、福岡方面からの大分自動車道や北九州方面から佐伯市まで通じる東九州自動車道等の災害に強い「命の道」となる高速道路網をフルに活用できることや、大きな被害が想定される佐伯市には、4つのインターチェンジが整備され、「くしの歯」的な効率的な道路啓開が可能であることなども考慮して、具体的な目標を設定することとする。

県の主な応急対策活動のタイムライン (イメージ)



受援活動に係る県の主要な活動		タイムライン(イメージ)						県における活動主体																
		1日目			2日目			総合調整室		各対策部		被災者対策本部												
		発災 ～1時間	1時間 ～6時間	6時間 ～12時間	12時間 ～24時間	2日目	3日目	総務班	危機管理班	情報収集班	輸送・調整班	医療活動支援班	避難所対策班	ボランティア調整班	支援物資班	通信班	農林水産基礎対策班	食糧班	公共・土木施設班	交通班	警備班	(広域防災拠点)	地区災害対策本部	
1	①本部会議の開催																							
2	②災害情報・被害情報の収集																							
3	③避難所の開設状況等に関する情報収集																							
4	④被災市町村災対本部等への県職員の出向開始																							
5	⑤被災していない他の都道府県等への応援の要請																							
6	①現地調整所の運用開始																							
7	②応援部隊等の受入れ開始																							
8	③SQU(航空搬送拠点臨時医療施設)の運用開始																							
9	④応援物資の受入れ開始																							
10	①最優先啓開ルートの概ねの啓開																							
11	②緊急交通路の指定																							
12	①広域応援隊等への応援要請																							
13	②活動拠点へ誘導するための受入れルートの決定																							
14	①大分DMAT指定病院にDMAT及びS&P重医療センター ネットワーク派遣を要請																							
15	②県内の医療機関の被災状況等の情報集約																							
16	③医薬品等の供給開始																							
17	④大分県医師会等への医療救護班等の派遣要請																							
18	①県備蓄物資の市町村物資搬送拠点へ供給開始(ツングシュ型)																							
19	②協定締結事業者からの調達物資の被災市町村へ供給 開始(ツングシュ型)																							
20	③国・非被災都道府県等への食糧・物資供給の要請																							
21	④優先供給施設への燃料供給及び電力・ガス臨時供給 開始																							
22	⑤緊急通行車両に対する燃料供給開始																							
23	①運用調整所の運用開始																							
24	②局地情報提供所の運用開始																							
25	①ボランティアセンターの運用開始																							

第1章 大分県広域防災拠点の設置・運用に係る計画

第1節 概要

- ・ 大規模災害時には、県災害対策本部長の指示により、大分スポーツ公園に広域防災拠点を設置する。
- ・ 広域防災拠点には、①指令、調整、情報収集機能（現地調整所機能）、②県外からの応援部隊等の進出・活動・宿営機能、③ヘリポート・SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）機能、④救援物資の集積・輸送機能の4つの機能をおく（「大分県広域防災拠点基本計画」による）。
- ・ なお、緊急車両等の往来からの安全を確保するという観点から、帰宅困難な来園者等の一時待避所として県立情報科学高校及び昭和電工武道スポーツセンター（以下、「武道スポーツセンター」という。）の昭和電工メイン競技場（以下、「メイン競技場」という。）を使用する。
- ・ 広域防災拠点の運用に際しては、被災地への効果的、効率的な部隊展開や物資輸送を行うため、各市町村の拠点を活用するとともに、近接する大分県立介護研修センターにボランティアの活動拠点として設置される「県災害ボランティアセンター」と連携する。
- ・ 広域防災拠点の配置、運営に関する事項は、この章に定めるほか「大分県広域防災拠点基本計画」（以下「基本計画」という。）の定めによる。

第2節 組織

(1) 組織体制

広域防災拠点の活動体制を確保するため、以下の組織をおく。

①現地調整所

管理班、医療班、物資班、輸送班で組織し、統括者が各班の活動を統括、調整する。各班の主な業務と要員の構成は、以下のとおり

組織名	主な業務	要員構成（各対策部）
統括者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域防災拠点の事務を総括し、指揮・監督する。 ・ 各班の状況を把握し、進行管理を行う。 ・ 会議の進行及び決定事項のとりまとめを行う。 	1人
管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県災害対策本部（総合調整室）との調整を行い、各応援部隊等への情報提供を行う。 ・ 大分スポーツ公園の指定管理者との調整、公園内各施設使用に係る各応援部隊等との調整を行う。 ・ 市町村拠点の選定に係る調整を行う。 ・ 災害対応要員の調整・確保を行う。 ・ 燃料の確保に係る調達を行う。 ・ 医療関係者等要員の食料等の調達を行う。 	応急対策調整班 1人 総務班 1人 通信班 1人 以上 3人

医療班	・県災害対策本部（災害医療対策本部）との調整、DMAT（災害派遣医療チーム）の活動支援など、救命救助・医療搬送に係る調整を行う。	医療活動支援班 2人 福祉保健衛生班 2人 以上 4人
物資班	・救援物資の在庫管理・仕分け等の物資調達に係る調整を行う。	支援物資班 7人
輸送班	・救援物資の積み込み、市町村物資輸送拠点への輸送に係る調整を行う。	輸送調整班 3人

②SCU本部

広域防災拠点にSCUを開設することに伴い設置する。主な業務と要員の構成は、以下のとおり。

組織名	主な業務	要員構成
SCU本部	・災害対策本部内におくDMAT調整本部の方針を受けたSCUでの受入れと医療搬送に関する調整を行う。	統括DMATほか3人

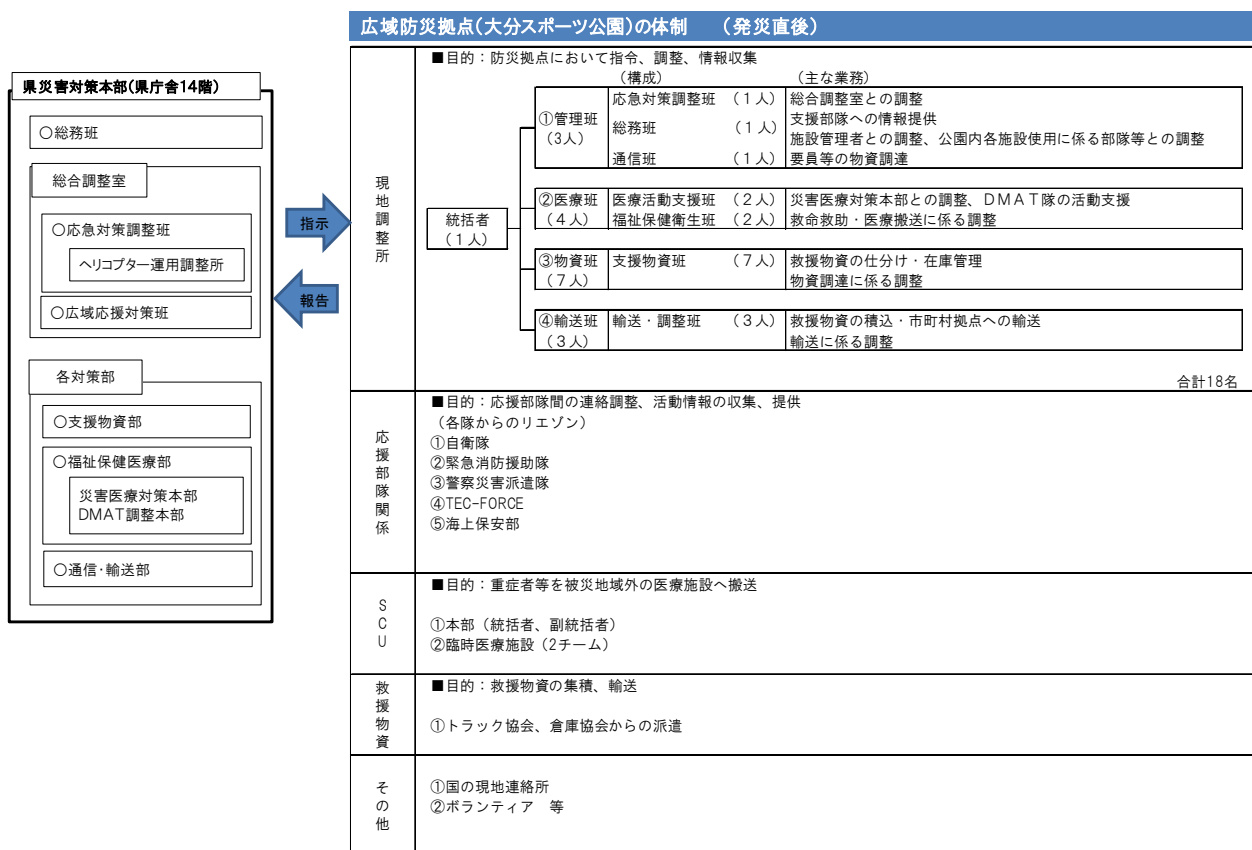
③各部隊のリエゾン

管理班からの要請を受けて、各部隊（警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCE、海上保安部等）はリエゾンを派遣する。管理班は必要な情報を公園内に集結した部隊に提供するとともに、大分スポーツ公園内各施設の使用に係る調整等を担う。

(2) 要員体制

- ① 現地調整所の統括者は、県生活環境部審議監とする。
- ② 現地調整所各班の要員は、上記の要員構成のとおり災害対策本部の各対策部から職員を派遣し体制を確保する。
- ③ 物資班、輸送班は、大分県トラック協会、大分県倉庫協会からの物流専門家及び災害ボランティアセンターの派遣協力を得て、物流輸送体制を確保する。なお、運営要員が不足する場合は、県災害対策本部総合調整室に応援要員の派遣等を要請する。
- ④ 県災害対策本部と現地調整所の体制イメージ図は以下のとおり。

図 1-1 現地調整所の体制（イメージ）



第3節 設置手順

(1) 広域防災拠点設置の基準

県内の複数市町村が大規模、広域的に被災し、広域的な救援活動が必要と判断される場合等、県災害対策本部長の指示により設置する。

(2) 大分スポーツ公園指定管理者の初動対応

大分スポーツ公園の指定管理者は、県災害対策本部から広域防災拠点設置の連絡を受けたあと、イベント主催者と協働して速やかに公園利用者を退去させるとともに、公園入口に関係者以外進入禁止等の看板を設置し、施設の運営に必要な要員の参集や常用発電設備を稼働する準備等を行う。

(3) 大分スポーツ公園利用者の一時避難

- ① イベント等開催中に発災し広域防災拠点の設置が決定された場合、道路の被災等により帰宅困難となったイベント客等については、イベント主催者と大分スポーツ公園指定管理者が協働して、一時待避所とする県立情報科学高校に迅速に誘導する。
 なお、県立情報科学高校だけでは収容できない場合は、一時待避所として武道スポーツセンターのメイン競技場に誘導する。

② 一時待避所として利用する県立情報科学高校の施設は、教育上の配慮から、体育館、柔剣道場、トレーニングルーム、バトミントン・フェンシングアリーナとする。

③ 一時待避所の開設は、情報科学高校と連携して県災害対策本部（避難所対策班）が行う。

(4) 各機能の配置計画

昭和電工ドーム大分（以下、「ドーム」という。）内の広域防災拠点の組織、機能の配置場所は、以下のとおりとし、各班が中心となって必要な機材の配置を行う。

①現地調整所（活動スペースとしてドーム地下2階の北側会議室・武道スポーツセンターの昭和電工武道場（以下、「武道場」という。）に配置）

[ドーム] 管理班（211会議室）、物資班（213会議室）、輸送班（212会議室）

[武道場] 医療班（道場2）

医療班は DMAT-SCU 本部との調整のため武道場に設置し、連絡調整のため管理班に要員を派遣する。

② SCU及びSCU本部等（活動スペースとして武道スポーツセンターの武道場に配置）

SCU（道場1）、SCU本部（道場2）、DMAT以外の医療チーム参集拠点（道場3）

③応援部隊等のリエゾンスペース（活動スペースとしてドーム地下2階の北側に配置）

各部隊（警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、海上保安部等）のリエゾン（211会議室）

④県外からの応援部隊等の進出・宿営等

- ・ 県外から進出する各部隊の一時集結の拠点、また、活動が長期化した場合の宿営あるいは後方支援拠点として、下記により大分スポーツ公園内に各部隊を配置する。

- ・ 集結地点での部隊展開に伴う安全確保措置は、各部隊が責任をもって行うものとする。

ア. 警察（警察災害派遣隊）

部隊の集結、宿営のスペースは、サッカー・ラグビー場のB・C・Dコートを確認する。活動車両の駐車スペースは、駐車場（TEC-FORCEと併用）を確認する。

イ. 消防（緊急消防援助隊）

部隊の集結、宿営のスペースは、多目的広場とテニスコート、活動車両の駐車スペースは、駐車場を確認する。

ウ. 自衛隊

部隊の集結のスペースは、昭和電工スタジアムを確認する。活動車両の駐車スペースは、駐車場を確認する。

エ. 海上保安庁

災害対策本部は、第2管理棟に設置し、県や各部隊との連絡・調整のための会議・作業スペースに加え、スタッフの宿営スペースを確認する。

オ. TEC-FORCE（国土交通省）

部隊の集結、宿営のスペースは、サッカー・ラグビー場のAコートを確認する。活動車両の駐車スペースは、駐車場（警察と併用）を確認する。

⑤ヘリポート

重症患者等の搬送を行うヘリコプターの離発着場として、昭和電工グラウンド（サブ競技場）及び昭和電工フィールド（投てき場）にヘリポートを設置する。

夜間にヘリコプターが離発着する場合は、臨時ヘリポート用の夜間灯火設備を活用する。

⑥国の現地対策本部等

県内に現地対策本部が設置される場合に備えて、50人程度の要員が派遣されるものとして、ドーム地下2階203、204会議室（合計289㎡）にスペースを確保する。

図 1-2 広域防災拠点（ドーム）の各機能の配置（1）

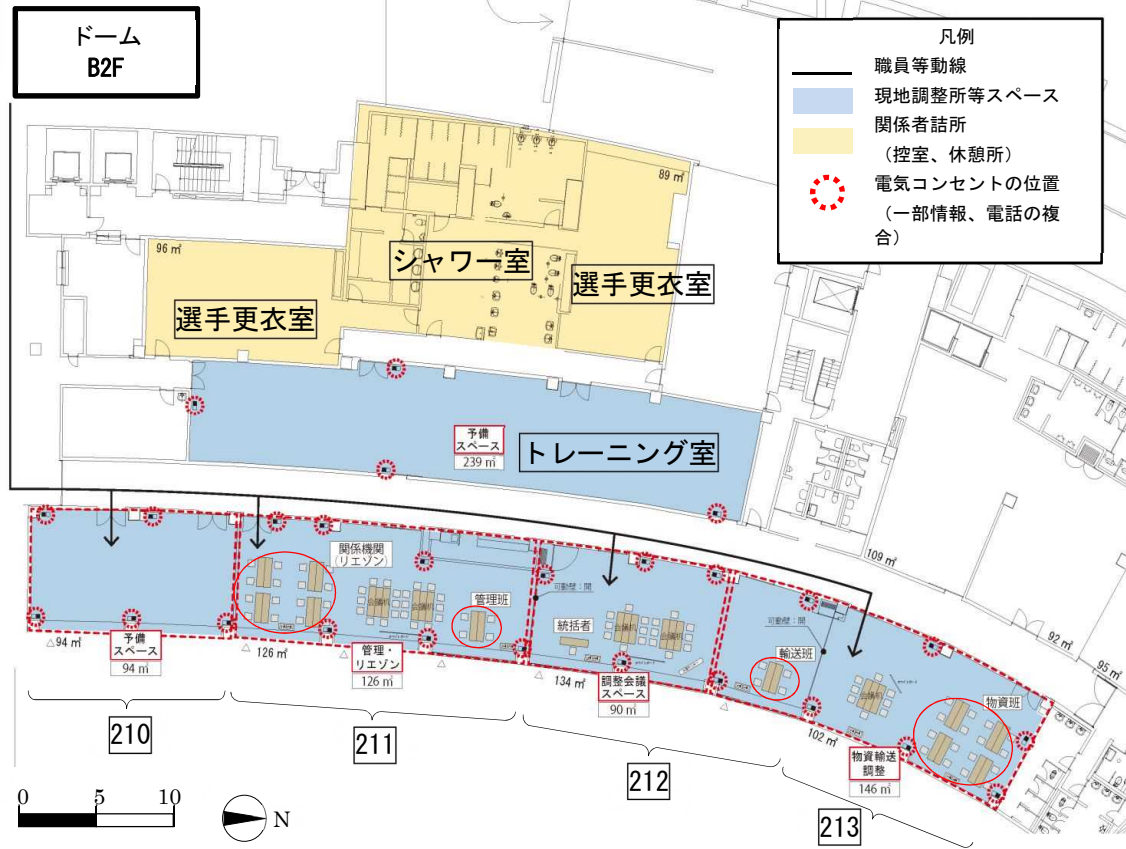


図 1-3 広域防災拠点（ドーム）の各機能の配置（2）

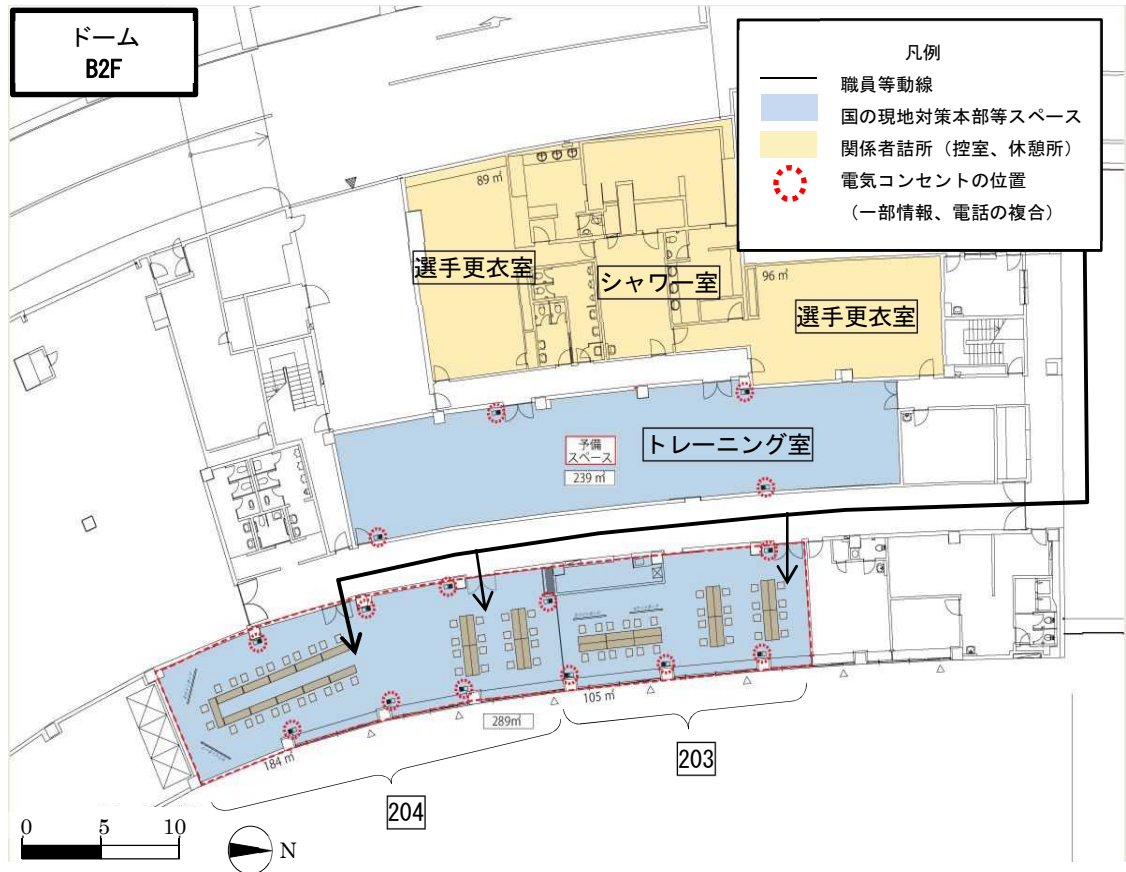


図 1-4 広域防災拠点（武道スポーツセンター）の各機能の配置（3）

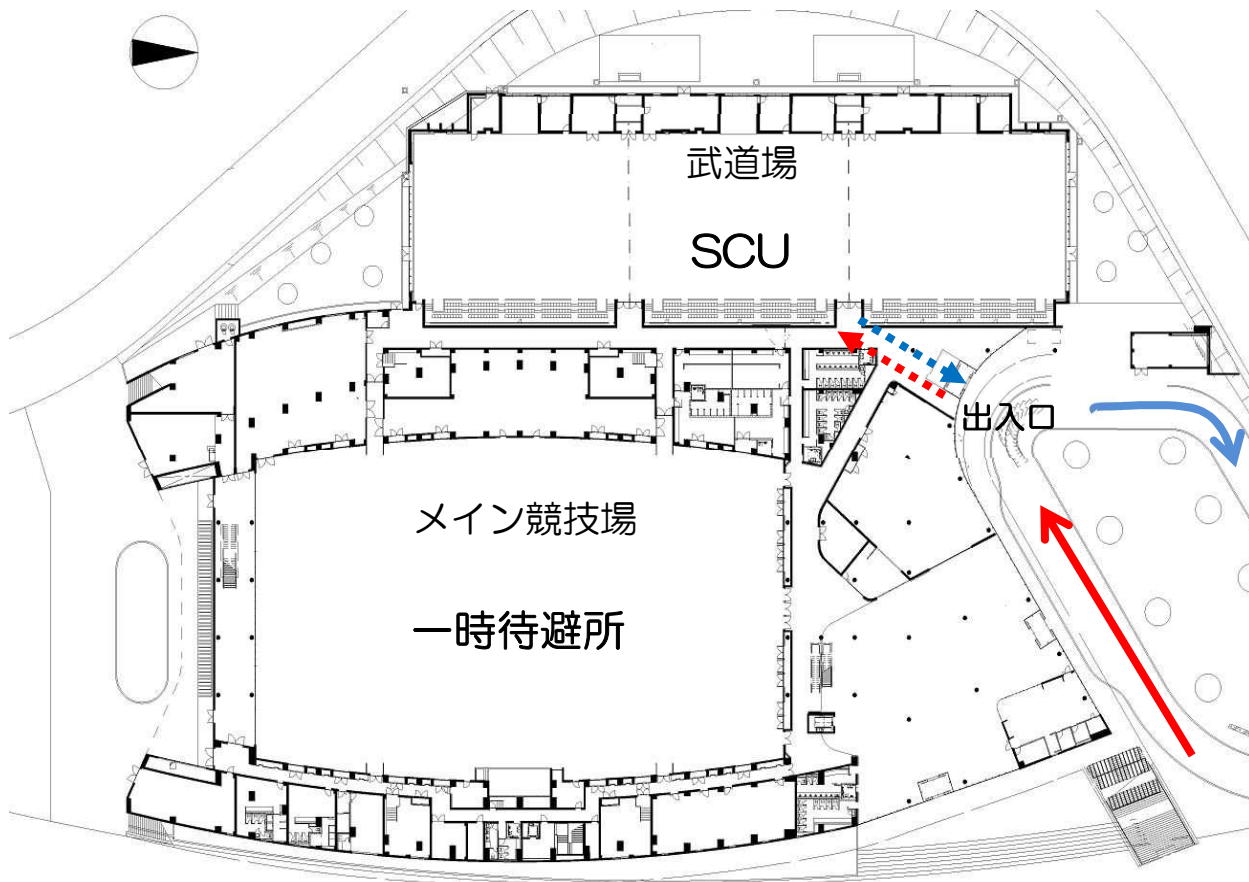


図 1-5 広域防災拠点（武道スポーツセンター）の各機能の配置（4）

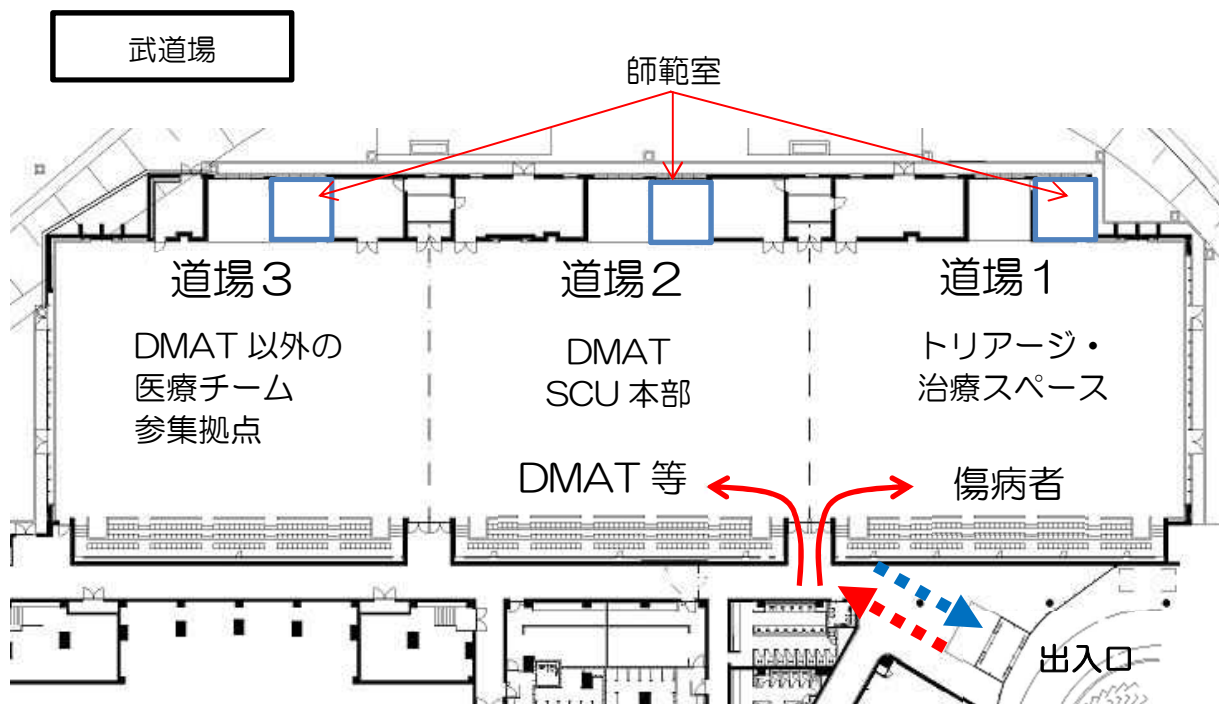


図 1-6 広域防災拠点（武道スポーツセンター）の各機能の配置（5）

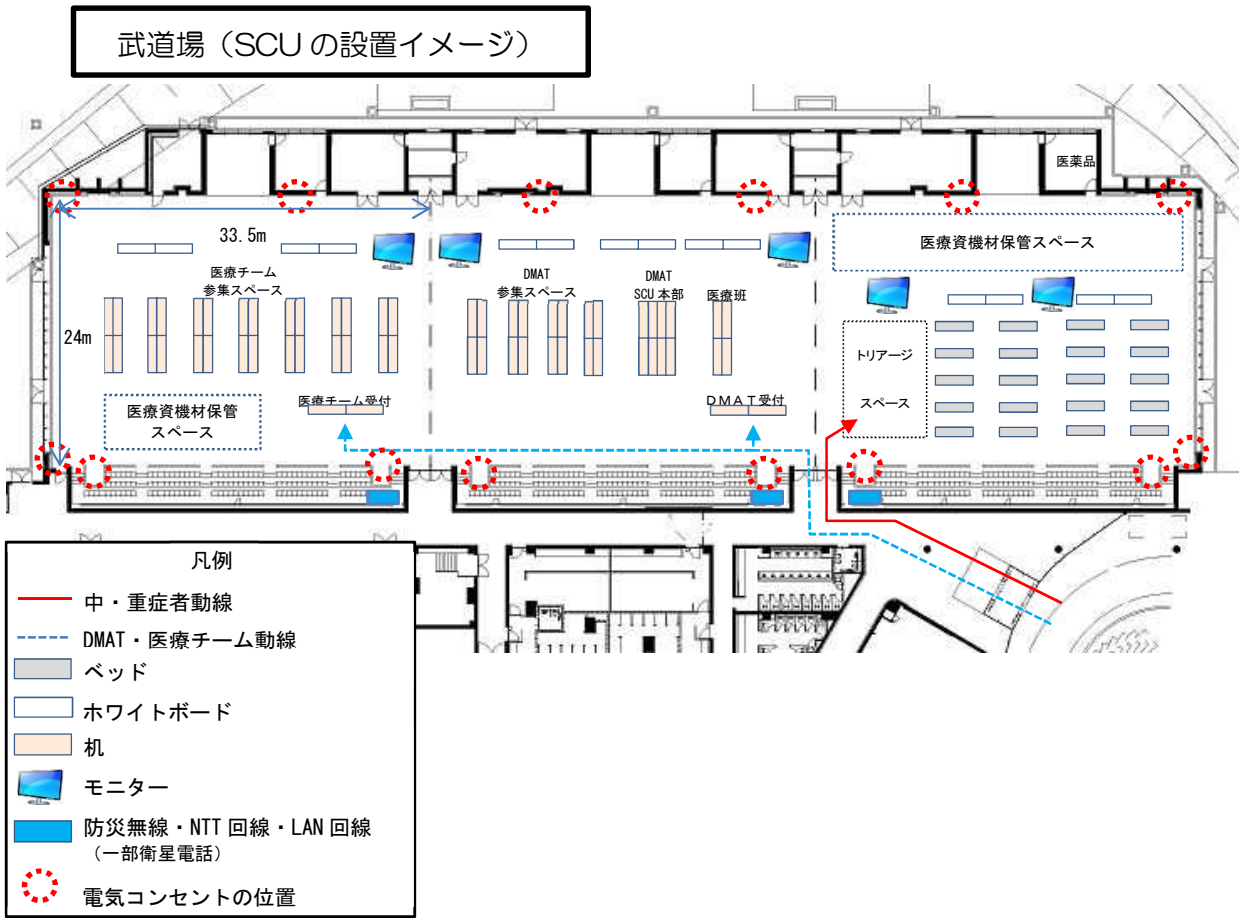
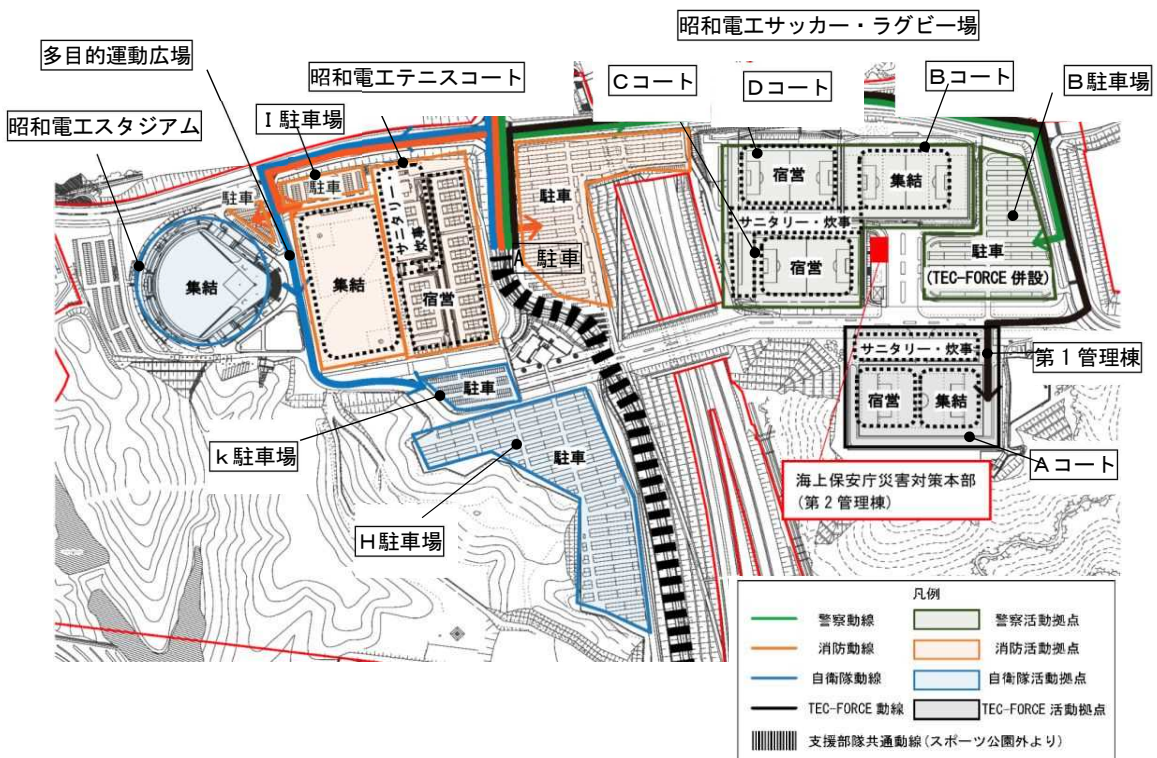


図 1-7 広域防災拠点の各機能の配置（6）



(5) ヘリコプターの安全運航対策

県災害対策本部（ヘリコプター運航調整所）は、大分スポーツ公園周辺地域におけるヘリコプターの安全運航を確保するため、必要に応じて安全対策要員を配置するとともに、陸上自衛隊（第4師団司令部）に協力を要請し、局地情報提供所を開設する。局地航空交通情報の提供等については、「大分県ヘリコプター安全運航確保計画」に基づき実施する。

(6) ライフライン等の確保

①電気

- ・ 大分スポーツ公園指定管理者は、広域防災拠点開設の決定通知を受けて、受電状況を確認し、停電の場合は非常用発電装置の稼働を速やかに行う。
- ・ この場合、施設内会議室の照明、機器用の電源確保を優先して行い、ドーム屋根の閉鎖は、施設内の電源確保の状況をみて実施する。

②食料及び水

- ・ 要員用として50人×3日分の食事を備蓄する。
- ・ 飲用として、上水備蓄（30m³：約1万人／日分に相当）を使用する。
- ・ 生活用水として、中水貯水槽（400m³）の水を浄水器で濾過して使用する。

③通信手段

- ・ 県防災行政無線（8回線）、一般回線（30回線）、衛星電話（5回線）を利用する。

④燃料

- ・ 非常用発電機の燃料は、初動期は、タンク内の備蓄燃料（20kl：最大3日分）を使用する。その後大分県石油商業組合との協定に基づき、補給をおこなう。
- ・ 広域防災拠点を拠点とする活動車両については、速やかに緊急通行車両標章等の交付を受け、「災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給に関する協定」に基づき、大分スポーツ公園に近接する大分県石油商業組合の組合員給油所において燃料の優先供給を受ける。
- ・ 必要に応じて、県災害対策本部（現地調整所）は、大分市消防局に対し、消防法第10条第1項ただし書の規定に基づき、公園内での「危険物の仮貯蔵・仮取扱い」の承認申請を行い、承認がなされたことを確認の上、大分県石油商業組合に対してドラム缶燃料等の搬送を依頼し、緊急通行車両用の燃料の供給体制を確保する。

第4節 広域防災拠点の運用、周辺施設等との連携

(1) 市町村拠点との連携

- ① 津波による被害が想定される北部地域、東部地域、中部地域、南部地域、を「地域支援エリア」、津波被害のない西部地域、豊肥地域を「後方支援エリア」とし、被災地での効率的・効果的な各応援部隊等の展開や避難所のニーズに応じたきめ細かな救援物資の輸送を行うために、市町村ごとの応援部隊活動拠点と物資輸送拠点をおく。後方支援エリアの各拠点は、広域防災拠点が被災やイベント等により使用できない場合も含め、広域防

災拠点の機能を補完するとともに、各エリアと連携して効率的な救援活動を行う。

- ② 応援部隊活動拠点、物資輸送拠点は、あらかじめ施設等の設定を行い、発災後は市町村が被災状況等を確認した上で開設を決定し、県災害対策本部に報告する。県災害対策本部は各拠点の開設状況や周辺道路の啓開状況を勘案して、市町村の各拠点を利用することで活動が非効率となる場合などは、周辺市町村（地域支援エリア又は後方支援エリア）の拠点を活用する。

図 1-8 市町村施設の活用(機能補完・地域連携イメージ)

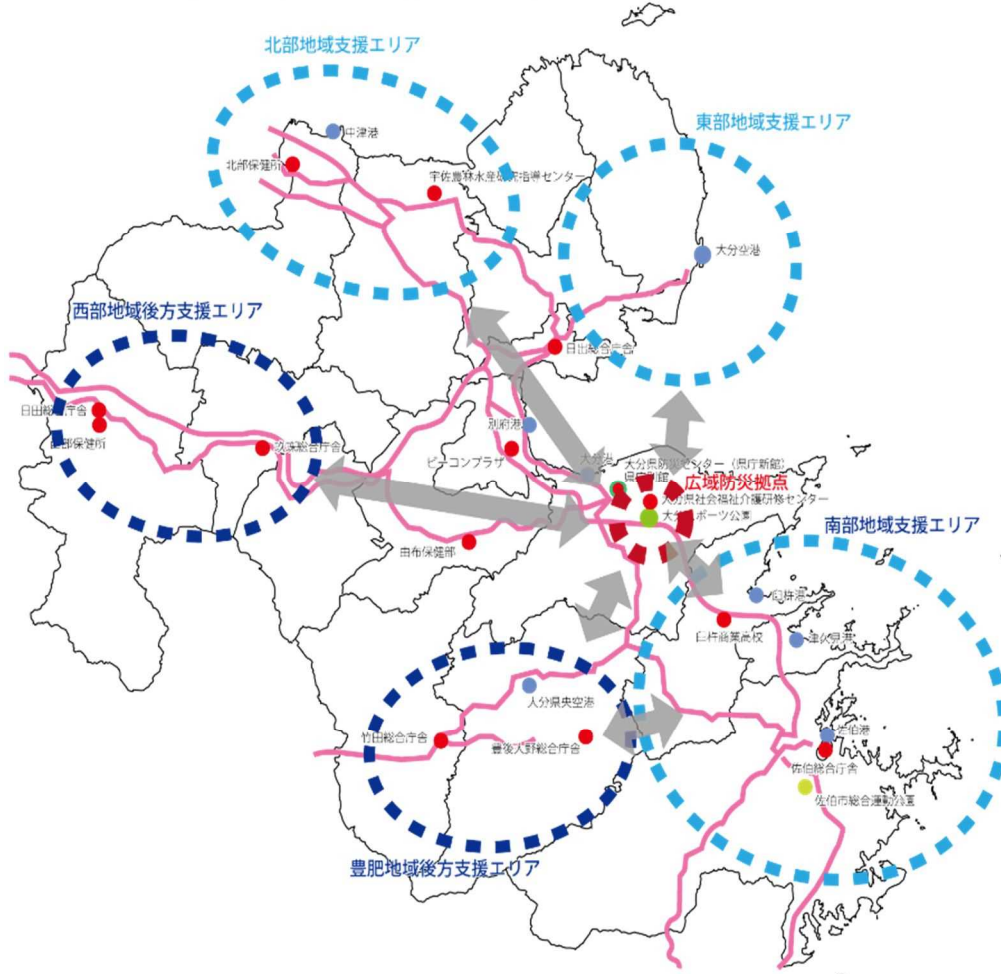
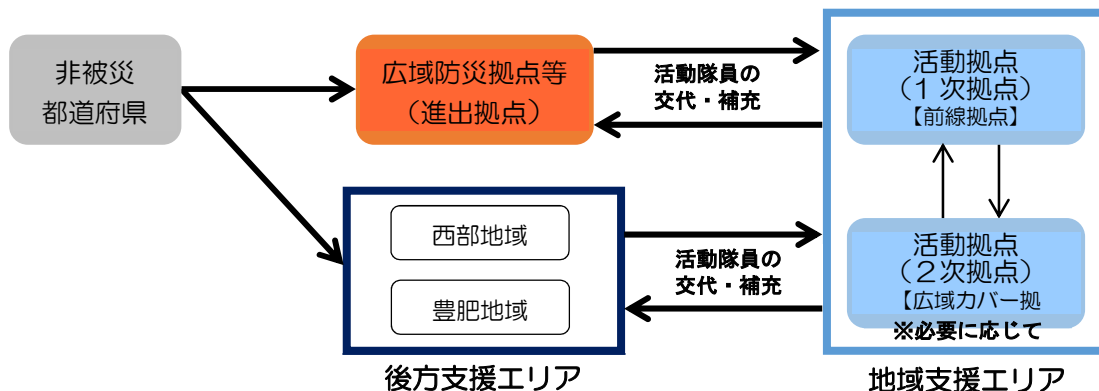


図 1-9 応援部隊活動拠点に係る地域支援エリアと後方支援エリアの連携イメージ



具体的な選定施設等の設定イメージ

エリア	市町村	地域支援エリア		後方支援 エリア
		1次拠点	2次拠点	
北部地域 支援エリア	中津市	大貞総合運動公園		萩尾公園
	宇佐市	宇佐市総合運動場（武道場除く）、宇佐市平成の森公園		
	豊後高田市	丘の公園、高田市民グラウンド、長崎鼻リゾートキャンプ場		
東部地域 支援エリア	姫島村	姫島中学校グラウンド		九重町文化センター多目的グラウンド、玖珠町総合運動公園
	国東市	国見グラウンド、国東陸上競技場、武蔵多目的広場、安岐野球場		
	杵築市	杵築市営総合運動場、杵築市営サッカー場、上村の郷（グラウンド）、山香庁舎前グラウンド		
	日出町	大田公園、日出町保健福祉センターグラウンド、黒岩公園、安養寺ふれあい広場		
	別府市	志高（東山小中学校横グラウンド部分）、市営志高湖（野営場）、大分県立別府鶴見丘高校（グラウンド部分）、野口原総合運動場、実相寺中央公園		
中部地域	大分市	シンボルロード「大分いこいの道」、南大分スポーツパーク（多目的広場）、豊後企画大分駄原球技場、西部スポーツ交流ひろば、大分工業高等専門学校（体育館・グラウンド）、日本文理大学（第11グラウンド）、鶴崎スポーツパーク、佐野植物公園、七瀬川自然公園、野津原運動場、ふれあい広場（佐賀関・白木）		大分スポーツ公園
南部地域 支援エリア	臼杵市	旧大分県立臼杵市商業高等学校跡地、野津吉四六ランド		三重総合グラウンド、大野総合運動公園
	津久見市	彦ノ内グラウンド、西ノ内グラウンド、第二中学校グラウンド		
	佐伯市	佐伯市総合運動公園、木立グラウンド、弥生スポーツ公園、佐伯市弥生番匠公園、道の駅やよい、旧昭和中学校グラウンド、床木グラウンド、上切畑グラウンド、尺間グラウンド、小半ふれあい広場、本匠西スポーツ公園、宇目スポーツ公園、宇目振興局（佐伯市庁舎）、道の駅宇目、旧重岡小学校グラウンド、八匹原広場、小野市グラウンド、直川スポーツ公園、直川源六原グラウンド		

(2) 県災害ボランティアセンターとの連携

- ・物資の仕分け、積み込み等の物流輸送体制の確保、広域防災拠点として活動していく上で必要な要員を確保するには、災害ボランティアの協力が不可欠であり、県災害ボランティアセンターと連携しながら、支援要員の確保を行う。

第5節 運用体制の強化

広域防災拠点（大分スポーツ公園）は大規模災害が発生したときにのみ設置するため、運用に関するノウハウの蓄積が課題となる。発災時に迅速に広域防災拠点を設置するためには、平時から関係課・室等の連携が不可欠である。また、災害対応終了後においては、残余物資の処理方法などの協議が必要になる。そこで、関係課・室等による「大分県広域防災拠点運営会議」を下記の要綱のとおり設置して、定期的に協議を行い体制の強化を図る。

大分県広域防災拠点運営会議設置要綱

（設置）

第1条 大分県広域防災拠点の円滑な運営に必要な事項について協議を行うため、大分県広域防災拠点運営会議（以下、「運営会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 運営会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）災害発生時の連絡体制に関すること
- （2）その他、広域防災拠点の円滑な運営に必要な事項に関すること

（組織）

第3条 運営会議は、座長及び構成員で構成する。

- 2 座長は、生活環境部防災局防災対策企画課防災企画班総括をもって構成する。
- 3 構成員は、別紙に掲げる所属の中から選任する。
- 4 座長が必要と認めるときは、新たに構成員を選任することができる。

（会議）

第4条 座長は、会議を招集し、これを主催する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

（事務局）

第5条 運営会議の事務局は、生活環境部防災局防災対策企画課内に置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成28年12月7日から施行する。

(別紙) 構成員所属

(株) 大宣

(株) メンテナンス

政策企画課

福祉保健企画課

医療政策課

県民生活・男女共同参画課

商工労働企画課

情報政策課

公園・生活排水課

教育改革・企画課

教育財務課

体育保健課

県立情報科学高校

警察本部警備第二課

危機管理室

消防保安室

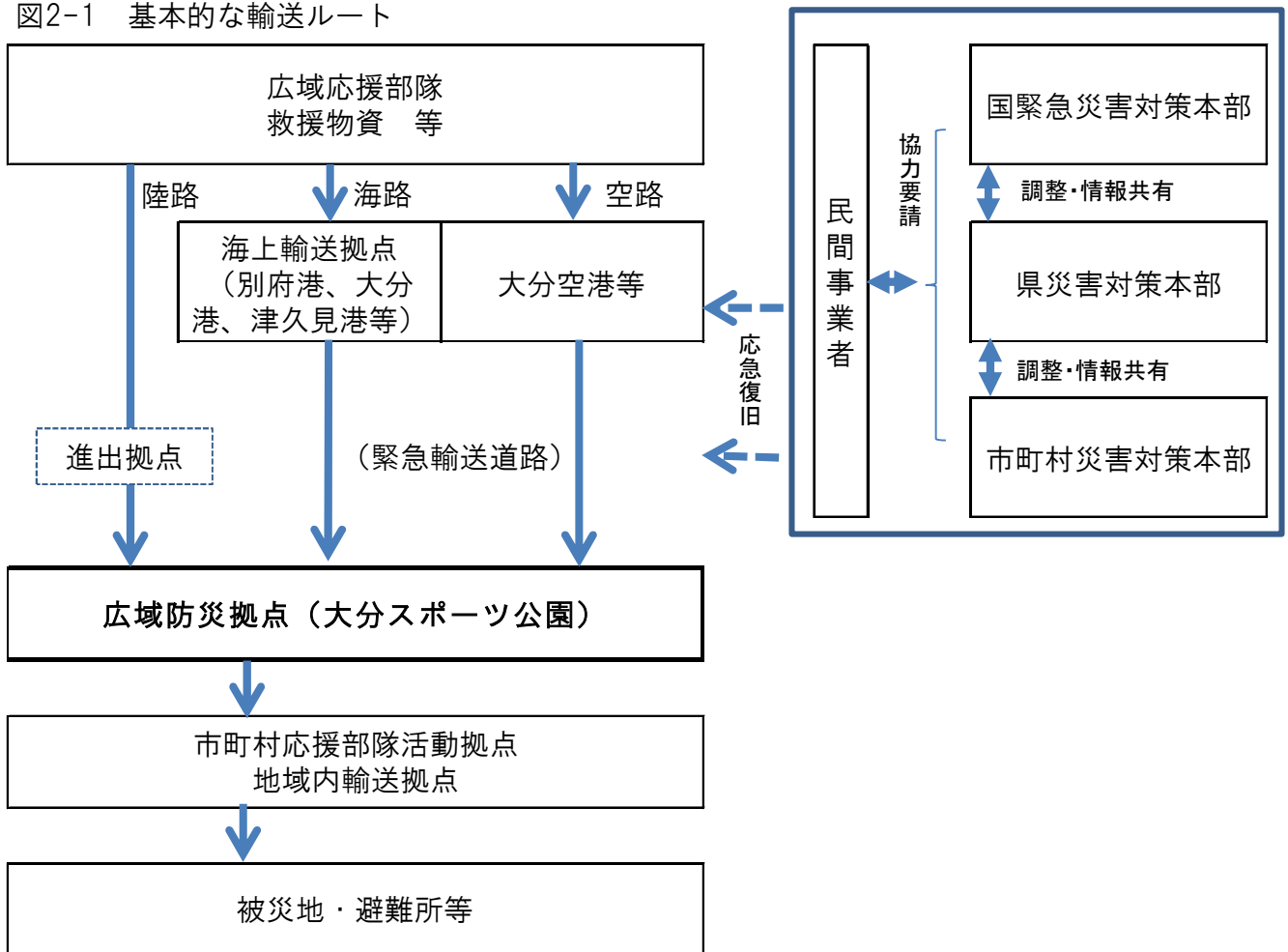
防災対策企画課

第2章 緊急輸送ルート計画

第1節 概要

- 被害が甚大な被災地域へ到達するためのアクセス確保が全ての災害応急対策活動の基礎であることに鑑み、地震発生直後から、応援部隊等・救援物資・燃料等の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ通行を確保すべき道路等を定めるものである。
- 大規模災害発生時に応援部隊等や救援物資等を各拠点へ円滑に輸送するため、被災地への進出経路については陸路を原則とするが、道路の被害状況等を勘案して、必要に応じて航空機又は船舶を使用する。
- 県災害対策本部は、緊急輸送活動が円滑に遂行できるよう、関係機関の協力を得て必要な交通規制及び広報等を実施するとともに、必要に応じて、緊急輸送道路や輸送拠点等の応急復旧等を行う。
- 市町村の応援部隊活動拠点及び地域内輸送拠点への輸送ルートの全体像は以下のとおり。

図2-1 基本的な輸送ルート



第2節 関係機関の役割

(1) 県災害対策本部

- ① 情報収集班は、効率的な輸送を行うため、道路や港湾等の被害状況及び応急復旧状況等の情報を公共・土木施設班等を通じて収集する。
- ② 公共・土木施設班は緊急輸送道路を速やかに啓開させるため、国等と連携し、建設業協会等の協力を得て、障害物の除去、応急復旧等を行う。
- ③ 輸送・調整班は道路啓開情報等を基に、緊急輸送ルートを選定する。
- ④ 広報・情報発信班は、報道機関等の協力を得て、道路の被害状況、一般車両の通行禁止、復旧見込み等について広報を行う。
- ⑤ 総務班及び地区災害対策本部庶務班は、災害対策基本法施行令第33条に基づき緊急通行車両の確認と標章の交付を行う。

(2) 県公安委員会、県警察本部

- ① 県公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条第1項の規定により、緊急輸送道路等を緊急交通路に指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。この場合、緊急交通路における交通規制は、災害対策基本法施行令第32条に基づき、表示の設置又は警察官の指示により行う。
- ② 交通規制を実施した場合は、報道機関等を通じて広報を行う。
- ③ 災害対策基本法施行令第33条に基づき緊急通行車両の確認と標章の交付を行う。

(3) 市町村災害対策本部

- ① 市町村内の道路（特に、応援部隊活動拠点及び地域内輸送拠点へのアクセス道路等）の被害状況を把握し、道路の通行可否等を確認し県災害対策本部に報告する。
- ② 緊急輸送ルートを速やかに確保するため、国等と連携し、建設業協会等の協力を得て、障害物の除去、応急復旧等を行う。

第3節 緊急輸送ルート

(1) 陸上輸送ルート

- ① 陸上輸送ルートは、「緊急輸送を確保するために必要な道路」（以下「緊急輸送道路」という。）のネットワーク計画（以下、「大分県緊急輸送道路ネットワーク計画」という。）に基づく、第1次及び第2次緊急輸送道路ネットワーク路線を基本とする。【資料8 緊急輸送道路ネットワーク図参照】
- ② このうち、啓開作業の優先度を設定した「大分県道路啓開計画」に基づき、関係機関と協議の上、順次啓開を行う。
- ③ 公共・土木施設班は、必要に応じて、県が管理する道路について、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、区間の指定を行い、車両の移動など緊急通行車両等の通行を確保するために必要な措置を行う。

- ④ 県公安委員会は、必要に応じて緊急輸送道路を緊急交通路に指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

(2) 航空輸送ルート

- ① 航空輸送ルートで利用する主要な空港及びヘリポートは、大分空港及び広域防災拠点(大分スポーツ公園)とする。
- ② 大分空港は、津波により浸水した場合は、大津波警報等が解除された後、復旧作業の完了を待って、航空機を利用した部隊及び物資の輸送に使用する。
なお、同空港には、SCUを設置予定であり、主に固定翼機を利用した県外への広域医療搬送を行う。
- ③ 広域防災拠点は、ヘリコプターを利用して物資等の輸送を行う。
なお、広域防災拠点には、SCU設置を設置予定であり、ヘリコプターを利用した広域医療搬送や地域医療搬送を行う。
- ④ 県央空港は、原則としてヘリコプターの給油等を含むヘリベースとして利用し、部隊や物資の輸送には利用しない。
なお、県央空港にSCUが設置された場合、近隣の災害拠点病院又は県外の医療機関までヘリコプター又は救急車等にて医療搬送を行う。

(3) 海上輸送ルート

- ① 海上輸送ルートで利用する海上輸送拠点は、重要港湾として位置づけられている港湾(中津港、別府港、大分港、津久見港、佐伯港)の中から、航路やアクセス路等の被災状況を把握した後、関係機関と協議の上で選定する。
- ② 選定した海上輸送拠点及びアクセス道路等の応急復旧を行い、概ね3日以内(発災時間等による)に救援物資等を輸送する船舶の受入れ準備を整える。
- ③ 啓開後の船舶の受入れにあたっては、啓開作業等を踏まえ、航行可能海域・航路について船舶へ周知徹底を図り、船舶の航行安全確保に努める。

第3章 救助・救急、消火活動等に係る計画

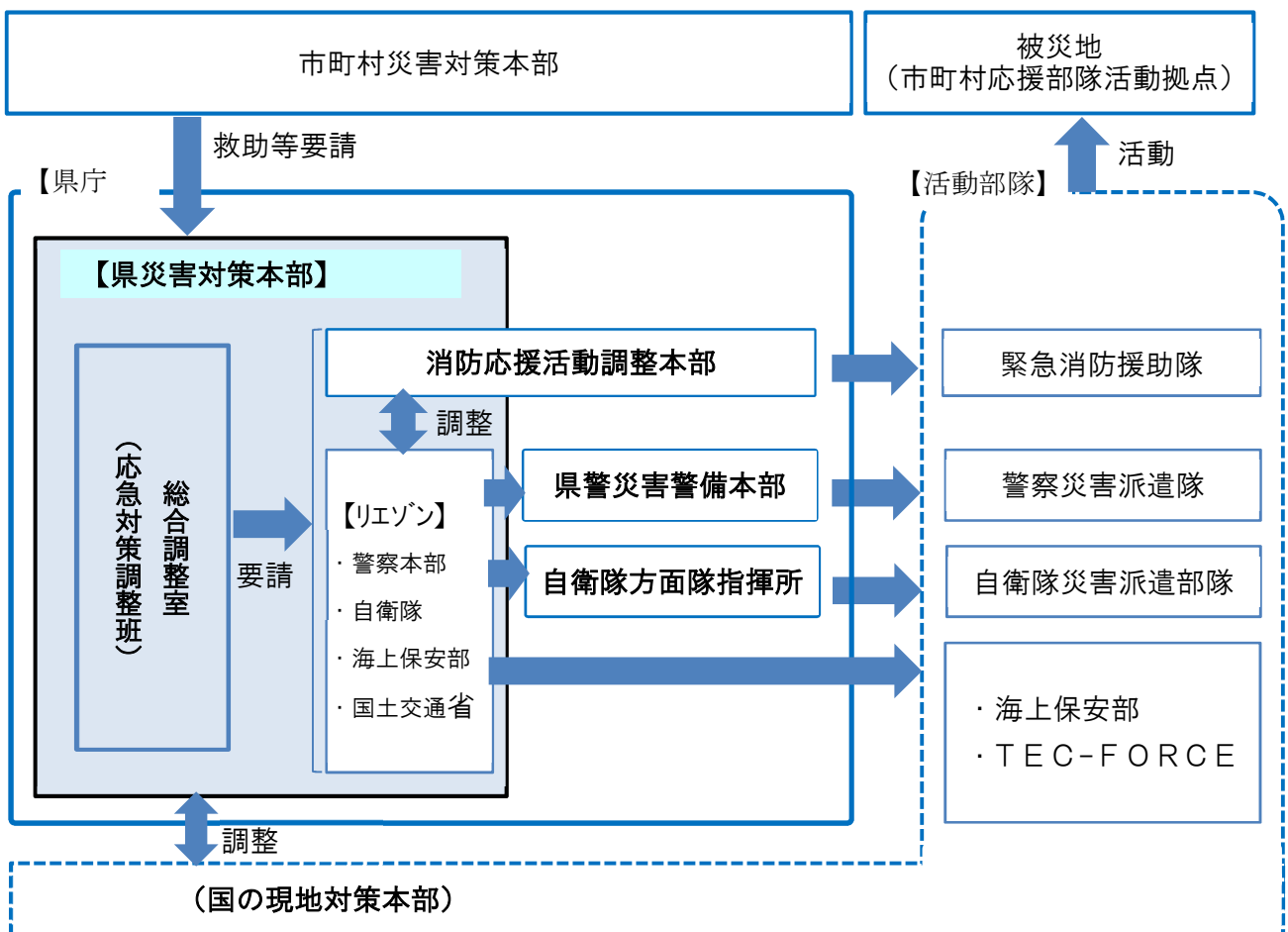
第1節 概要

- ・ 全国から派遣される警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊及び国土交通省TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の災害派遣部隊を中心とする応援部隊（以下「広域応援部隊」という。）を、人命救助のために重要な72時間を考慮しつつ、可能な限り早的確に被災地へ投入するため、発災後初動期における具体的な手順等を明らかにする。
- ・ 県内の警察、消防機関は発災直後から救助・救急、消火等に必要な部隊を最大限動員するとともに、市町村は、あらかじめ選定した応援部隊活動拠点の候補地から被災地への進出に適した拠点を定め、広域防災拠点と連携しながら救助・救急、消火活動等の対応を行う。

第2節 関係機関の役割

救助等の要請から活動調整及び指示等の全体概要は、以下のとおり。

図 3-1 各機関への派遣要請・調整の流れ



(1) 県災害対策本部、消防応援活動調整本部

- ① 被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、直ちに消防組織法第44条の2の規定に基づく消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を、県災害対策本部内又は政府現地対策本部（設置された場合に限る。）に近接した場所に設置する。
- ② 調整本部長は、知事（又は知事の委任を受けた者）とし、調整副本部長は、生活環境部防災局消防保安室長及び大分県に出動した指揮支援部隊長をもって充てる。本部長の職務を代行する調整副本部長の順位は、第1順位を生活環境部防災局消防保安室長、第2順位を大分県に出動した指揮支援部隊長とする。
- ③ 調整本部は、県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - ア. 被害状況、県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - イ. 被災地消防本部、消防団、県内の消防相互応援部隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - ウ. 県内での緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
 - エ. 自衛隊、警察、海上保安庁、国土交通省の広域応援部隊及びDMAT等関係機関との派遣区域及び活動内容等の調整に関すること。
 - オ. 大分県緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
 - カ. 県災害対策本部受援・市町村支援室広域受援班・医療活動支援班その他関係機関との連絡調整に関すること。

(2) 県公安委員会、県警察本部

警察庁等と連携を図り、警察災害派遣隊の受入れを行う。

(3) 市町村災害対策本部

- ① 県災害対策本部に被害状況等を報告し、広域応援部隊の派遣・出動要請を県災害対策本部に行う。通信途絶等で県災害対策本部に要請ができない場合は、直接、自衛隊及び緊急消防援助隊の出動を要請する。
- ② 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置し、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - ア. 被害情報の収集に関すること。
 - イ. 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
 - ウ. 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
 - エ. その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
- ③ 被災状況、広域応援部隊の規模、活動内容等に応じて、あらかじめ選定しておいた市町村施設等の中から応援部隊活動拠点を選定する。
- ④ 応援部隊活動拠点において部隊の受入れを行うとともに、燃料供給体制や必要な救助資

機材を確保し、広域応援部隊との連携により救助活動、消火活動等を行う。

- ⑤ 被災状況と地域の消防団及び自主防災組織等地域の活動状況から、現場における広域応援部隊の役割・地域分担、重点活動地域等を調整する。

第3節 広域応援部隊への要請等の手続

(1) 自衛隊への要請

自衛隊の災害派遣は、自衛隊法第83条により、知事の要請を受けて派遣されることが原則であり、その要請の手続は、以下のとおりである。

なお、南海トラフ地震の発生など、特に緊急事態で知事が要請を行うことができないと認めるときや、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たず派遣される。

- ① 知事は、大規模災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められる時は、自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。この場合、総合調整室長は、収集した被害情報を基に、自衛隊リエゾンとの事前協議（緊急性、公共性、非代替性）の上、知事に対して自衛隊の派遣要請を上申する。

要請は、要請先に対して次の事項を明らかにした上で行うこととする。

- ・災害の状況及び派遣を要する事由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する区域及び活動内容
- ・その他参考となるべき事項

- ② 知事が災害派遣要請を行う場合の要請先は、第41普通科連隊長（別府駐屯地）とする。知事が不在の場合は、副知事、生活環境部長、生活環境部防災危機管理監、生活環境部防災対策企画課長の順位で知事の職務を代行する。

- ③ 自衛隊の災害派遣部隊は、関係機関と緊密な連携の基に以下の活動を実施する。

- ・被害状況の把握
- ・避難者の援助
- ・遭難者等の捜索活動
- ・水防活動
- ・消防活動の支援
- ・道路又は水路の啓開
- ・応急医療、救護及び防疫
- ・人員及び物資の緊急輸送
- ・炊飯及び給水
- ・援助物資の無償貸与又は譲与
- ・危険物の保安及び除去
- ・その他

- ④ 総務班は、事後、文書で要請するとともに、応援部隊活動拠点等必要な情報についてリエゾンを通じて自衛隊に対して情報提供を行う。
- ⑤ 情報収集班は、関係市町村、地区災害対策本部、防災関係機関へ応援要請を行ったことを連絡する。

(2) 緊急消防援助隊への要請

消防庁長官は、消防組織法第44条により知事からの要請を受けて緊急消防援助隊を派遣することを原則としている。

知事は、被災地の市町村長から要請が無い場合も、大分市消防局長（代表消防機関が被災している場合は、別府市消防長）と協議し、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動要請を行う。

なお、消防庁長官は、南海トラフ地震のような大規模な災害が発生し、知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、知事の要請を待たずに緊急消防援助隊を派遣できることとなっている。

要請の手続は、以下のとおりである。

- ① 県災害対策本部は、市町村から派遣要請を受け、災害の状況及び大分県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、消防組織法第44条第1項の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

この要請は、消防保安室が電話により直ちに行うものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第、電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、ファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする）により速やかに行うものとする。

- ・ 災害の概況
- ・ 出動が必要な区域や活動内容
- ・ その他緊急消防援助隊お活動のために必要な事項

- ② 消防保安室は、受入れルート、集結場所、応援部隊活動拠点等について市町村等と調整するなど、受入れに必要な情報提供を行う。
- ③ 情報収集班は、関係市町村、地区本部、防災関係機関へ応援要請を行ったことを連絡する。

(3) 警察災害派遣隊への要請

- ① 県公安委員会は、警察法第60条第1項の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対して、援助を要請する。
- ② 警察災害派遣隊は、以下に掲げる活動を任務とする。
 - ・ 情報の収集及び連絡
 - ・ 避難誘導
 - ・ 救出救助

- ・ 検視、死体見分及び身元確認の支援
- ・ 緊急交通路の確保及び緊急通行車両の先導
- ・ 行方不明者の捜索
- ・ 治安の維持
- ・ 被災者等への情報伝達
- ・ 上記掲げるもののほか、大分県警察本部長が特に指示する活動

(4) TEC-FORCEへの要請

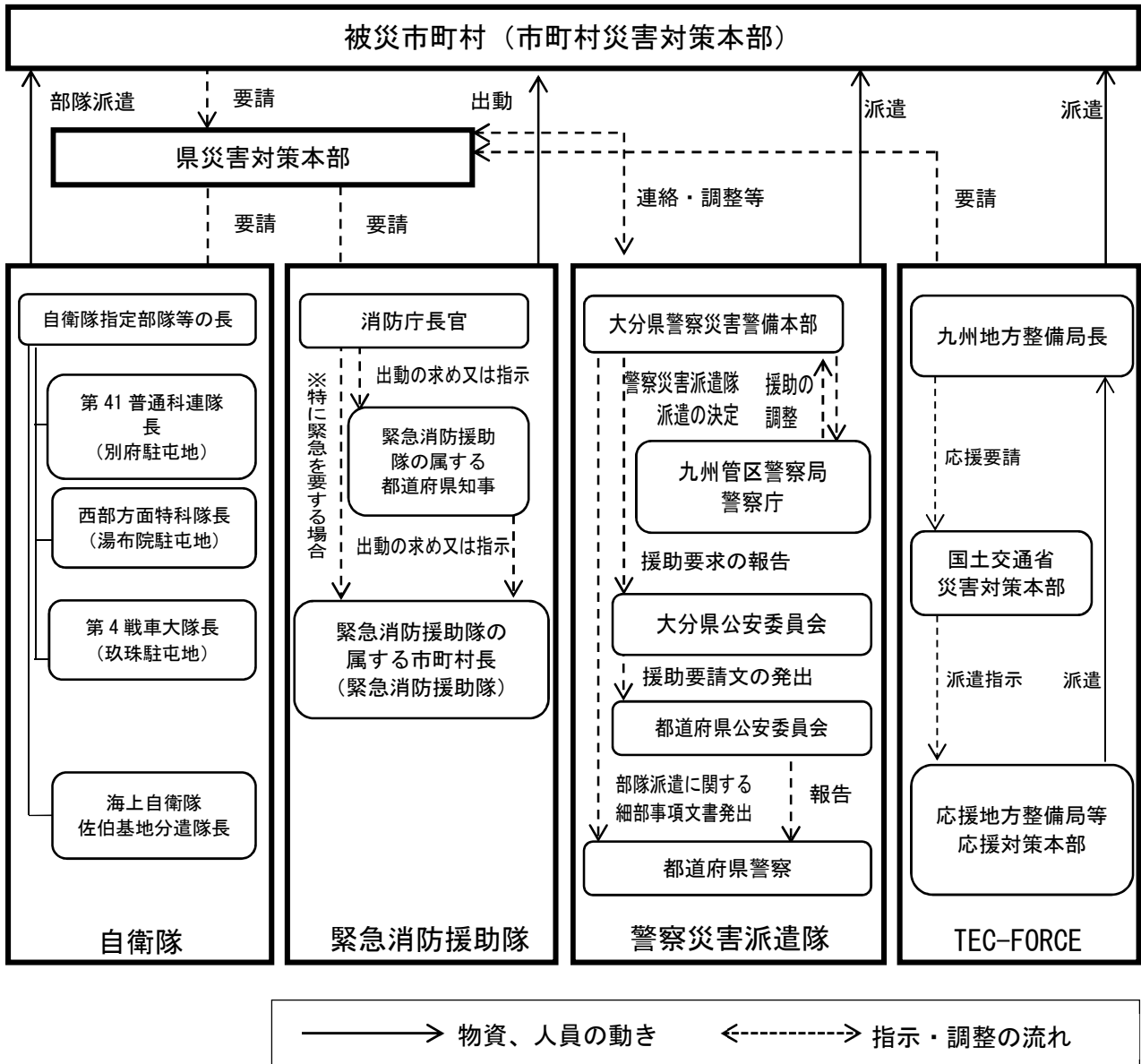
九州地方整備局長は、災害対策基本法及び九州地方における大規模災害時の応援に関する協定書により、災害対策本部からの要請を受けてTEC-FORCEを派遣することを原則としている。

なお、大規模な災害が発生し、緊急を要しかつ要請を待ついとまがないと認められる場合は、九州地方整備局長が独自の判断によりTEC-FORCEを派遣できることとなっている。

要請の手続きは、以下のとおりである。

- ① 社会基盤対策部長は、大規模な災害が発生又は発生のおそれがあり、TEC-FORCEの応援等が必要と判断した場合は、協定に基づき九州地方整備局企画部長に電話等により応援要請を伝え、速やかに書面にて応援要請を提出するものとする。
- ② TEC-FORCEは、人命救助を最優先に、関係機関と連携して、被災地域内の救助・救急活動の支援等のため、以下に掲げる活動を任務とする。
 - ・ 被災状況の把握
 - ・ 緊急輸送ルート確保（道路・航路の啓開）
 - ・ 施設・設備等の二次災害防止対策
 - ・ 緊急排水
 - ・ 被災地方公共団体の支援
 - ・ 緊急・代替輸送等に係る輸送支援
 - ・ 空港施設の復旧
 - ・ 応急復旧対策等の技術的指導
 - ・ その他災害応急対策活動

図 3-2 関係機関における情報の流れ



第4節 応援部隊活動拠点等の受入れ体制の整備

(1) 広域防災拠点及び応援部隊活動拠点の開設

- ① 県災害対策本部長が広域防災拠点の開設を指示した場合は、広域応援部隊の円滑な受入れのため、現地調整所要員を派遣し、必要な作業を行う。
- ② 市町村災害対策本部は、応援部隊活動拠点の使用の可否について調査を行い、県災害対策本部にその結果を報告する。市町村災害対策本部は、活動区域における広域応援部隊の宿泊施設や活動車両の駐車スペース、通信機器や複写機等の設置状況等を考慮して、応援部隊活動拠点を選定する。開設の際は、市町村災害対策本部が当該施設管理者に対して、応援部隊が活動拠点を開設するための施設の開錠、施設内における立ち入り禁止区域の設定の依頼を行う。

(2) 活動拠点へ進出する広域応援部隊への情報提供

調整本部は、被害状況や市町村からの救助要請等の災害応急対策に関する各種情報を迅速・的確に把握し、応援部隊活動拠点へ進出する部隊に対して、以下の事項について情報提供等を行う。

- ・ 被害状況
- ・ 県災害対策本部への連絡方法、連絡先一覧
- ・ 割り当てた応援部隊活動拠点
- ・ 県又は該当市町村からの応援要請事項
- ・ 応援要請に係る応援部隊活動拠点周辺の地図
- ・ 応援部隊活動拠点までの緊急輸送道路ネットワーク図
- ・ その他必要な事項

(3) 広域応援部隊のための燃料の確保

支援物資班は、協定に基づき大分県石油商業組合に対して広域防災拠点や応援部隊活動拠点等を優先供給施設として要請し、燃料の供給体制を確保する。この場合、危険物の仮貯蔵・仮取扱い施設の設置等、広域防災拠点や応援部隊活動拠点における燃料の給油体制は、所管する県及び市町村が確保する。

(4) 広域応援部隊のための資機材等の調達

- ① 災害時において、必要な応急用・復旧用資機材は、それぞれの部隊等において調達供給するが、部隊等から調達の要請があった場合は、支援物資班は、「災害時における生活必需物資の供給に関する協定」を締結している事業者（以下、「協定締結事業者」という。）等から調達を行う。
- ② 広域応援部隊は、原則食料等について自ら調達し完結するが、活動が長期間に及ぶ場合、部隊からの要請に基づき、支援物資班が協定締結事業者等から調達を行う。

(5) 活動状況の報告

広域応援部隊の活動状況については、市町村災害対策本部が各部隊からの報告を受け、県災害対策本部に報告する。

第4章 医療活動に係る計画

第1節 概要

- ・ 大規模災害発生時は、県内の医療救護能力を超える負傷者の発生や医療機関の被災による医療機能の低下により、県内の医療機関だけでは、重症患者等の受入れ・治療に十分対応できない事態が想定される。
- ・ このため、県内外から、災害派遣医療チーム（DMAT）をはじめとする医療チームの受入れを行い、災害拠点病院等の医療機能の継続・回復を図るとともに、対応が困難な重症患者等を航空機（ヘリコプターを含む）により、被災地外等の医療機関へ搬送し治療する体制を構築する。
- ・ DMATの活動と平行して、日本医師会災害医療チーム（JMAT）や、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、大学病院、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制を確保・継続する体制を構築する。

第2節 関係機関の役割

（1）県災害対策本部

- ① 関係機関と密接な連携を図りながら必要な活動を行うため、災害医療対策本部を設置するとともに、DMAT調整本部、SCU本部を設置する。
- ② 医療機関の被災状況及び稼働状況など医療情報を収集し、その提供を行う。
- ③ 大分DMAT指定病院に、大分DMAT及び災害医療コーディネーターの派遣を要請する。DMAT調整本部は、派遣されたDMATを指揮し、具体的な活動場所、業務等、必要な任務付与を行う。
- ④ SCU本部は広域防災拠点（武道スポーツセンターの武道場内）に設置し、災害医療対策本部と調整しながら、災害拠点病院等から重症患者等の受入れを行う。
- ⑤ 市町村又は医療機関から、医薬品の供給等について要請を受けた場合は、各協定に基づき必要な要請を行う。

（2）市町村災害対策本部

- ① 市町村は、管内の医療機関では負傷者を受入れができない場合、避難所内あるいは避難所の近くに医療救護所を設置する。
- ② 市町村は、地域の医師会、歯科医師会及び薬剤師会等に対して協力を求め、医療提供体制の確保に努める。

（3）医療機関（災害拠点病院等）

- ① 被災地の医療機関は、施設の被害状況やライフラインの状況、受入れ可能患者数等を把握し、必要な情報を広域災害救急医療情報システム（EMIS）に入力を行う。
- ② 施設内にヘリポートがある災害拠点病院は、県災害医療対策本部及びSCU本部等と連

携し、ヘリポートの運用を図る。

第3節 被災した災害拠点病院等の医療機能の継続・回復

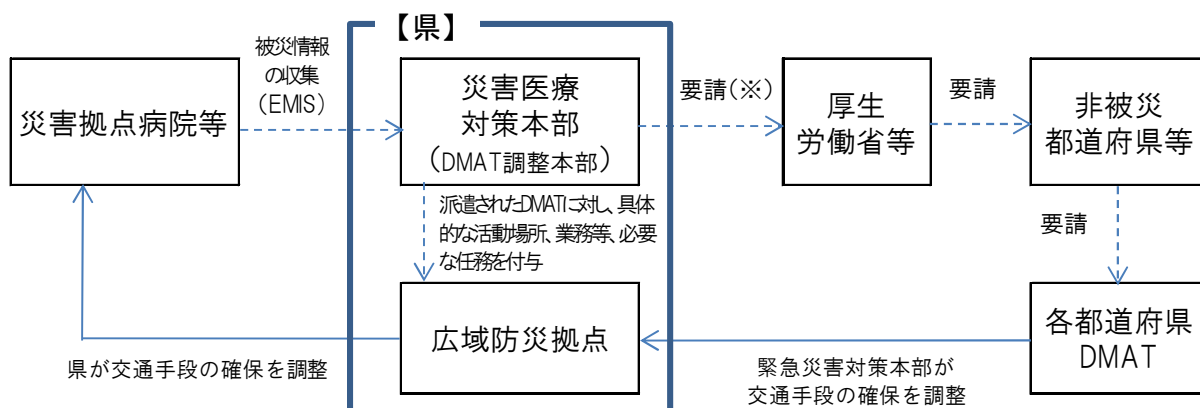
(1) 被災状況の把握

- ① 県災害医療対策本部は、EMISを活用して、災害拠点病院等をはじめとする被災地の医療機関の被災状況等について情報収集をする。
- ② 地区災害対策本部保健所班は、EMIS未入力 of 管内医療機関に対して入力を要請するとともに、必要に応じて電話又は訪問して確認を行い代行入力する。
- ③ 県災害医療対策本部は、大分県薬剤師会を通じて、被災地の薬局の被災状況の把握に努める。
- ④ 県災害医療対策本部は、収集した情報を整理して、市町村、消防機関、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、医療関係機関や県民に提供する。

(2) 必要な人材、物資及び燃料の供給

- ① 県災害医療対策本部は、被災地において災害拠点病院等が医療機能の継続等を図るため、必要な人材や物資・燃料の供給調整を行う。

図4-1 DMAT受入れの流れ



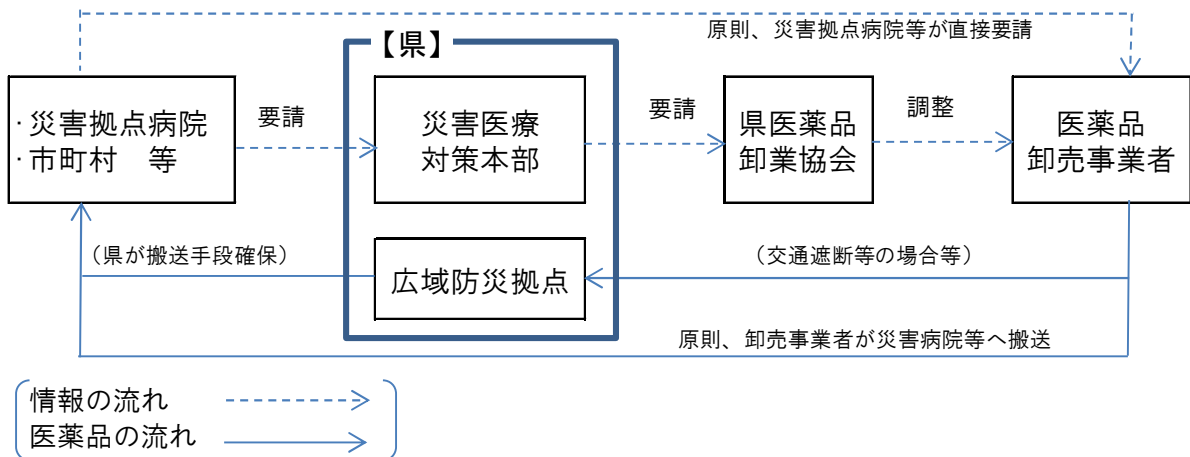
（情報等の流れ ----->
DMATの動き ----->）

※県から要請がない場合でも、緊急災害対策本部の設置が決定された段階で、直ちに厚生労働省DMAT事務局は非被災都道府県に、文部科学省は大学病院に対し、大分県等へのDMAT派遣を要請する。

- ② 必要な医薬品等は、原則として医療機関が医薬品卸売事業者に対し直接依頼して、供給を受ける。
- ③ 通信途絶等で供給ができない場合は、県災害医療対策本部は、市町村又は医療機関から医薬品等について調達の要請を受け、備蓄している救急医薬品等を供給するとともに、必要に応じて「災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」に基づき、大分県医薬品卸業協会に供給を依頼する。
- ④ 交通遮断等で直接医療機関に納入できない場合は、医薬品等の1次集積拠点として、武道スポーツセンターの武道場を利用する。この場合、医薬品等の搬送、運搬、分類には

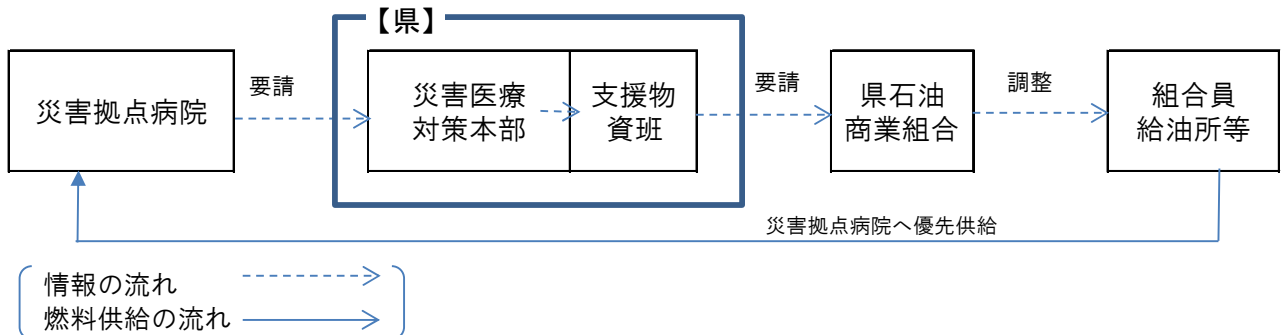
専門的な知識が必要となるため、「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、大分県薬剤師会に、災害医療支援薬剤師等の派遣を要請し、医薬品等の在庫管理を依頼する。

図4-2 医薬品等の調達の流れ



⑤ 県災害医療対策本部は、災害拠点病院から燃料について調達の要請を受けた場合は、支援物資班を通じて、大分県石油商業組合に燃料の優先供給を依頼する。

図4-3 燃料供給の流れ



(3) 機能維持が困難な医療機関への対応

県災害医療対策本部は、被災地において機能維持が困難な医療機関に対して、当該施設長と協議の上、患者の避難及び搬送の支援を行う。

第4節 広域医療搬送・地域医療搬送の流れ

(1) 基本的な考え方

- ① 県災害対策本部は、医療搬送が必要と判断した場合、国等関係機関と協議を行い、SCUを大分空港、広域防災拠点及び県央空港に設置する。
- ② 大分空港に設置するSCUは、県外の医療機関への搬送を前提としており、大分空港か

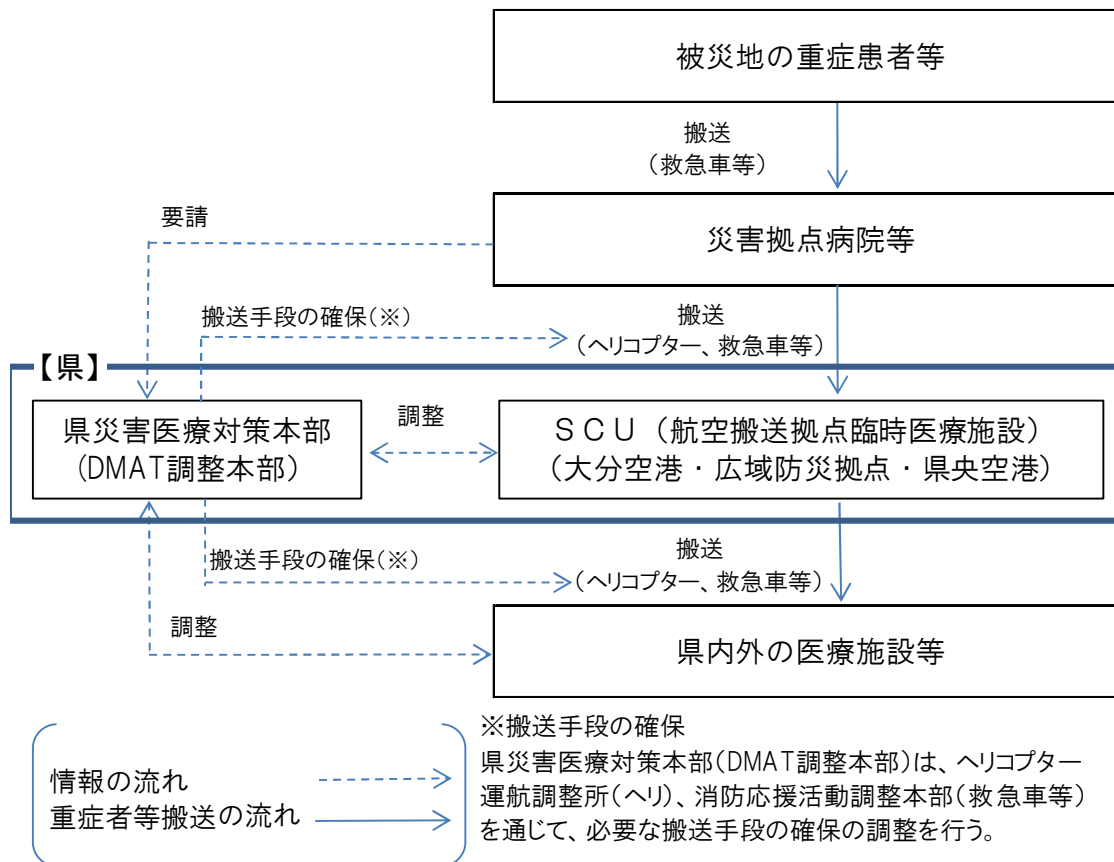
ら県外への航空機（固定翼機を含む）の確保ができていない場合のみ、被災地等から搬送を行う。

- ③ 広域防災拠点に設置するSCUは、県内及び県外の医療機関への搬送を前提とするとともに、救護所の機能も有する。
- ④ 県中央空港に設置するSCUは、県外（主に九州内）の医療機関への搬送を前提としており、県中央空港から近隣の災害拠点病院又は県外の医療機関へのヘリコプター又は救急車等が確保できている場合のみ、被災地から搬送を行う。
- ⑤ 広域防災拠点が被災やイベント等により使用できない場合は、大分空港及び県中央空港が広域防災拠点の機能を代替する。

(2) 広域医療搬送・地域医療搬送の流れ

- ① 県災害医療対策本部は、SCUの設置を決定する。その旨を、自衛隊、消防機関、市町村災害対策本部及び災害拠点病院等に連絡する。
- ② 県災害医療対策本部は、SCU設置予定の施設に県職員を派遣し、必要な資器材の設置等準備を行うとともに、DMATの受入れを行う。なお、県職員の派遣が難しい場合は、施設管理者に倉庫の解錠等、必要最小限の対応を要請し、DMATが受入れ準備を行う。
- ③ 災害拠点病院等は、対応が困難な重症患者等の医療搬送を県災害医療対策本部に要請する。原則として、被災地外の医療機関に搬送する時間を考慮しても、生命の危険が少ない傷病者を対象とする。
- ④ 要請を受けた県災害医療対策本部は、受入れを行う医療機関等と調整の上、医療搬送を決定し、搬送手段の確保をヘリコプター運航調整所及び消防応援活動調整本部に要請する。
- ⑤ 各SCUでは、重症患者等の受入れを行い、医療機関へ搬送するまでの間、安定化処置など必要な措置を行う。

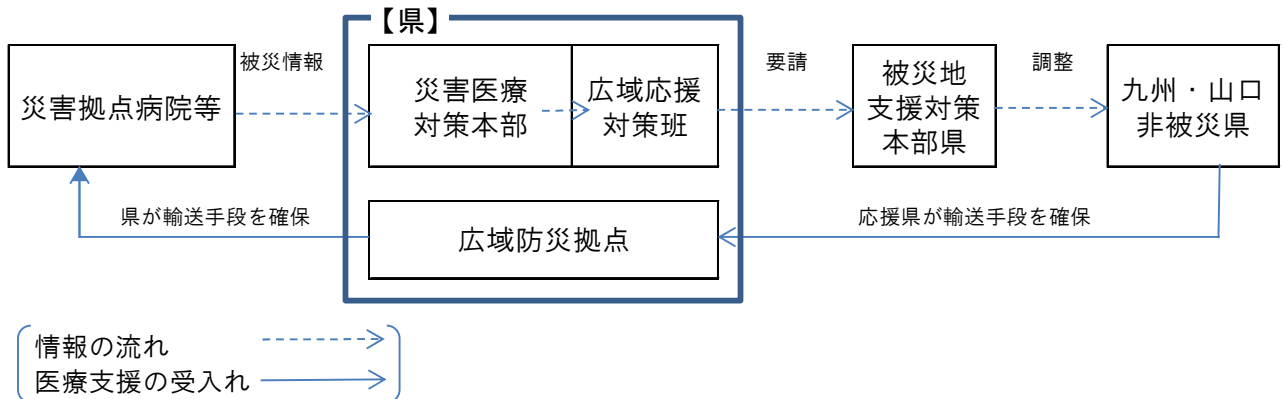
図4-4 広域医療搬送・地域医療搬送の流れ



第5節 非被災都道府県等からの医療救護班等の受入れ

- ① 県災害医療対策本部は、医療救護活動上必要であると判断したときは、日本赤十字社大分県支部及び大分県医師会に対し医療救護班の派遣を、大分県看護協会に対し災害支援ナースの派遣を、大分県薬剤師会に対し薬剤師班の派遣を要請する。また、精神保健医療への需要に対応するため、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣を厚生労働省に要請する。
- ② 県災害医療対策本部は、被災状況を確認した上で、「九州・山口9県災害時応援協定」に基づき、広域受援班を通じて医療支援を要請する。この場合、参集場所を広域防災拠点とすし、県災害医療対策本部は、受入れと派遣調整のため必要に応じて広域防災拠点に職員を派遣する。

図4-5 九州・山口9県災害時応援協定に基づく医療支援の受入れの流れ

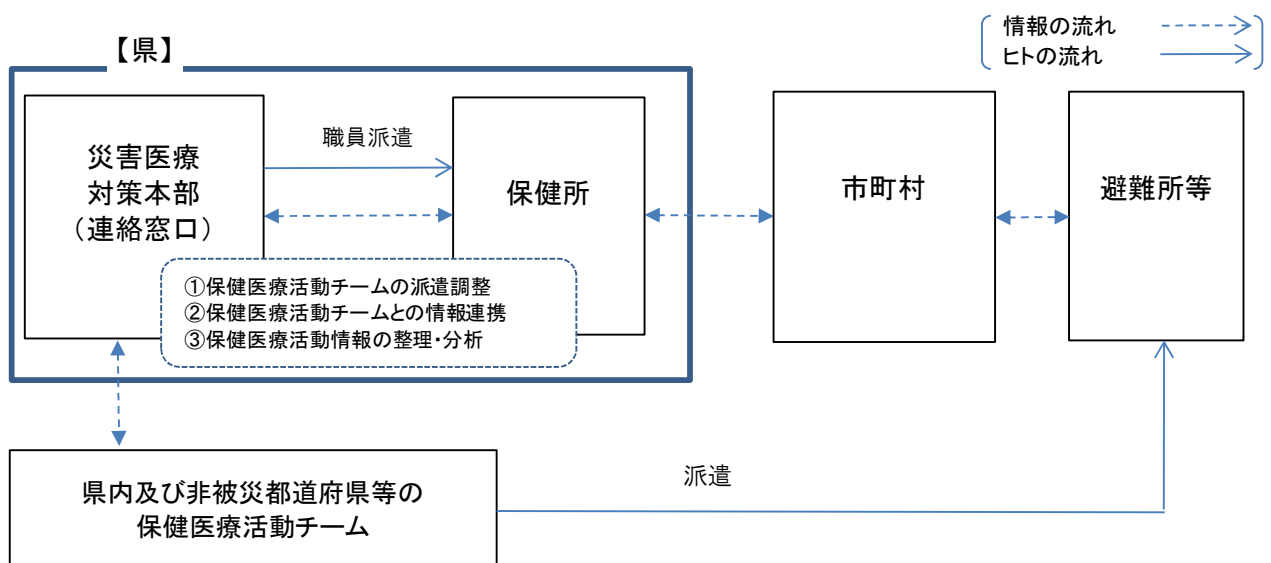


- ③ 被災地の災害拠点病院等に派遣する医療救護班については、広域防災拠点から車両等により搬送する。

第6節 被災地における保健医療活動チームの派遣調整

- ① 県災害医療対策本部は、保健所と連携し、県内の保健医療ニーズを整理・分析するとともに、県内及び他都道府県から派遣された保健医療活動チームの連絡窓口となり、派遣調整を行う。
- ② 保健所は、市町村と連携し、管内の保健医療ニーズを整理・分析するとともに、県内及び他都道府県から派遣された保健医療活動チームの派遣調整を行う。この際、県災害医療対策本部は、必要に応じて保健所へ職員を派遣する。

図4-6 保健医療活動チームの派遣調整の流れ



第5章 物資調達・燃料供給・電力及びガスの臨時供給に係る計画

第1節 概要

- 「大分県地域防災計画」において、食料、水、生活必需品について、発災後3日以内を目標に県外からの物資調達体制を確立することとしている。よって、最低3日分については、家庭や地域などで食料等を備蓄するよう推進しなければならない。特に、個人ニーズに応じて必要とされる物資（例えば、おむつ等）については、極力個々の世帯での備蓄と、避難の妨げとならない範囲での持ち出しを避難者は心掛ける必要がある。
- 一方で、津波や家屋の倒壊により家庭等の備蓄だけでは必要量を満たせない場合もあり、このような状況に備えて県や市町村において備蓄を行い、発災後、物資が不足している県民に対して、物資を給与する。
- これらによる対応によってもなお、不足する場合、県は「災害時における生活必需物資の供給に関する協定」を締結している民間事業者、「九州・山口9県災害時応援協定」に基づく被災地支援対策本部、又は国等に広域応援を求めることにより、県外から緊急に必要な物資を調達する。
- なお、発災当初は、被災市町村において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下すること等から、被災市町村のみでは、必要な物資量を迅速に把握することは困難を伴うと想定される。このため、県は、避難所の開設状況等、必要な情報収集に努めつつ、被災市町村からの具体的な情報を待たずに、必要不可欠と見込まれる物資を調達し、輸送する。（これを「プッシュ型支援」と呼ぶ。）この場合でも、できる限り早期に具体的な物資の必要量を把握し、物資を調達する体制（これを「プル型支援」と呼ぶ。）に切り替えるよう努める。
- 県は、災害時における生活必需物資の供給量を確保するため、民間事業者との協定締結先の拡大に努める。

図5-1 発災直後の物資調達に関する基本的な考え方（主食、副食、飲料水について）

原 則	自助・共助による備蓄		
被災等で自助・共助の備蓄が不足する場合	自助・共助による備蓄物資 (1/3)	県・市町村の備蓄物資 (1/3)	調達物資（流通備蓄） (1/3)

第2節 関係機関の役割

(1) 国

国は、県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送するものとする。県はできる限り早期に具体的な物資の必要量を把握し、必要に応じて国に要請する仕組みに切り替えるものとする。

①物資調達の対象品目

- ・ 国がプッシュ型支援により県に供給する品目は、食料、毛布、育児用調整粉乳、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、生理用品の8品目。

②プッシュ型支援の実施

- ・ 物資の被災地への輸送は、当該物資の調達依頼を受けた者（関係事業者等）が自ら輸送手段を確保することを原則とする。自ら県広域物資輸送拠点までの輸送手段を確保できない場合に限り、国の緊急災害対策本部が輸送手段の確保を調整する。
- ・ 港湾に物資を集約し、海上輸送によって輸送する方が効率的と見込まれる場合には、国土交通省が海上輸送を含む県広域物資輸送拠点までの輸送手段の調達に係る調整を行う。
- ・ 国が行うプッシュ型支援は、遅くとも発災後3日目までに、県広域物資輸送拠点に対して、必要量の全部又は一部の輸送を行う。
- ・ 国の緊急災害対策本部は、調達した物資の県広域物資輸送拠点への配分量と到達予定日時について情報共有する。

③プル型支援の実施

- ・ 県は自ら行う物資調達やプッシュ型支援による物資を勘案してもさらに供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、発注・要請元、要請品目、数量、納入・運搬先その他必要な事項を明示し、調達を要請。国は、要請に対応して、それぞれの担当する調整先と調整し、要請物資の調達・供給を行う。

(2) 県災害対策本部

①物資の調達・集積・輸送に係る調整

- ・ 支援物資班は、物資調達先の総合的な連絡調整を行う。
- ・ 支援物資班は、市町村の地域内輸送拠点の開設状況を把握し、輸送・調整班は輸送ルートを検討を行う。
- ・ 支援物資班は、各市町村（避難所等）が必要とする物資の量を把握し、関係機関が情報共有できるよう「大分県災害対応支援システム」を活用するものとする。ただし、被災により本システムが使用できない場合は、ファクシミリ等の代替手段により対応する。
- ・ 輸送・調整班は、救援物資の輸送が必要な場合は、「緊急・救援輸送に関する協定」に基づき大分県トラック協会及び赤帽大分県軽自動車運送協同組合等に要請を行う。
- ・ 輸送・調整班は、市町村から輸送手段の確保の要請があった場合や、複数の市町村で輸送手段の調整が必要な場合は、協定に基づき、市町村に代わって宅配事業者等に要請を行う。
- ・ 輸送・調整班は、カゴ車（ロールボックスパレット）の要否について支援物資班と協議の上決定し、使用する場合は、協定に基づき、宅配事業者等に要請を行うとともに、大分県トラック協会にパワーゲート車を要請する。
- ・ 支援物資班は、県広域物資輸送拠点を利用した救援物資の集積・仕分け等が必要な場合

は、協定に基づき、大分県倉庫協会に要請を行う。



積み卸し（パワーゲート車）

②備蓄物資の分配

- ・ 支援物資班は、地区災害対策本部を通じて県が備蓄物資を保管している施設の被災状況を把握する。
- ・ 支援物資班は、情報の混乱が予測される場合は、人口や被害想定等に基づき、市町村ごとの物資の分配量を決定する。

③協定締結事業者からの物資調達

- ・ 協定締結事業者への物資調達は、県と市町村による物資調達の重複を防ぎ、県が物資調達を総合調整できるよう、第一順位として県が行う。
- ・ 支援物資班は、協定締結事業者に対して、必要とする品目・数量及び搬送先を示し、物資の供給を要請する。
- ・ 支援物資班は、協定締結事業者から調達できる量を確認し、市町村ごとの配分量を決定し、その結果を市町村災害対策本部に連絡する。

④知事会等に対する応援要請

- ・ 広域受援班は、九州・山口9県と関西広域連合、全国知事会等との相互応援協定に基づき、「九州・山口9県被災地支援対策本部」（事務局九州地方知事会長県）を通じて、物資の支援を要請する。
- ・ 支援物資班は、応援都道府県からの物資の調達・輸送の決定を踏まえ、市町村ごとの配分量を決定し、その結果を市町村災害対策本部に連絡するとともに、必要な調整を行う。

⑤国に対する応援要請

- ・ 広域受援班は、九州・山口9県と関西広域連合、全国知事会等との相互応援協定によっても物資が不足する場合は、国（各省庁、現地対策本部が設置されている場合は現地対策本部）に対して、物資の調達を要請する。

- ・ 支援物資班は、国による物資の調達・輸送の決定を踏まえ、市町村ごとの配分量を決定し、その結果を市町村災害対策本部に連絡するとともに、必要な調整を行う。
- ・ 支援物資班は、物資の支援要請や調達・輸送調整について、関係機関における情報共有を図るため「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用するものとする。

(3) 市町村災害対策本部

①拠点の開設、運営、連絡・調整

- ・ 市町村災害対策本部は、あらかじめ設定した地域内輸送拠点の候補施設から、被害状況等を確認して開設を決定し、県災害対策本部に報告する。あらかじめ定めた地域内輸送拠点の候補施設の使用が困難な場合、又は、非効率となる場合等は、その旨を県災害対策本部に報告し、対応を協議する。
- ・ 地域内輸送拠点から、避難所等までの輸送手段及び拠点における物資の仕分等に必要な人員・資機材等を確保する。

②物資の調達

- ・ 市町村内で不足している（又は、不足する見通しである）物資の量を把握し、市町村の備蓄のほか、県に対して調達を依頼する場合は、品目別の数量を集約し、県災害対策本部に報告する。
- ・ 市町村災害対策本部は、市町村内で必要とする物資の量を把握し、県等に対して調達を依頼するため「大分県災害対応支援システム」を活用するものとする。ただし、被災により本システムが使用できない場合は、ファクシミリ等の代替手段により対応する。
- ・ 県による物資の供給を受けてなお不足する場合、県と連絡調整したうえで、協定締結事業者に対して、必要とする品目、数量及び搬送先を示し、物資の供給を要請する。

(4) 協定締結事業者

県から協定に基づき要請があった場合は、やむを得ない事由のない限り、以下の活動を行う。なお、発災直後は、事業者も被災し直ちに活動ができない場合があることから、事業者の被災状況を県は把握する。

①公益社団法人大分県トラック協会及び赤帽大分県軽自動車運送協同組合、宅配事業者等

- ・ 緊急・救援輸送の実施
- ・ 県災害対策本部等に輸送・物流に関する専門知識を有する者の派遣（県トラック協会）
- ・ 市町村から県へ要請があった場合の地域内輸送拠点から避難所等までの輸送（宅配事業者）
- ・ 輸送資機材（カゴ車）の確保（宅配事業者）

②大分県倉庫協会

- ・ 支援物資の受入れ、仕分け、保管・管理、出庫及び代替拠点の確保等（以下、「物資の保管等」という。）
- ・ 県災害対策本部等へ物資の保管等に関する助言を行う物流専門家の派遣
- ・ 市町村から県への要請に基づき、市町村の物資の保管等

③大分県石油商業組合

- ・ 組合員の給油所において、災害対策基本法第76条に定める緊急通行車両（消防車、救急車等）に対して優先的に燃料を供給。
- ・ 組合員の給油所において、市町村等が行う炊き出し及び避難所の暖房等に必要な燃料を優先的に供給。
- ・ 組合員の給油所及び燃料配送拠点において、防災拠点（県及び市町村の庁舎等）、災害拠点病院その他災害応急対策上特に重要な施設に対して優先的に燃料を供給。

④由布市災害ボランティアバイク隊

- ・ 緊急・救援輸送の実施

第3節 物資調達の流れ

(1) 県備蓄物資について

- ① 県災害対策本部は、被災地の状況など勘案して必要と判断した場合は、速やかに県が備蓄している物資（以下、「現物備蓄」という。）を、プッシュ型で支援を実施することを決定する。県が備蓄している主な物資の品目は以下のとおり。

食料（アルファ化米、レトルトカレー）、飲料水、毛布、乳児用粉ミルク、小児用・大人用紙オムツ、生理用品、簡易トイレ、段ボールベッド、ブルーシート

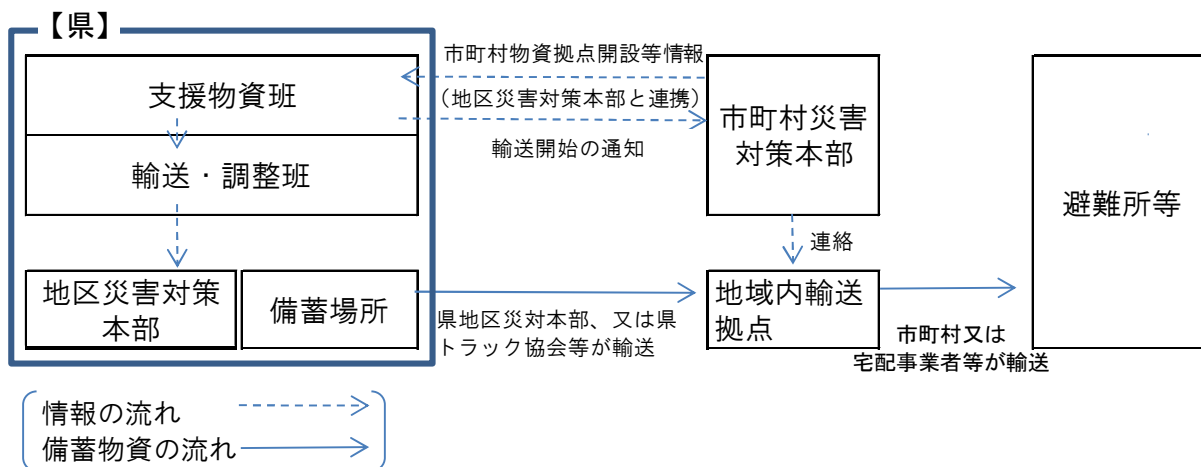
- ② 支援物資班は、地区災害対策本部と連携し被災市町村における地域内輸送拠点の開設状況、受入れ体制を確認し、プッシュ型支援の実施を当該市町村に伝達する。
- ③ 支援物資班は、被災市町村ごとの配分量を決定し、配分量及び到着予定日時について当該市町村に通知する。正確な避難者数が把握困難な場合は、全備蓄量を被災市町村の人口等を基にその配分量を決定する。なお、南海トラフ地震の場合、大分県地震被害想定調査結果（平成31年3月）における想定避難者数に基づき分配する。

（資料7を参照）

- ④ 輸送・調整班は、各備蓄場所の地区災害対策本部、大分県トラック協会及び赤帽大分県軽自動車運送協同組合等と輸送の調整を行い、市町村の地域内輸送拠点まで輸送を行う。
- ⑤ 市町村災害対策本部は、地域内輸送拠点から避難所等までの輸送手段として、宅配事業者等と輸送の調整を行い、避難所等まで輸送を行う。

備蓄物資の輸送の流れは以下のとおり。

図5-2 備蓄物資の流れ



(2) 調達物資について

【プッシュ型】（発災後から概ね3日目までを目処）

- ① 県災害対策本部は、被災地の状況など勘案して現物備蓄の給与をしてもなお必要と判断した場合は、速やかに調達物資によるプッシュ型の支援を実施することを決定する。
- ② 支援物資班及び食糧班は、協定締結事業者等からの物資調達によるプッシュ型支援の実施を当該市町村に伝達する。
- ③ 支援物資班は、調達品目、調達量を決定し、不足する調達品目については、協定締結事業者に対して物資の調達を要請する。

プッシュ型による調達品目及び1回の必要量は概ね以下のとおり。

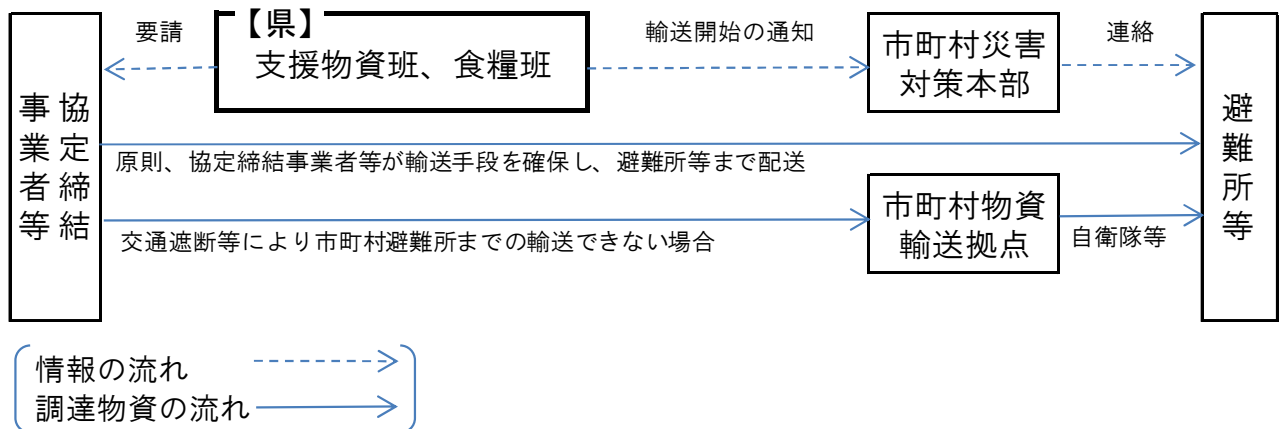
調達品目	想定避難者数	1日の必要量の算出式
食料	大分県地震被害 想定調査結果 (平成31年3月)	想定避難者数×3食
毛布		想定避難者数×2枚 (※)
育児用調製粉乳		想定避難者数×0歳人口比率×必要量140g×1日分
乳児・小児用おむつ		想定避難者数×0~2歳人口比率×必要量8枚×1日分
大人用おむつ		想定避難者数×必要者割合0.005×必要量8枚×1日分
携帯トイレ・簡易トイレ		想定避難者数×使用量5回×1日分 (事前に上水道支障状況を把握が必要)
トイレトペーパー		想定避難者数×一人1日当たり必要量0.18巻×1日分
生理用品		想定避難者数×12~51歳女性人口比率×一人1週間 (7日間) 当たり必要量30枚×1/7×1/4

※毛布は1人の必要量

- ④ 支援物資班は、協定締結事業者に調達の要請をする場合、原則として、独自に輸送手段を確保でき、被災市町村の避難所まで直送ができる事業者を優先して要請を行う。なお、交通遮断等により市町村避難所までの輸送できない場合は、市町村の地域内輸送拠点まで輸送する。この場合、応急対策調整班を通じて自衛隊等の協力を得て地域内輸送拠点から避難所までの輸送を行う。要請の際は、被災状況や避難所の開設情報、道路啓開情報など必要な情報を併せて提供する。
- ⑤ 支援物資班は、調達した物資量及び到着予定日時について当該市町村に通知する。

プッシュ型物資調達の輸送の流れは以下のとおり。

図5-3 プッシュ型支援の流れ



【プル型】(概ね発災後4日目以降)

- ① 県災害対策本部は、市町村災害対策本部からの要請に基づく物資の支援については、プル型の支援を実施する。
- ② 市町村災害対策本部は、避難所等からの情報を基に、調達が必要な物資の品目、量を大分県災害対応支援システムに入力する。プル型で扱う物資の品目は、避難所で必要な物資全般とする。なお、この場合、1日1回の定時報告を基本とし、被災により本システムが使用できない場合は、ファクシミリ等の代替手段により対応する。
- ③ 支援物資班及び食糧班は、大分県災害対応支援システムを活用して市町村からの要請を定時にとりまとめる。なお、被災により本システムが使用できない場合は、情報収集班が、ファクシミリ等の代替手段により市町村からの要請を定時にとりまとめ、支援物資班及び食糧班に報告する。
- ④ 支援物資班及び食糧班は、県広域物資輸送拠点に集積している物資を確認した上で、調達が必要な品目及び量を決定して協定締結事業者、又は広域受援班を通じて国等に調達の要請を行う。
- ⑤ 輸送・調整班は、県広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点までの輸送を大分県トラック協会及び赤帽大分県軽自動車運送協同組合等に要請する。

- ⑥ 市町村災害対策本部は、地域内輸送拠点から避難所等までの輸送を宅配事業者等に要請する。なお、市町村災害対策本部は、地域内輸送拠点から避難所等までの輸送手段を確保できないと判断した場合は、県災害対策本部へ要請する。
- ⑦ 県災害対策本部は、市町村災害対策本部からの要請を受け、地域内輸送拠点から避難所等までの輸送を宅配事業者等に要請する。
- ⑧ 支援物資班は、輸送する物資量及び到着予定日時について当該市町村に通知する。

プル型物資調達の輸送の流れは以下のとおり。

図5-4 プル型支援の流れ

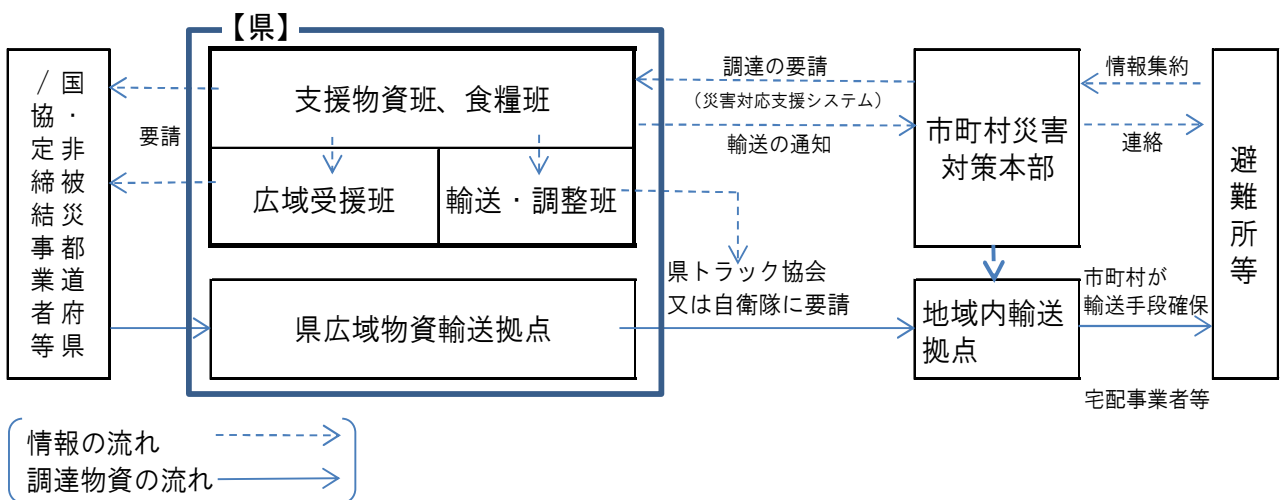
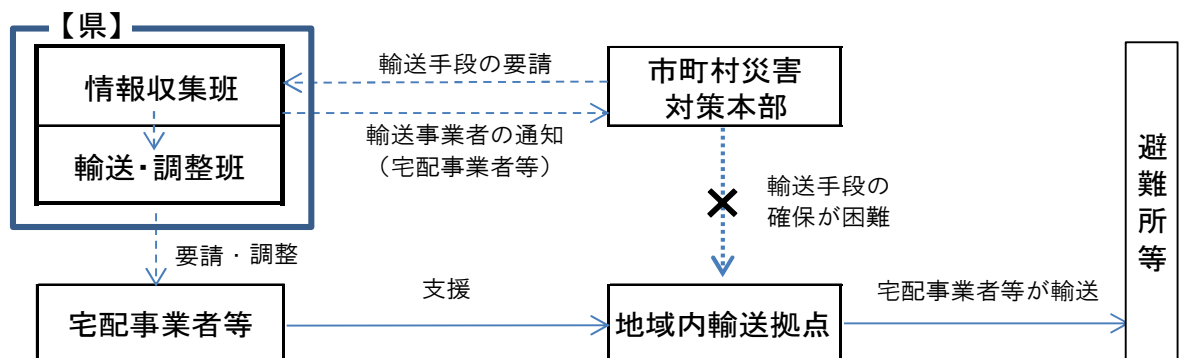


図5-5 宅配事業者等への要請の流れ



(3) 義援物資について

- ① 大規模災害の発災直後は相当の混乱が予想されることから、県広域物資輸送拠点における救援物資の仕分け、在庫管理等の体制が整うまでの間、義援物資（個人、団体等からの無償の救援物資）は受入れないものとする。体制が整った後は、支援物資班は、被災市町村からの需要とマッチングを行いながら受入れを行うものと行わないものを選定し、リストや送付先、目標量を決定する。この場合、指定した場所まで提供側が輸送手段を

確保するなど、自己完結型の支援を要請する。需要がない物資や個人等から送られる小口や品目が混載した義援物資については、体制が整った後も、これを受入れない。

- ② 広報・情報発信班は、支援物資班が作成したリストや送付先についてホームページで公表する。なお、公表に当たっては小口や品目が混在した義援物資の送付を控えるよう、国の現地本部や各報道機関等と連携して適切に広報を行う。

第4節 救援物資輸送の役割分担

災害による被災市町村の行政機能の低下など被害状況によっては、国と県が一体となって避難所までの物資輸送の最適化を図るよう努める。

(1) 輸送手段等の確保

- ① 県外等から広域物資輸送拠点までは、県から物資の調達依頼を受けた者（国、非被災都道府県、関係事業者等）が輸送手段を確保することを原則とする。広域物資輸送拠点から市町村物資拠点又は避難所までは県が、市町村物資拠点から避難所までは当該市町村が輸送手段を確保する。
- ② 輸送・調整班は、大分県トラック協会及び赤帽大分県軽自動車運送協同組合等に要請して、輸送手段を確保する。要請の際は、協定に基づき、物資の品名、数量及び荷姿などトラック確保に必要な情報も合わせて伝える。大分県トラック協会及び赤帽大分県軽自動車運送協同組合等による輸送が困難な地域に向けた緊急に輸送が必要な物資については、自衛隊の車両又はヘリコプターによる輸送を要請する。ただし、発災後の72時間については、救命、救助活動を優先する。
- ③ 支援物資班は、大分県倉庫協会に要請して、広域物資輸送拠点における物資の保管等に必要の人材や資機材を確保する。
- ④ 大規模災害時は、様々な輸送手段を講じても、全ての避難所に速やかに物資を届けることが難しい可能性が高いことから、原則として、指定避難所や地域内輸送拠点等にしか物資を輸送できないことについて、市町村はあらかじめ住民に周知するとともに、必要な物資をそれ以外の避難所にいる住民等に取りに来てもらう体制を構築する。
- ⑤ 輸送・調整班は、緊急物資を輸送する車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう、警察庁が定める要領による緊急通行車両等事前届出制度の活用など必要な調整を行っておく。
- ⑥ 県公安委員会による緊急交通路の指定後、緊急物資の搬送を行う事業者は、速やかに緊急通行車両等であることの確認を受け、輸送体制を確保する。

発災後の役割分担については以下のとおり。

救援物資輸送の役割分担

業務内容	時間	発災当日	2日目～
県外等から県広域物資輸送拠点までの輸送		原則、県から調達要請を受けた者が輸送手段を確保する。	
県広域物資輸送拠点における物資の保管等（※）		県支援物資班	県支援物資班 大分県倉庫協会
県広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点までの輸送		県輸送・調整班	県輸送・調整班 大分県トラック協会等 （自衛隊）
地域内輸送拠点における物資の保管等（※）		市町村	市町村 （大分県倉庫協会）
地域内輸送拠点から避難所等までの輸送		市町村	市町村 宅配事業者等 （自衛隊）
避難所における物資の保管等（※）		自主防災組織 自治会 等	自主防災組織 自治会 等 ボランティア組織

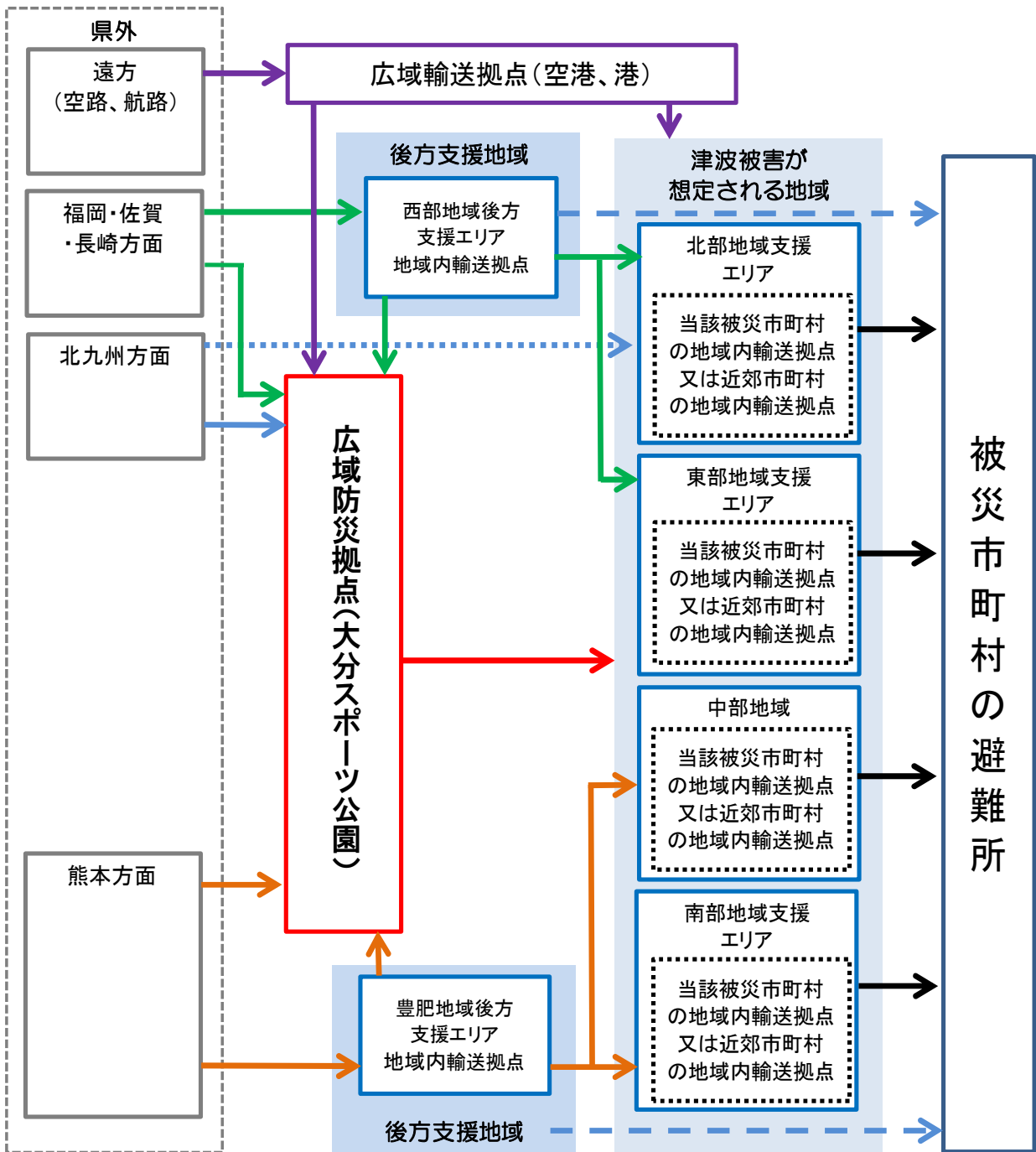
※物資の保管等（物資の受入れ、仕分け、保管・管理及び出庫等）

(2) 物資輸送拠点の確保

- ① 県広域物資輸送拠点は広域防災拠点（昭和電工ドーム大分）に設置する。ただし、昭和電工ドーム大分及び周辺道路が被災して利用できない場合は、支援物資班は、大分県倉庫協会を通じて県内の民間倉庫を確保し、県広域物資輸送拠点とする。県内の被害が著しいなど、被災地外に適切な施設や道路が確保できない場合は、「九州・山口9県被災地支援対策本部」等を通じて九州・山口各県が保有する広域物資輸送拠点（資料9）又は九州・山口地域内の民間倉庫を確保する。
- ② 地域内輸送拠点の候補施設は資料4のとおりとする。ただし、施設及び周辺道路が被災して地域内輸送拠点として使用できない、又は非効率となる場合は、支援物資班が調整を行い、周辺市町村（地域支援エリア又は後方支援エリア）の拠点又は民間倉庫等を活用する。
- ③ 以下の場合には、広域防災拠点を活用せず、地域支援エリア又は後方支援エリアにおける選定施設等を活用する。
 - ア. 県外からの輸送ルートにより広域防災拠点を經由せず、直接市町村の地域内輸送拠点に輸送する方が効率的な場合

- イ. 広域防災拠点又は被災市町村における地域内輸送拠点で物資の滞留が発生し、他の施設で一時的に保管する必要がある場合
- ウ. 広域防災拠点が被災やイベント等により使用できない場合

図 5-6 後方支援エリアと地域支援エリアの連携イメージ（南海トラフ地震を想定した場合）



第5節 燃料供給の流れ

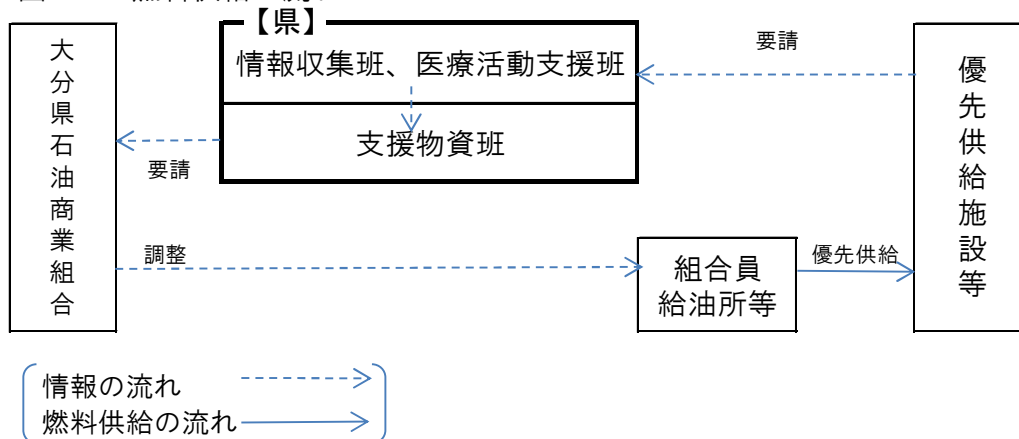
(1) 基本的な考え方

- ① 支援物資班は、災害対策本部となる庁舎、防災関連施設、災害拠点病院、市町村の応援部隊活動拠点その他の災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設（以下、「優先供給施設」という。）及び緊急通行車両について、「災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給等に関する基本協定」に基づき、大分県石油商業組合に対して優先供給を要請する。経費の負担は、供給を受けた者が、供給を受けたときに精算（燃料券等によるものを含む）することを原則とする。
- ② 支援物資班は、災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設、部隊の救助活動拠点その他災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設（以下「優先供給施設」という）をあらかじめ把握し、業務継続のための燃料を確保する。
- ③ 広域受援班は、上記協定に基づく優先供給では燃料確保が困難であると認める時は、燃料需要をとりまとめ、国の緊急災害対策本部の調整による優先供給を要請する

(2) 優先供給施設への供給

- ① 支援物資班は、情報収集班又は医療活動支援班を通して受けた優先供給施設からの燃料供給の要請について、大分県石油商業組合に対して優先供給を依頼する。
- ② 大分県石油商業組合は、県からの優先供給の要請を受けた場合は、供給可能な組合員の給油所等を通して、当該優先供給施設へ燃料の配送を行う。
- ③ 「石油の備蓄の確保等に関する法律（石油備蓄法）」第33条第1項の規定に基づく経済産業大臣から災害時石油供給連携計画及び災害時石油ガス供給連携計画の実施の勧告がなされた場合は、支援物資班は石油連盟を通じた優先供給を要請する。この場合、供給を受ける施設に2k1以上の空きタンクが必要な点に考慮を要する。
- ④ 避難所等から炊き出し用の燃料供給の要請があった場合、県支援物資班は、上記協定のほか、「災害時におけるLPガス供給等に関する協定」に基づき、大分県LPガス協会に対してLPガス及び設備の供給を要請する。

図5-7 燃料供給の流れ



(3) 緊急通行車両等への供給

- ① 支援物資班は大分県石油商業組合に対して、協定に基づき緊急通行車両等への優先供給を要請する。対象となる緊急通行車両等は以下のとおり。
 - ・ 消防車、救急車、警察用自動車、自衛隊車両など
 - ・ 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための自動車（通常、都道府県知事又は公安委員会が交付した標章、もしくは大分県が交付した災害時燃料優先供給用標章を前面に掲示しているもの）
- ② 大分県石油商業組合は、組合員の給油所等の被災状況を把握し、供給可能な給油所について、支援物資班に情報提供を行う。
- ③ 支援物資班は、緊急通行車両等が優先供給を受けられるよう、中核給油所（中核SS）及び供給可能な給油所について情報提供を行う。
- ④ 支援物資班は、燃料を輸送する車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう、警察庁が定める要領による緊急通行車両等事前届出制度の活用など必要な調整を行っておく。
- ⑤ 県公安委員会による緊急交通路の指定後、燃料輸送を行う事業者は、速やかに緊急通行車両等であることの確認を受け、輸送体制を確保する。

(4) 大分スポーツ公園における臨時給油所の設置

- ① 県災害対策本部（現地調整所）は、大分市消防局に消防法第10条第1項ただし書に基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱いを申請する。

なお、県は、臨時給油所が迅速に設置できるよう、大分市消防局が作成した「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」に基づき、事前に大分スポーツ公園における「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書」を作成し、大分市消防局に提出する。
- ② 支援物資班は大分県石油商業組合に対して、協定に基づき応援部隊等に対する燃料供給のため大分スポーツ公園内に設置する臨時給油所への優先供給を要請する。
- ③ 大分県石油商業組合は、組合員の給油所等の被災状況を把握し、臨時給油所における燃料供給を調整する。

第6節 電力・ガスの臨時供給

(1) 基本的な考え方

重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な電力及びガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給するため、県災害対策本部は電力またはガスの臨時供給が必要と判断した場合、一般送配電事業者、一般ガス導管事業者に対して臨時供給の実施を要請する。

(2) 優先供給施設のリスト作成

- ① 支援物資班は、災害発生時に電力の臨時供給が必要となる優先供給施設のリストをあ

らかじめ作成し、関係省庁（内閣府・経済産業省等）、一般送配電事業者と共有する。

- ②一般ガス導管事業者は、災害発生時にガスの臨時供給が必要となる優先供給施設のリストをあらかじめ作成し、関係省庁（内閣府・経済産業省等）、支援物資班と共有する。リスト作成にあたっては、県が協力する。

（3）臨時供給の実施

- ①被災一般送配電事業者は、発災後、供給支障が発生している地域について県災害対策本部に情報を提供する。県災害対策本部は優先供給施設等について電力の臨時供給の必要性を確認し、可能な範囲で供給の優先順位を検討のうえ、支援物資班を通じて臨時供給を行うべき施設への電力の臨時供給を被災一般送配電事業者に要請する。
- ②被災一般ガス導管事業者は、発災後、供給支障が発生している地域について、また、優先供給施設等への供給状況について県災害対策本部に情報を提供する。県災害対策本部は優先供給施設等について直接または一般ガス導管事業者を通じてガスの臨時供給の必要性を確認し、可能な範囲で供給の優先順位を検討のうえ、支援物資班を通じて臨時供給を行うべき施設へのガスの臨時供給を被災一般ガス導管事業者に要請する。

（4）国の調整による臨時供給

- ①県と被災一般送配電事業との間で電力供給を優先すべき施設の調整が調わない場合には、県は国の緊急災害対策本部に対し調整・臨時供給を要請する。また、緊急災害対策本部は、県の決定した優先順位を基本として必要に応じて優先順位を検討し、経済産業省を通じて被災一般送配電事業者に臨時供給を要請する。
- ②県と被災一般ガス導管事業との間でガス供給を優先すべき施設の調整が調わない場合には、県は国の緊急災害対策本部に対し調整・臨時供給を要請する。また、緊急災害対策本部は、県の決定した優先順位を基本として必要に応じて優先順位を検討し、経済産業省を通じて被災一般ガス導管事業者に臨時供給を要請する。

（5）緊急通行車両等の通行体制の確保

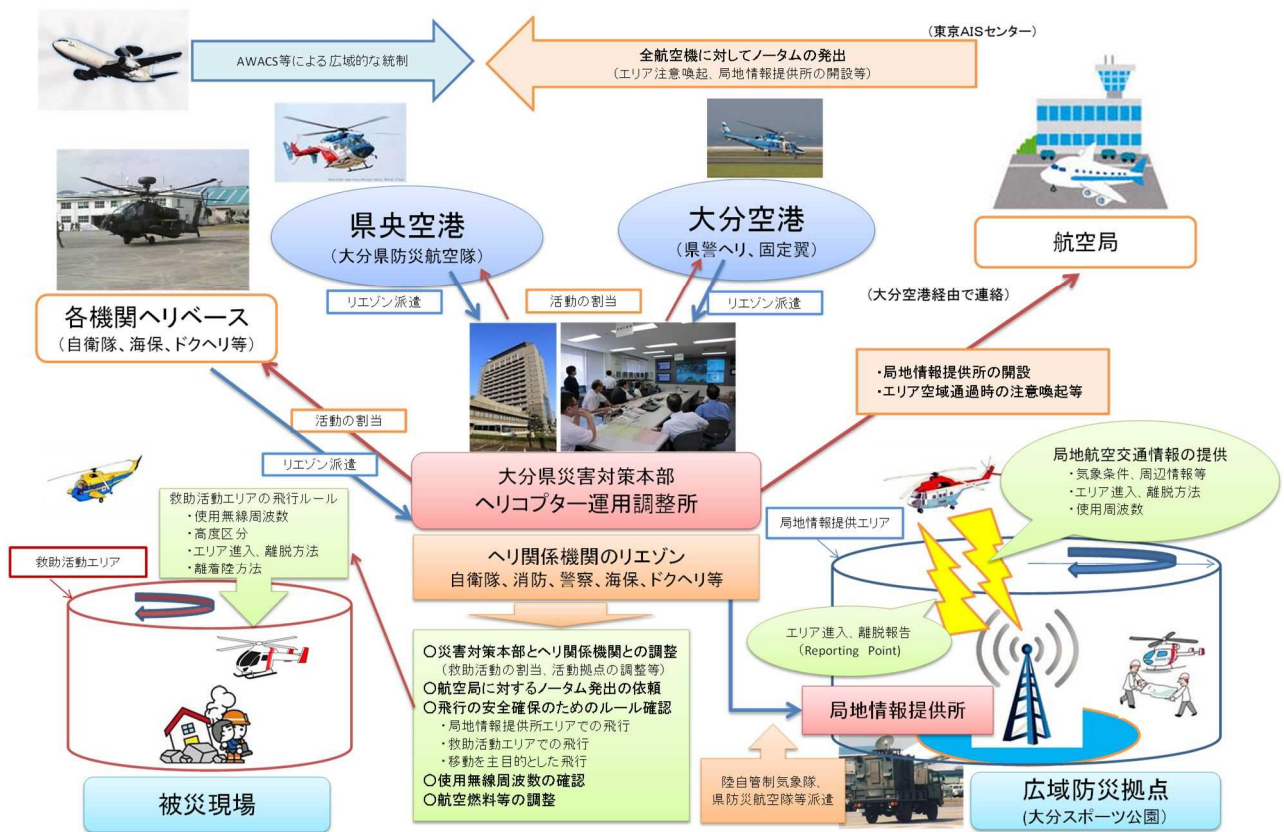
- ①電気事業者及び一般ガス導管事業者は、平時より、災害応急対策活動用の車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう、警察庁が定めている要領による緊急通行車両等事前届出制度の活用など必要な調整を行っておくものとする。
- ②県公安委員会による緊急交通路の指定後、災害応急対策活動を行う電気事業者及び一般ガス導管事業者は、速やかに緊急通行車両等であることの確認を受け、輸送体制を確保する。

第6章 ヘリコプターの運用調整に係る計画

第1節 概要

- ・ 県内で大規模な災害が発災し、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する必要がある場合は、大分県災害対策本部長の指示により、県災害対策本部内にヘリコプター運用調整所（以下、「ヘリ運用調整所」という。）を設置し、ヘリコプターの安全運航及び効率的な運用のための調整を行う。特定の地域で局地航空交通情報を提供する必要がある場合は、局地情報提供所の開設を検討する。
- ・ また、大規模災害に備え、関係機関で構成される「大分県ヘリコプター運用調整会議」を設置することにより、大規模災害発生時におけるヘリコプターの運用に関する防災関係機関相互の連携体制の確立を図るとともに、災害対策活動におけるヘリコプターの安全かつ効率的な運航の確保を図る。
- ・ 大規模災害時のヘリコプター運用調整イメージは以下のとおり。

図6-1 ヘリコプター運用調整（イメージ）



第2節 ヘリ運用調整所の設置・活動

(1) ヘリ運用調整所の設置

- ① 県内で大規模な災害が発生し、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合には、大分県災害対策本部内にヘリ運用調整所を設置する。
- ② ヘリ運用調整所は、災害時におけるヘリコプターの安全かつ効率的な運用調整を行うため、大分県ヘリコプター運用調整会議の構成機関から派遣された要員（ヘリ運用調整員）をもって構成する。
- ③ 大分県ヘリコプター運用調整会議構成機関
 - ・自衛隊（陸上、海上、航空）
 - ・海上保安庁
 - ・国土交通省
 - ・大分県警察本部
 - ・大分県（防災航空隊、医療政策課、防災対策企画課）
- ④ ヘリ運用調整所の統括は、県災害対策本部長が指名する者とする。

(2) ヘリ運用調整所の活動

ヘリ運用調整所は、ヘリコプターの安全運航の確保及び効率的な運用のため以下の活動を行うものとする。

- ・県災害対策本部及び活動機関との活動連絡調整
- ・ヘリコプターの集結場所における受援調整
- ・航空燃料の給油に関する調整
- ・他県との広域的な連携に関する調整
- ・ヘリコプターの安全運航に関する調整
- ・その他必要な事項

第3節 航空部隊の活動

航空部隊の活動に関する基本的事項は、以下のとおりとし、その他、具体的な対応は、「大分県における大規模災害時のヘリコプター災害対策活動計画」に定める。

(1) 航空部隊の集結場所

- ① 大規模災害時に構成機関及び他県等からの応援ヘリコプターの集結が必要な場合における集結場所は、大分空港及び県央空港とする。この場合、航空部隊ごとにヘリ運用調整所が指定する。
- ② 集結場所が使用できない場合は、ヘリ運用調整所は代替施設を関係機関と協議の上、決定する。

(2) 航空部隊の活動拠点

- ① ヘリベース
 - ・ヘリベースは、原則として大分空港及び県央空港とし、自衛隊は、県内または近傍の駐

屯地や演習場をヘリベースとして使用する。

- ・ 上記施設が使用できない場合は、ヘリ運用調整所は消防応援活動調整本部等と協議の上、代替ヘリベースを県内飛行場外離着陸場等の中から決定する。

② フォワードベース

- ・ 被災地がヘリベースから遠隔地にあるなど、航空部隊の活動上必要と認める場合は、県内飛行場外離着陸場等の中から適地をフォワードベースとして設置する。
- ・ フォワードベースの設置の際には、消防応援活動調整本部、管轄消防本部と協議するものとする。
- ・ フォワードベースの運用を行う上で必要がある場合は、安全対策を講じられるよう消防応援活動調整本部と調整するものとする。

(3) ヘリコプターによる救援の活動要請の流れ

- ① 市町村は、県災害対策本部に対して、ヘリコプターによる救助・救急、消火活動等の救援を要請する。
- ② 県災害対策本部（総合調整室又は各対策部）は、ヘリ運用調整所と活動調整を行う。
- ③ ヘリ運用調整所は、要請内容を整理した上で、ヘリ運用調整員を通じて航空部隊へ活動要請する。
- ④ ヘリ運用調整員は、各機関の航空部隊と活動の調整を図る。
- ⑤ 各航空部隊は、要請に基づき、迅速かつ安全に運航、活動する。

(4) 航空燃料の給油

- ① 燃料補給基地は、原則として大分空港及び県央空港とする。
- ② 県災害対策本部（支援物資班）は、応援ヘリコプターへの燃料補給協力に関して、航空機燃料取扱業者へ、燃料補給に関する協力要請を行うものとする。
- ③ 緊急時でやむを得ない場合には、県内に所在する自衛隊駐屯地内の保有燃料の供給を自衛隊に要請する。

第4節 安全運航の確立

航空部隊の安全運航に関する主な事項は、以下のとおりとし、その他、具体的な対応は、「大分県ヘリコプター安全運航確保計画」に定める。

(1) 基本的要領

- ① 災害の状況により活動地域（空域）を区分し、それぞれに空域名称を付け、関係航空機関等との認識の統一を図る。
- ② 活動空域への進出・帰投経路（努めて線状目標（道路・河川）沿い）及び使用高度を定める。
- ③ 航路飛行は、目標となる線状目標の右側飛行を基準とする。
- ④ 航空機相互の位置関係把握を容易にするため、共通の位置通報点（目的物、座標）を定め、活動ヘリコプターに対して位置通報点通過の報告を求める。

- ⑤ 努めて1機に1活動地域を振り分け、活動中の他機との競合を避ける。
- ⑥ 複数機が同一地域で活動する場合は、事前の調整を万全にする。
- ⑦ (進入離脱経路、順番、待機要領、活動範囲、無線周波数 等) 座標については、WGS座標で統一する。

(2) 局地情報提供所の開設・運用

- ① ヘリ運用調整所は、特定の地域において局地航空交通情報を提供する必要がある場合に、局地情報提供所の開設を検討する。また、局地航空交通情報を提供する場所は、その提供の範囲を考慮の上、ヘリ運用調整所で定め、その実施機関は関係機関の中からヘリ運用調整所で調整する。
- ② ヘリ運用調整所は、局地情報提供所の開設を決定したときは、速やかに関係機関等に連絡するとともに、関係協力団体に情報提供し、協力を求める。
- ③ 局地情報提供所で提供する局地航空交通情報は、気象情報、他機に関する交通情報、離着陸に関する助言等とする。
- ④ 局地情報提供所は、局地航空交通情報の提供の範囲内を飛行するヘリコプターに対して、救援活動への支障や危険を及ぼす飛行(ニアミス等)の恐れがある場合、災害活動ヘリコプターからの要請があった場合は、当該エリアへの進入禁止又は退去について協力を要請する。

(3) 航空情報(ノータム)の発出要請

ヘリ運用調整所は、多数の航空機等の飛行により、安全運航のために航空情報の発出が必要と判断した場合には、消防応援活動調整本部及び国土交通省大分空港事務所と調整し、国土交通省航空局管制保安部運用課に航空情報の発出を要請する。

また、救助、救援活動上、飛行制限空域を設定する必要がある場合は、国土交通省航空局管制保安部運用課に航空情報の発出を要請し、サイレントタイム(取材用ヘリコプター等の使用を一定期間自粛する)を確保する。

(4) 無線運用体制

応援活動を円滑に行うため、県内における無線運用体制については、以下のとおりとする。

- ・ 航空機相互間通信共通波：122.60MHz
- ・ 災害時飛行援助共通波：123.45MHz

(5) 航空気象

ヘリ運用調整所は、既存のインターネットによる気象情報入手・ライブカメラの活用及び地元消防本部等と密接な連携による詳細な現地気象情報を入手するとともに、天候急変等の情報は、ヘリ運用調整員を通じて在空機に対し迅速に通報し、天候不良による航空事故の防止を図る。

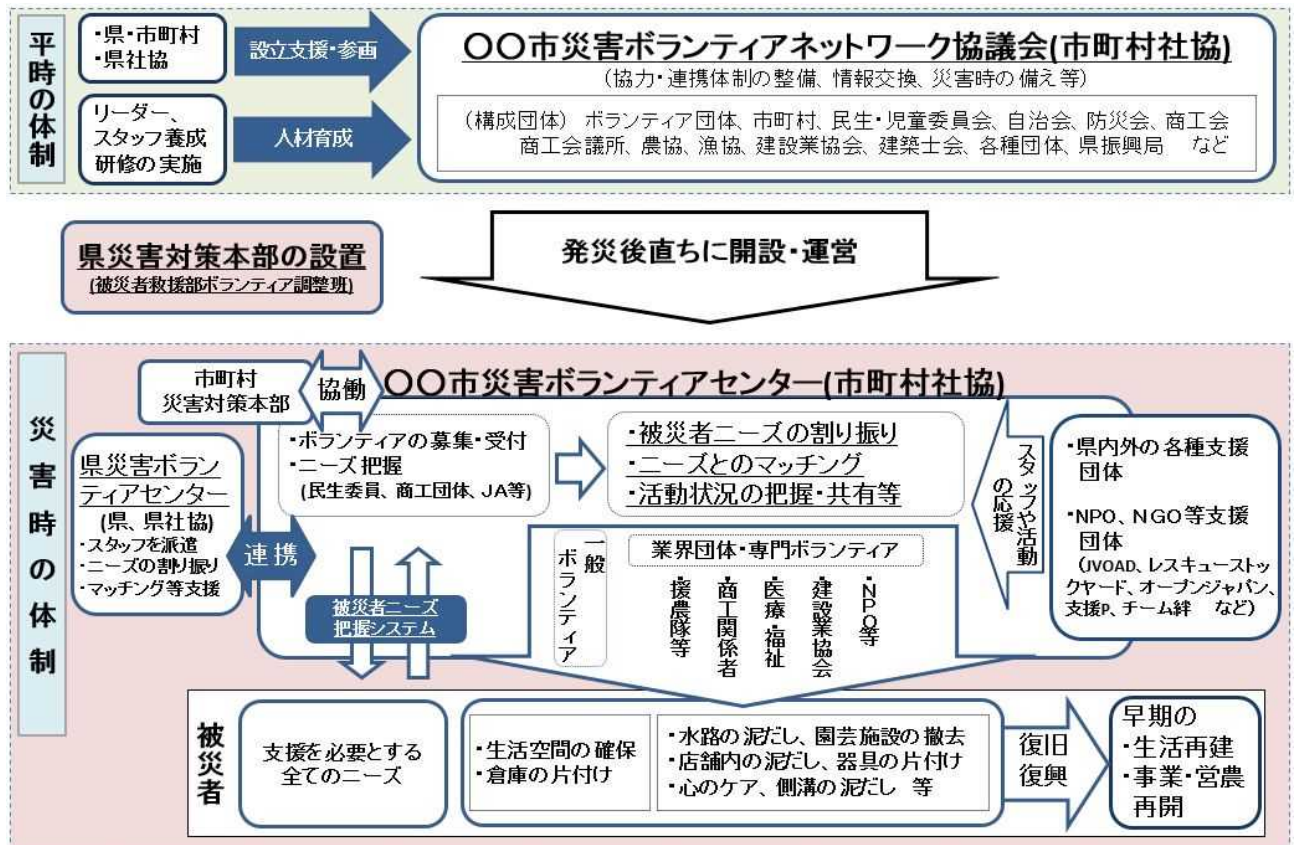
第7章 災害ボランティア活動に係る計画

第1節 概要

- 大規模災害発生時には、県災害対策本部被災者救援部内に「ボランティア調整班」を設置し、災害ボランティア活動の総合調整（情報の集約）及びボランティア募集の広報等を行う。その場合、県民生活・男女共同参画課が中心となってボランティア調整班を構成し、災害ボランティアに関する全ての事項の対外的な窓口となって調整にあたる。
- また、ボランティア調整班と県社会福祉協議会が一体となって県災害ボランティアセンターを設置し、活動拠点の決定等や支援体制の構築を図り、必要に応じて県災害ボランティアネットワーク協議会や九州ブロック社会福祉協議会連合会、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）等に対して応援要請を行う。加えて、県災害ボランティアセンターは、被災地の市町村災害ボランティアセンター間の様々な連絡調整や県全体の状況把握と情報発信を統括的に行う。
- 県災害ボランティアセンターの設置場所については、基本的には大分県総合社会福祉会館（大分市大津町2-1-41）内とするが、津波被害等で当会館が使用できない場合は、大分県社会福祉介護研修センター（大分市明野東3-4-1）に設置する。

図7-1 災害ボランティアセンター運営の体系図

（県、市町村、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会）



第2節 県災害ボランティアセンター（設置主体：県社会福祉協議会）設置・運営

（1）設置手順

発災時には、まず被害の規模を問わず、地域（現地）状況確認を最優先し、平時の体制として対応するのか、災害ボランティアセンターを設置するのかを決定するため情報収集を行う。設置判断は、県社会福祉協議会の会長が行い、県災害ボランティアセンターの設置を決定したときは、速やかにボランティア調整班（県民生活・男女共同参画課）へ報告を行う。

また、設置は発災後72時間以内（できるだけ速やかに）をめどに行う。

図7-2 災害ボランティアセンターの設置判断基準（例）

	被害状況	救援活動の体制
レベル1	比較的局所的な小規模災害 一部地域で家屋が半壊 一部地域で多数の床下浸水 ライフラインがほぼ正常稼働 一部地域で住民が避難	<ul style="list-style-type: none"> 被災地の市町村社協等が中心となって災害救援活動を展開 災害ボランティアセンターは設置せず、通常のボランティアセンターを活用 県社協等は後方支援を実施
レベル2	比較的局所的だが中規模な災害 一部地域で家屋が全壊・半壊 一部地域で多数の床上浸水、床下浸水 ライフラインがほぼ正常稼働 一部地域で住民が避難	<ul style="list-style-type: none"> 県社協及び被災地の市町村社協に災害ボランティアセンターを設置 ニーズ調査を行い、支援活動を実施 ニーズの状況によって、ボランティアの募集を判断
レベル3	中規模災害 市町村内で多数の家屋が全壊・半壊 市町村内で多数の床上浸水、床下浸水 ライフラインが一部寸断 一部地域で人的被害が発生し避難所が開設 交通網が一部でマヒ	<ul style="list-style-type: none"> 県社協及び被災地の市町村社協に災害ボランティアセンターを設置し、災害救援活動を展開（発災直後から数週間のニーズが多いため、県社協はじめ県内の市町村社協が応援体制を構築） 被災地の市町村社協と調整し、県社協より、九州ブロックをはじめ全国社会福祉協議会を通じ全国の社協へ職員派遣を要請
レベル4	激甚被害（被害が大きく、県内の大部分が被災） 広域で多数の家屋が全・半壊や床上・床下浸水 死傷者多数、避難所が開設 ライフラインが広範囲にわたり途絶 幹線道路や鉄道など交通網がマヒ	<ul style="list-style-type: none"> 県社協及び被災地の市町村社協に災害ボランティアセンターを設置 全国社会福祉協議会を通じ全国の社協による職員派遣など支援体制を構築

(2) 役割

- ①県内におけるボランティア活動に係る情報の集中化・一元化を行う。
- ②報道機関等への情報提供及びボランティア活動関係の広報を行う。
- ③被災地や被災者のボランティアニーズを把握するとともに、県内外から参加するボランティア・NPO等の受入に関する総合調整を行う。
- ④現地災害ボランティアセンターの機能を強化し効率的な運営を実現するため、広域的な応援を迅速かつ効率的に受け入れる体制を構築する。大規模災害においては、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）等による支援の総合調整を行う。
- ⑤大分県の標準マニュアルである「大分県災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を受けて、各市町村が定めるマニュアルに基づき、市町村社協などが設置する現地災害ボランティアセンターへ班員及び地区災害対策本部被災者救援班員を派遣し、現地活動の支援を行う。
- ⑥公共機関・ライフラインの復旧状況や行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報について、適時・的確に現地災害ボランティアセンター等に提供する。
- ⑦被害が甚大で、災害ボランティアセンターの設置が困難な地域については市町村等からの要請に基づき、県社協が中心となって現地災害ボランティアセンターを設置する。
- ⑧ボランティア・NPO等が被災地もしくはその周辺で独自に活動拠点を設置する場合には、現地災害ボランティアセンターと連携の調整を行う。
- ⑨現地災害ボランティアセンターの運営や活動に必要な各種資機材については、被災地及び被災者の状況等を勘案し、県保有分を速やかに現地災害ボランティアセンターに搬入するとともに、その他必要分については、各種支援団体等の協力を得てその調達に努める。

(3) 組織体制

県災害ボランティアセンターは、「現地支援班」、「総務班」、「地域福祉班」、「ボランティア班」で編成する。

①現地支援班

被災地災害ボランティアセンター立ち上げの初動対応を担う。

②総務班

県災害ボランティアセンター運営の総合調整（情報発信、関係機関との連絡調整等）を行う。

③地域福祉班

被災地外社協等への応援要請等連絡調整を行う。

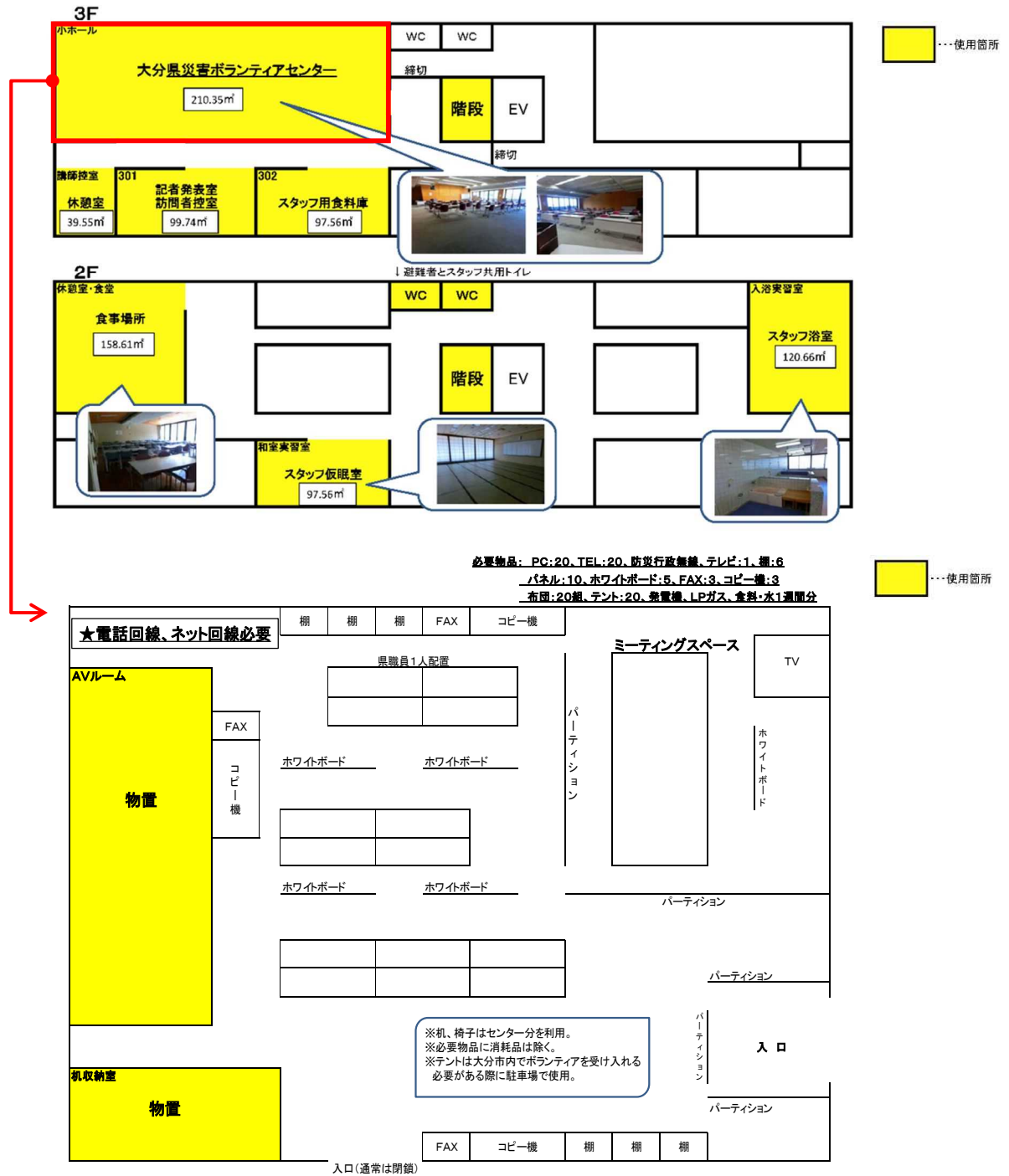
④ボランティア班

現地災害ボランティアセンターの運営支援（必要な資機材等の調達）等を行う。

(4) レイアウト

災害ボランティアに関する情報収集や発信を行う事務スペースや、ミーティングスペースを確保する。

図 7-3 県社会福祉介護研修センターに設置の場合の使用例（配置図（例））



(5) 市町村災害ボランティアセンター（設置主体：各市町村社会福祉協議会）

- ① 市町村社会福祉協議会が県災害ボランティアセンター（大分県社会福祉協議会）や当該市町村との協議等により、市町村災害ボランティアセンターの設置を決定したときは、速やかに県災害ボランティアセンターを通じてボランティア調整班に報告を行う。
- ② 設置に際して県所有の資機材の提供・貸与、県職員の派遣などの要請事項があれば、県災害ボランティアセンターを通じてボランティア調整班に要請する。
- ③ また、市町村災害ボランティアセンターの設置場所を市町村で確保できない場合は県有地で対応が可能かどうかについて、県災害ボランティアセンターを通じて、ボランティア調整班と協議する。
- ④ 被災地の市町村社会福祉協議会が被災して、災害ボランティアセンターを設置できない場合は、県災害ボランティアセンターが被災市町村に災害ボランティアセンターを設置する。
- ⑤ 市町村災害ボランティアセンターは、ネットワーク協議会を構成する団体等に対して応援要請を行う。

その他、具体的な対応は「大分県災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル（平成25年3月作成）」及び大分県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会作成の「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に定める。

第8章 自治体派遣職員の受入れに係る計画

第1節 概要

- ・「大分県地域防災計画」において、災害に際し県単独では応急対策等の実施が困難と認められる場合には、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うこととしている。
- ・九州・山口地域では、九州・山口9県災害時応援協定に基づき、「九州・山口9県被災地支援対策本部」を常設するとともに、被災自治体ごとに応援担当県を割り振る「カウンターパート方式」を基本として被災地支援にあたることとされている。
- ・また、九州地方知事会と全国知事会、関西広域連合とで、ブロック知事会を越えた広域応援を行うための協定が締結されており、九州・山口各県で相互に助け合うことを基本としつつ、不足する場合には、全国知事会、関西広域連合へ応援を要請する「重層的な広域応援体制」が構築されている。これに加え、平成30年3月から「被災市区町村応援職員確保システム」による全国一元的な応援職員の派遣の仕組みが運用開始された。
- ・本章では、リエゾン（災害対策現地情報連絡員）及び短期派遣職員を受入れる際に留意すべき点について明らかにする。

図8-1 短期派遣職員受入れまでの流れ

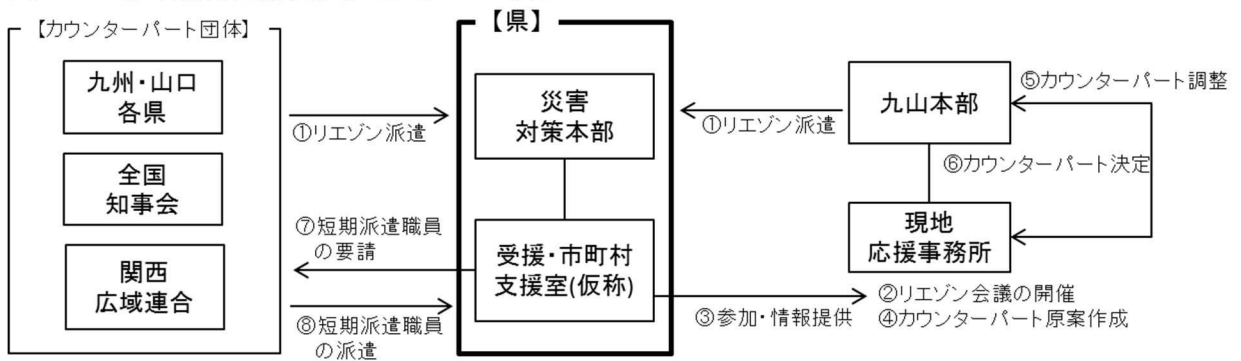
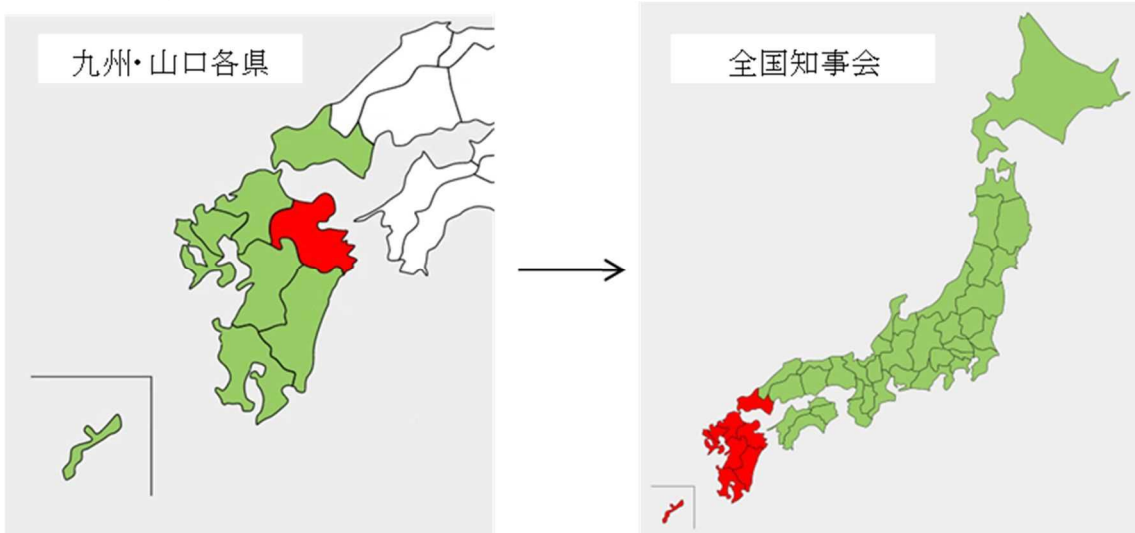


図8-2 応援要請の流れ



①まずは九州・山口各県

②不足する場合は全国知事会から調整

第2節 リエゾン（災害対策現地情報連絡員）等の受入れ

広域応援を必要とする大規模災害の発生時には、九州・山口各県や全国知事会等から各々の基準に基づきリエゾン等が派遣されるため、受入体制の整備を行う。

(1) 各ブロックからのリエゾン等の派遣について

ア. 九州地方知事会からの派遣

- ①九州地方知事会ブロック内の「単数」の県において、震度6弱以上の地震が観測された場合であって、甚大な被害が推測されるとき
⇒九州・山口9県被災地支援対策本部から派遣
- ②九州地方知事会ブロック内の「単数」の県において、震度6強以上の地震が観測された場合であって、甚大な被害が推測されるとき
⇒九州・山口各県から派遣
- ③九州地方知事会ブロック内の「複数」の県で上記地震が発生した場合、派遣する県の割当ては、九州・山口9県被災地支援対策本部が、各被災県の被害状況や各被災県までの道路状況等を勘案し、九州・山口各県と調整の上、決定する。この場合、被災県ごとに予測移動時間が短い県から順に、複数の県を割り当てることを基本とする。

イ. 全国知事会からの派遣

「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目（災害関係）」において、以下の基準でリエゾンを派遣するとされている。

第3条 いずれかの都道府県において、震度6弱以上の地震が観測された場合又は激甚な災害が発生した場合、全国知事会は当該都道府県（以下「被災県」という。）及び被災県の所属するブロック知事会（以下「被災ブロック知事会」という。）の情報収集担当都道府県に対して被害情報等の提供を求める。

第4条 前条の情報収集に当たり、通信の途絶等により被災県との連絡が取れず、かつ広域応援の要請が想定される場合には、全国知事会は、被災ブロック知事会幹事県等との協議のうえ、速やかに被災県の災害対策本部に要員を派遣し、情報収集を行う。

ウ. 関西広域連合からの派遣

「関西広域連合・受援実施要綱」において、原則として以下の場合に、広域連合及び被災していない又は被災の程度が軽微で職員派遣が可能な府県・政令市が緊急派遣チームを編成し、派遣するとされている。

- ・震度6強以上の地震が観測された場合において、甚大な被害が推測されるとき
- ・通信途絶等により情報収集が困難な場合において、甚大な被害が推測されるとき

エ. 九州市長会（防災部会）からの派遣

九州地方知事会と九州市長会との「大規模災害時の広域応援・受援に関する覚書」及び「九州市長会における災害時相互支援プラン」において、以下の災害が発生した場

合、九州市長会防災部会本部と被災地近隣の防災部会構成市は、それぞれ速やかにリエゾン隊（3名程度／班）を被災県庁等に派遣するとされている。

- ① 震度6弱以上の地震が発生したとき
- ② 震度6弱以上の地震に相当する災害が発生した場合で、九州市長会会長が必要と認めるとき

(2) リエゾンの受入体制整備

県災害対策本部受援・市町村支援室は、リエゾンに対し可能な限り業務スペースや駐車場、仮眠場所の確保・提供を行うなど、リエゾンの活動が円滑に行われるよう配慮する。

第3節 カウンターパートの調整

県災害対策本部受援・市町村支援室は、九州・山口9県被災地支援対策本部が設置する九州・山口被災地現地応援事務所による「リエゾン会議」の開催及び「カウンターパート原案」の作成に協力する。

(1) リエゾン会議の開催

県災害対策本部受援・市町村支援室は、九州・山口被災地現地応援事務所が開催するリエゾン会議に参加するとともに、被災市町村の状況（被害状況に係る客観的数値、マンパワー、人的支援のニーズの内容・多寡等）やアクセスルートの被害状況等の情報提供を行う。

(2) カウンターパート原案の作成・調整

上記のリエゾン会議は、カウンターパートを決定するため、被災地の状況等を踏まえ、応援担当県のマンパワー・規模、地理的条件等を勘案したカウンターパート原案を作成し、九州・山口9県被災地支援対策本部と調整する。

※ただし、厚生労働省防災業務計画に基づく保健師派遣については、九州・山口9県被災地支援対策本部のカウンターパート決定に先んじて進むことも想定されるため、県災害対策本部福祉保健衛生班は派遣の内容（どの県の保健師がどの被災市町村を支援しているのか）を別途情報共有し、相互に連携して活動するものとする。

第4節 短期派遣職員の受入れ

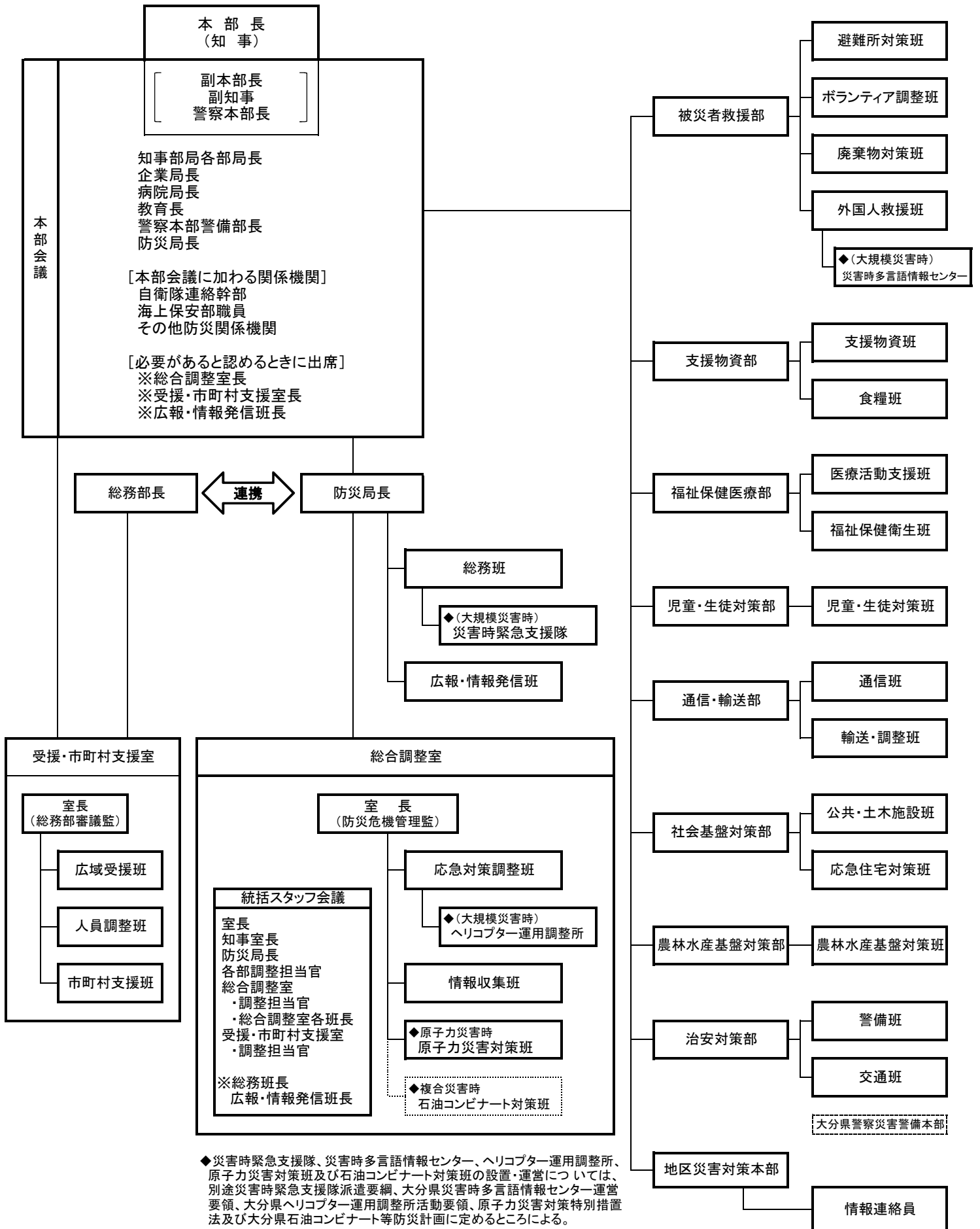
- ・県災害対策本部受援・市町村支援室は、九州・山口9県被災地支援対策本部が決定したカウンターパート団体に対し具体的な要請内容（職員派遣の職種、人数、派遣期間等）を通知する。
- ・その後、カウンターパート団体のリエゾンを通じて、応援要請に対する実際の派遣可能人数を把握した上で、各配属先との調整を行う。
- ・短期派遣職員の受入れについては、被災県及びカウンターパート団体に加え、被災市町村も意思決定に関与する「三者協議方式」によって決定することを原則とする。

<上記によることが困難な場合>

- 大規模災害発生時には、応援要請が事実上不可能になることも想定されることから、カウンターパート団体によるプッシュ型支援にも対応できるよう、状況に応じた受援が可能となる準備を整えておく。(過去の例を参考として受援対象業務リストを作成する等)
- 短期派遣職員の受入れについて、三者協議の体制が整わない場合には、二者(カウンターパート団体と被災市町村)による意思決定が行われることも想定する。

資 料

資料1 大分県災害対策本部組織図



◆災害時緊急支援隊、災害時多言語情報センター、ヘリコプター運用調整所、原子力災害対策班及び石油コンビナート対策班の設置・運営については、別途災害時緊急支援隊派遣要綱、大分県災害時多言語情報センター運営要領、大分県ヘリコプター運用調整所活動要領、原子力災害対策特別措置法及び大分県石油コンビナート等防災計画に定めるところによる。

資料2 進出拠点

	市町村	施設名	所在地	敷地面積	駐車台数	トイレ (設置数)
1	大分市	大分スポーツ公園	大分市大字横尾1351番地	65,040㎡	1508台(推)	有 (2)
2		西部スポーツ交流ひろば	大分市大字金谷迫836番地	25,183㎡	444台(推)	有 (1)
3		七瀬川自然公園	大分市大字市188番地	19,877㎡	2210台(推)	有 (3)
4		豊後企画 大分駄原球技場	大分市新春日町1丁目2881番地の18	15,270㎡	236台	有
5		大分工業高等専門学校(グラウンド・体育館)	大分市大字牧1666番地	20,000㎡	318台	有
6		南大分スポーツパーク	大分市大字豊饒380番地	20,000㎡	250台	有
7		日本文理大学(第11グラウンド)	大分市大字一木1727番地	7,000㎡	106台	有
8		鶴崎スポーツパーク	大分市大字鶴崎88番地の2	13,893㎡	183台	有
9		佐野動植物園	大分市大字佐野3452番地の2	8,900㎡	270台	有
10		ふれあい広場(佐賀関・白木)	大分市大字白木136番地	5,020㎡	15台	有
11	別府市	大分自動車道上下線 別府湾SA	(上り)別府市大字内竈3677-43-2 (下り)別府市大字内竈3677-43-1	8,000㎡	160台	有
12		別府市公設地方卸売市場駐 車場	別府市古市町881番地81	15,450㎡	300台	有
13		別府競輪場駐車場	別府市亀川東町1番36号	22,000㎡	480台	有
14		別府市中央浄化センター	別府市亀川東町1363番地46	19,000㎡	380台	有
15		別府国際観光港多目的広場 東側駐車場	別府市北石垣一町田1999番	4,600㎡	90台	有
16		別府ロープウェイ駐車場	別府市大字南立石字寒原10-7	4,400㎡	90台	有
17		野口原総合運動場	別府市大字別府3088-9	60,073㎡	150台	有
18		別府公園東側駐車場	別府市野口原3018-1	18,000㎡	360台	有
19	中津市	ダイハツ九州スポーツパーク 大貞(大貞総合運動公園)	中津市大字加来2282-27	240,789㎡	438台	有
20		小祝漁港広場	中津市小祝新町110	31,650㎡	120台	有
21		田尻ファミリー公園	中津市大字田尻崎2-2	8,000㎡	150台	有
22		三光総合運動公園	中津市三光成恒510	22,800㎡	230台	有
23		耶馬溪運動場	中津市耶馬溪町大字小友田92	20,000㎡	150台	有
24		深耶馬公共駐車場	中津市耶馬溪町深耶馬	3,300㎡	90台	有
25		コロナ運動公園野球場	中津市山国町平小野217-1	11,804㎡	90台	有
26	日田市	大原グラウンド	日田市田島2丁目12-8	19,258㎡	100	有
27		大分自動車道下り萩尾パーキ ングエリア	日田市二串町	2,400㎡	25	有
28	佐伯市	佐伯市消防本部	佐伯市鶴岡西町1丁目223番地	2,593㎡	60台	有 (25)
29		佐伯市総合運動公園	佐伯市大字長谷2786	45,000㎡	1080台	有 (255)
30		弥生スポーツ公園多目的グラ ウンド	佐伯市弥生大字上小倉1234番地1	19,000㎡	70台	有 (32)
31		宇目スポーツ公園	佐伯市宇目大字塩見園辻ヶ畑24	10,000㎡	150台	有 (12)
32		直川スポーツ公園	佐伯市直川大字上直見207番地2	10,941㎡	300台	有 (15)
33		直川B&G海洋センター	佐伯市直川大字上直見3781番地	12,900㎡	200台	有 (15)

市町村	施設名	所在地	敷地面積	駐車台数	トイレ (設置数)	
34	臼杵市	旧大分県立臼杵商業高校跡地	臼杵市大字家野1445-1	18,000㎡	250台	有 (1)
35		野津吉四六ランド	臼杵市野津町大字原333	1,9000㎡	300台	有 (3)
36	津久見市	津久見市宮グラウンド	津久見市宮本町20-15	8,549㎡	100台	有 (10)
37	竹田市	竹田市総合運動公園 多目的広場	竹田市大字竹田1320番地	29,600㎡	250台	有 (3)
38		荻福祉健康エリア駐車場	竹田市荻町恵良原1772番地7	5,100㎡	200台	有 (1)
39		久住総合運動公園	竹田市久住町大字久住2706番地	35,000㎡	200台	有 (1)
40		竹田市直入総合運動公園 多目的広場(中央グラウンド)	竹田市直入町大字長湯8208番地4	15,000㎡	200台	有 (3)
41	豊後高田市	高田小学校	豊後高田市新地1460	10,841㎡	100台	有 (20)
42		香々地市民グラウンド	豊後高田市香々地6517	12,450㎡	100台	有 (3)
43	杵築市	杵築市営総合運動場	杵築市大字本庄2017-1	11142㎡	200台(推)	有 (6)
44		杵築市営サッカー場	杵築市山香町大字野原700-5	10540㎡	150台(推)	有 (15)
45		山香庁舎前グラウンド	杵築市山香町大字野原1010-2	9000㎡	200台(推)	有 (7)
46	宇佐市	安心院市民グラウンド	宇佐市安心院町下毛2205	5000㎡	100台	無
47		農業者トレーニングセンター	宇佐市大字下高720	10,000㎡	200台	有 (2)
48		院内町農村広場	宇佐市院内町大副410	7,000㎡	140台	無
49	豊後大野市	道の駅あさじ	豊後大野市朝地町板井迫1016-1	2,000㎡	50台	有
50		内山観音前駐車場	豊後大野市三重町内山527	3,000㎡	120台	有
51		元犬飼小学校跡地	豊後大野市犬飼町久原1010-1	7,200㎡	140台	無
52	由布市	道の駅 ゆふいん	由布市湯布院町川北899-76	13,000㎡	107台	有 (30)
53		湯布院スポーツセンター	由布市湯布院町川西1200-1	57,000㎡	40台	有
54		庄内町総合運動公園	由布市庄内町大龍1400	45,000㎡	100台	有
55	国東市	国見陸上競技場	国東市国見町伊美4095番地	14,000㎡	140台	有 (18)
56		国東陸上競技場	国東市国東町浜崎2513番地	12,632㎡	100台	有 (17)
57		武蔵多目的グラウンド	国東市武蔵町内田900番地	14,836㎡	120台	有 (11)
58		安岐野球場	国東市安岐町下原896番地	11,626㎡	50台	有 (5)
59	日出町	日出保健福祉センター グラウンド	速見郡日出町藤原2277-1	6,500㎡	20台(推)	有 (9)
60		大田公園(仁王)	速見郡日出町3919	2,800㎡	20台(推)	有 (6)
61	九重町	大分自動車道上り水分サービス エリア	玖珠郡九重町大字野上	3,400㎡	30	有
62		九重町多目的グラウンド	玖珠郡九重町大字後野上	10,000㎡	500	有
63	玖珠町	大分自動車道上り玖珠サービス エリア	玖珠郡玖珠町大字戸畑	5,100㎡	70	有
64		大分自動車道下り玖珠サービス エリア	玖珠郡玖珠町大字戸畑	5,100㎡	70	有
65		玖珠町総合運動公園	玖珠郡玖珠町大字山田90	8,306㎡	196	有

資料3 市町村の応援部隊活動拠点

市町村	施設名	所在地
大分市	シンボルロード「大分いこいの道」	大分市金池南1丁目ほか
	南大分スポーツパーク（多目的広場）	大分市大字豊饒380番地
	豊後企画 大分駄原球技場	大分市新春日町1丁目2881番地の18
	西部スポーツ交流ひろば	大分市大字金谷迫836番地
	大分工業高等専門学校(体育館・グラウンド)	大分市大字牧1666番地
	日本文理大学(第11グラウンド)	大分市大字一木1727番地
	鶴崎スポーツパーク	大分市大字鶴崎88番地の2
	佐野植物公園	大分市大字佐野3452番地の2
	七瀬川自然公園	大分市大字市188番地
	野津原運動場	大分市大字入倉500番地
	ふれあい広場（佐賀関・白木）	大分市大字白木136番地
別府市	志高（東山小中学校横グラウンド部分）	別府市大字別府字志高4380-1
	市営志高湖（野営場）	別府市大字別府字志高4380
	大分県立別府鶴見丘高校（グラウンド部分）	別府市大字鶴見4433-2
	野口原総合運動場	別府市大字別府3088-9
	実相寺中央公園	別府市大字鶴見3763
中津市	大貞総合運動公園	中津市大字加来2282-27
日田市	萩尾公園	日田市君迫町1335-1
佐伯市	佐伯市総合運動公園	佐伯市長谷2614外
	木立グラウンド	佐伯市大字木立890
	弥生スポーツ公園	佐伯市弥生大字上小倉1234-1
	佐伯市弥生番匠公園	佐伯市弥生大字小田
	道の駅やよい	佐伯市弥生大字上小倉898-1
	旧昭和中学校グラウンド	佐伯市弥生大字井崎
	床木グラウンド	佐伯市弥生大字床木1339
	上切畑グラウンド	佐伯市弥生大字江良
	尺間グラウンド	佐伯市弥生大字尺間538
	小半ふれあい広場	佐伯市本匠大字小半
	本匠西スポーツ公園	佐伯市本匠大字因尾826
	宇目スポーツ公園	佐伯市宇目大字塩見園38-1
	宇目振興局（佐伯市庁舎）	佐伯市宇目大字千束1060-1
	道の駅宇目	佐伯市宇目大字南田原2513-5
	旧重岡小学校グラウンド	佐伯市宇目大字千束2661
	八匹原広場	佐伯市宇目大字塩見園

	市町村	施設名	所在地
35	佐伯市	小野市グラウンド	佐伯市宇目大字小野市
36		直川スポーツ公園	佐伯市直川大字上直見207-2
37		直川源六原グラウンド	佐伯市直川大字上直見3813
38	臼杵市	旧大分県立臼杵市商業高等学校跡地	臼杵市大字家野1445-1
39		野津吉四六ランド	臼杵市野津町大字原326
40	津久見市	彦ノ内グラウンド	津久見市大字津久見880
41		西ノ内グラウンド	津久見市大字津久見6676-2
42		第二中学校グラウンド	津久見市元町11-29
43	竹田市	竹田市総合運動公園	竹田市大字竹田1320
44		荻福祉健康エリア駐車場	竹田市荻町恵良原1772-7
45		久住総合運動公園	竹田市久住町大字久住2706
46		竹田市直入総合運動公園多目的広場	竹田市直入町大字長湯8208-4
47	豊後高田市	丘の公園	豊後高田市かなえ台42
48		高田市民グラウンド	豊後高田市水崎1096
49		長崎鼻リゾートキャンプ場	豊後高田市見目4060
50		真玉市民グラウンド	豊後高田市臼野4315-2
51		香々地市民グラウンド	豊後高田市香々地6517
52	杵築市	杵築市営総合運動場	杵築市大字本庄2017-1
53		杵築市営サッカー場	杵築市山香町大字野原700-5
54		上村の郷（グラウンド）	杵築市山香町大字久木野尾3792-1
55		山香庁舎前グラウンド	杵築市山香町大字野原1010-2
56	宇佐市	宇佐市総合運動場（武道場除く）	宇佐市大字川部1591
57		宇佐市平成の森公園	宇佐市院内町原口146-1
58	豊後大野市	三重総合グラウンド	豊後大野市三重町赤嶺2693
59		清川総合グラウンド	豊後大野市清川町三玉807-1
60		緒方総合運動公園	豊後大野市緒方町下自在999
61		朝地グラウンド	豊後大野市朝地町坪泉552
62		大野総合運動公園	豊後大野市大野町田代2666
63		千歳総合運動公園	豊後大野市千歳町下山1156
64	犬飼総合グラウンド	豊後大野市犬飼町田原1500-1外	
65	由布市	庄内総合運動公園	由布市庄内町大龍1400
66	国東市	国見グラウンド	国東市国見町伊美4095
67		国東陸上競技場	国東市国東町浜崎2513
68		武蔵多目的広場	国東市武蔵町内田900
69		安岐野球場	国東市安岐町下原896

	市町村	施設名	所在地
70	姫島村	姫島中学校グラウンド	姫島村2108-4
71	日出町	大田公園	日出町3919
72		日出町保健福祉センターグラウンド	日出町藤原2277-1
73		黒岩公園	日出町640
74		安養寺ふれあい広場	日出町藤原670-2
75	九重町	九重文化センター多目的グラウンド	九重町大字後野上17-3
76		九重文化センター野球場	九重町大字後野上17-5
77	玖珠町	日出生小中学校グラウンド	玖珠町大字日出生
78		春日小学校グラウンド	玖珠町大字山浦2196
79		北山田中学校グラウンド	玖珠町大字戸畑6498-1
80		八幡小中学校グラウンド	玖珠町大字太田

資料4 各市町村の地域内輸送拠点の候補施設

市町村名	施設名	所在地	施設概要(※)								備考	
			①耐震	②屋根	③床	④大型	⑤電源	⑥避難所外	⑦利用可能面積(m ²)	⑧津波浸水		
1	大分市	南大分スポーツパーク グラウンド	大分市大字豊饒380番地			○	○		○	20,000	○	
2	大分市	大分市西部スポーツ交流ひろば	大分市大字金谷迫836番地			○	○		○	25,183	○	
3	大分市	豊後企画 大分駄原球技場	大分市新春日町1丁目2881番地の18				○		○	15,270	○	
4	大分市	大分市宮陸上競技場	大分市西浜1番1号	○	○	○	○		○	7,000		
5	大分市	ホルトホール大分(大・小ホール)	大分市金池南1丁目5番1号	○	○	○	○	○	○	500	○	
6	大分市	植田市民行政センター	大分市大字玉沢743番地の2	○	○	○	○	○	○	—	○	
7	大分市	七瀬川自然公園 グラウンド	大分市大字市188番地			○	○		○	19,877	○	
8	大分市	佐野植物公園 駐車場	大分市大字佐野3452番地の2			○	○		○	8,900	○	
9	大分市	鶴崎スポーツパーク 球場・テニスコート	大分市大字鶴崎88番地の2			○	○		○	13,893	○	
10	別府市	B-CONPLAZA(ビーコンプラザ)	別府市山の手町12-1	○	○	○	○	○	○	2,756	○	
11	別府市	べっぴアリーナ(別府市総合体育館)	別府市青山町8番37号	○	○	○	○	○		97	○	
12	中津市	道の駅なかつ	中津市大字加来814	○	○	○	○	○	○	1,385	○	
13	日田市	中城体育館	日田市中城町1-66		○	○	○	○	○	868	○	
14	佐伯市	佐伯市総合運動公園	佐伯市長谷2614外	○	○	○	○		○	36,000	○	
15	佐伯市	佐伯市大型防災備蓄倉庫(やまばと児童公園)	佐伯市長島町3丁目543番地	○	○	○	○		○	424	○	
16	佐伯市	佐伯市大型防災備蓄倉庫(城山北配水池下)	佐伯市2395-2	○	○	○	○		○	643	○	
17	臼杵市	臼杵市総合公園	臼杵市諏訪					○		100	○	
18	臼杵市	野津吉四六ランド	臼杵市野津町大字原326					○		50	○	
19	臼杵市	臼杵市土づくりセンター	臼杵市野津町八里合2515-4	○	○	○	○		○	585	○	
20	津久見市	県南かんきつ広域選果場	津久見市大字上青江4956-5	○	○	○	○	○	○			
21	津久見市	彦ノ内グラウンド	津久見市大字津久見880									
22	津久見市	西ノ内グラウンド	津久見市大字津久見6676-2				○					
23	津久見市	第二中学校グラウンド	津久見市元町11-29				○					
24	竹田市	竹田市総合運動公園	竹田市大字竹田1320				○				○	
25	竹田市	荻福祉健康エリア駐車場	竹田市荻町恵良原1772-7				○				○	
26	竹田市	久住総合運動公園	竹田市久住町大字久住2706	○	○		○		○		○	
27	竹田市	竹田市直入総合運動公園多目的広場	竹田市直入町大字長湯8208-4	○	○	○	○		○		○	
28	豊後高田市	大分北部中核工業団地立地企業施設	豊後高田市かなえ台1-1ほか	○	○	○	○	○	○	非公表	○	
29	杵築市	杵築市宮総合運動場	杵築市大字本庄2017-1				○		○	11,142	○	
30	杵築市	杵築市B&G海洋センター体育館	杵築市大字本庄2017-1	○	○		○	○	○	705	○	

資料4 各市町村の地域内輸送拠点の候補施設

市町村名	施設名	所在地	施設概要(※)								備考	
			①耐震	②屋根	③床	④大型	⑤電源	⑥避難所外	⑦利用可能面積(m ²)	⑧津波浸水		
31	杵築市	杵築市宮サッカー場	杵築市山香町大字野原700-5				○		○	10,540	○	
32	杵築市	上村の郷(グラウンド)	杵築市山香町大字久木野尾3792-1				○	○	○	6,789	○	
33	杵築市	山香庁舎前グラウンド	杵築市山香町大字野原1010-2				○	○	○	9,000	○	
34	杵築市	杵築市山香庁舎車庫棟	杵築市山香町大字野原1010-2	○	○		○	○	○		○	
35	杵築市	杵築市大田中央公民館	杵築市大田石丸445	○	○		○	○	○		○	
36	宇佐市	宇佐市総合運動場(武道場除く)	宇佐市大字川部1591	○	○				○		○	
37	宇佐市	宇佐市平成の森公園	宇佐市院内町原口146-1	○	○	○	○		○		○	
38	宇佐市	三和酒類株式会社拝田工場	宇佐市大字下拝田10-1	○	○	○	○		○		○	
39	豊後大野市	三重体育館	豊後大野市三重町内田881	○	○				○	861	○	
40	豊後大野市	三重総合グラウンド	豊後大野市三重町赤嶺2693			○	○		○	25,800	○	
41	豊後大野市	清川総合グラウンド	豊後大野市清川町三玉807-1			○	○		○	10,407	○	
42	豊後大野市	緒方総合運動公園	豊後大野市緒方町下自在999			○	○		○	30,444	○	
43	豊後大野市	朝地グラウンド	豊後大野市朝地町坪泉552			○	○		○	9,876	○	
44	豊後大野市	大野総合運動公園	豊後大野市大野町田代2666			○	○		○	25,797	○	
45	豊後大野市	千歳総合運動公園	豊後大野市千歳町下山1156			○	○		○	24,022	○	
46	豊後大野市	犬飼総合グラウンド	豊後大野市犬飼町田原1500-1外			○	○		○	30,943	○	
47	由布市	県立庄内屋内競技場	由布市庄内町大龍1314	○	○	○	○			3,522	○	
48	由布市	庄内総合運動公園	由布市庄内町大龍1400			○	○			128,779	○	
49	国東市	国東市安岐中央公民館剣道場	国東市安岐町瀬戸田1300	○	○		○		○		○	
50	国東市	国見グラウンド	国東市国見町伊美4095				○		○		○	
51	国東市	国東陸上競技場	国東市国東町浜崎2513				○		○		○	
52	国東市	武蔵多目的広場	国東市武蔵町内田900				○		○		○	
53	国東市	安岐野球場	国東市安岐町下原896				○		○		○	
54	姫島村	姫島中学校グラウンド	姫島村2108番地の4		○			○				
55	日出町	大田公園	日出町3919				○		○		○	
56	日出町	日出町保健福祉センターグラウンド	日出町藤原2277-1						○		○	
57	日出町	黒岩公園	日出町640				○		○		○	
58	日出町	安養寺ふれあい広場	日出町藤原670-2				○		○		○	
59	九重町	九重文化センター体育館	九重町大字後野上17-4	○	○					1,070	○	
60	九重町	九重町活いきランド多目的グラウンド	九重町大字後野上17-3			○	○		○	16,600	○	

資料4 各市町村の地域内輸送拠点の候補施設

市町村名	施設名	所在地	施設概要(※)								備考	
			① 耐震	② 屋根	③ 床	④ 大型	⑤ 電源	⑥ 避難 所外	⑦利用 可能面 積(m ²)	⑧ 津波 浸水		
61	九重町	九重町活いきランド野球場	九重町大字後野上17-5			○			○	18,108	○	
62	玖珠町	森中学校体育館	玖珠町大字森	○	○	○	○		○		○	
63	玖珠町	日出生小中学校グラウンド	玖珠町大字日出生			○	○		○		○	
64	玖珠町	春日小学校グラウンド	玖珠町大字山浦2196			○	○		○		○	
65	玖珠町	北山田中学校グラウンド	玖珠町大字戸畑6498-1			○	○		○		○	
66	玖珠町	八幡小中学校グラウンド	玖珠町大字太田			○	○				○	

※施設概要については以下の点について適合している場合について○を記載

- ①【耐震】 新耐震基準に適合した屋根付き施設であること（昭和56年6月1日以降に耐震補強工事等を行った施設も含む）
- ②【屋根】 屋根があること
- ③【床】 フォークリフト等を利用できるよう、床の強度が十分であること
- ④【大型】 12mトラック（大型）が接車できる若しくは建物内に入れること
- ⑤【電源】 非常用電源が備えられていること
- ⑥【避難所外】 避難所となる行政庁舎、学校、体育館でないこと
- ⑧【津波浸水】 津波浸水地域外であること

資料5 市町村の場外離着陸場一覧

平成30年4月1日現在

市町村	場外名（離着陸場）※	住所
大分市	大分川 河川敷（弁天）	大分市大字大分字豊河原 1 9 3 5 - 2 2 地先
	大野川防災ステーション	大分市大字丸亀 4 1 9 - 2
	日鉱 大志生木球場	大分市大字志生木 1730
	佐賀関（港）	大分市大字関字山田
	大分大学病院	大分市東野台 3 丁目
	大分県立病院	大分市大字豊饒 4 7 6 番地
	昭和電工グラウンド（PARK S）	大分市大字横尾 1 3 5 1 番地
	昭和電工フィールド（PARK N）	大分市大字横尾 1 3 5 1 番地
	昭和電工 多目的広場	大分市大字横尾 1 3 5 1 番地
	さくら園多目的広場	大分市大字荷尾杵
別府市	別府 野口原（陸上競技場）	別府市大字別府字野口原 3 0 8 8
	別府 野口原（野球場）	別府市大字別府字野口原 3 0 8 8
	別府 野口原（野球場）- 2	別府市大字別府字野口原 3 0 8 8
	別府 志高	別府市大字志高 4 3 8 0 - 1
	別府 中央浄化センター	別府市亀川東 1 3 6 3 - 4 6
	別府 第4埠頭	別府市大字北石垣字一町田 1 9 9 9
	別府 医療センター	別府市内竈 1 5 組 - 1
	古賀原	別府市古賀原 2 組
中津市	中津 小祝漁港	中津市小祝 5 2 5 - 2 7 0
	三光中学校	中津市三光成恒 5 9 2 - 1
	三光総合運動公園	中津市三光成恒 5 1 0
	耶馬溪 竹の弦	中津市耶馬溪町大字山移字竹の弦 地先
	耶馬溪 柿坂（駐車場）	中津市耶馬溪町大字柿坂字柿坂 地先
	山国 コロナ運動公園	中津市山国町平小野 1 6 7
	上毛 下唐原	福岡県築上郡上毛町下唐原 地先
	本耶馬溪 禅海（駐車場）	中津市本耶馬溪町曾木 1 0 3 5
	ダイハツ九州 多目的広場	中津市大字加来 2 2 8 2 - 2 7
	ダイハツ九州 芝生広場	中津市大字加来 2 2 8 3 - 1
	吉富町ヘリポート	福岡県築上郡吉富町大字幸子 298 番地
日田市	日田 萩尾公園	日田市二串 1 3 3 5 - 1
	中津江 鯛生（サブグラウンド）	日田市中津江村合瀬 1 9 3 6
	日田 石井	日田市石井 1 地先
	オートボリス（駐車場）	日田市上津江町上野田 1 1 1 0 - 7
	天瀬 総合グラウンド	日田市天瀬町桜竹 8 0
	日田 大宮	日田市大宮町 地先（大山川河川敷）
	田来原公園	日田市大山町西大山 1 5 9 5 - 6
佐伯市	佐伯 池船	佐伯市池船町 4 5 2 地先（番匠川河川敷）
	佐伯 城南	佐伯市城南町 地先（番匠川河川敷）
	佐伯 城南- 2（駐車場）	佐伯市城南町 地先（番匠川河川敷）
	佐伯 大入島（野球場）	佐伯市大字久保浦 1 0 5 9 - 1 1
	上浦 しおさいの里	佐伯市上浦大字津井浦 1 4 6 0 - 1 2
	本匠 松内スポーツ広場（因尾）	佐伯市本匠大字因尾 8 2 6
	宇目 八匹原	佐伯市宇目大字塩見園字辻ヶ畑 1 - 1
	宇目 山村広場（スポーツ公園野球場）	佐伯市宇目大字塩見園字辻ヶ畑 2 4
	グリーンパーク直川	佐伯市直川大字上直見 3 7 5 7
	鶴見中学校	佐伯市鶴見大字沖松浦 4 4 8
	鶴見 大島田野浦- 2	佐伯市鶴見大島田野浦
	米水津 スポ-ツ公園	佐伯市米水津大字浦代浦 1 2 3 9 - 2
	蒲江 尾浦	佐伯市蒲江大字畑野浦
	蒲江 楠本グラウンド	佐伯市蒲江大字楠本浦
	蒲江 翔南学園	佐伯市蒲江大字蒲江浦 9 4 3 - 3
	佐伯 晞干	佐伯市大字二栄晞干 地先（埋立地）
	佐伯 大入島小学校	佐伯市大字石間浦 1 1 0 0
	大島小中学校（休校）グラウンド	佐伯市鶴見大字大島 6 1 7 - 1

市町村	場外名(離着陸場)※	住所	
55	佐伯市	佐伯 総合運動公園(陸上競技場)	佐伯市大字長谷2786
56		佐伯 総合運動公園(ラグビー場)	佐伯市大字長谷2786
57		弥生スポーツ公園 多目的グラウンド	佐伯市弥生上小倉1234番地1
58		渡町台小学校グラウンド	佐伯市長島町3丁目16-1
59		堂ノ間グラウンド	佐伯市本匠大字堂ノ間1041-1
60		丸市尾防災広場	佐伯市蒲江大字丸市尾12番2
61	臼杵市	野津 吉四六ランド	臼杵市野津町大字原326
62		石場ダム	臼杵市野津町大字東谷字西畑6341
63		野津分署	臼杵市野津町大字宮原4267-1
64		臼杵商業高校	臼杵市家野1445-2
65		臼杵 総合運動公園(多目的グラウンド)	臼杵市大字諏訪726-1
66		臼杵 総合運動公園(野球場)	臼杵市大字諏訪726-1
67		野津 都原(ルルドの丘)	臼杵市野津町大字都原5263-8
68		臼杵消防署	臼杵市大字前田1854番地の4
69		臼杵 垣河内	臼杵市垣河内1490-5
70	津久見市	津久見 総合運動公園多目的広場	津久見市千怒5339
71		津久見 総合運動公園(駐車場)	津久見市千怒5339
72	竹田市	竹田 そうぞうの丘	竹田市大字竹田584-2
73		竹田 飛田川グラウンド	竹田市大字飛田川2239-2
74		荻 福祉健康エリア	竹田市荻町恵良原1772-7
75		久住グラウンド(竹田市久住総合運動公園)	竹田市久住町大字久住7719-1
76		SPA直入	竹田市直入町大字上田北510-15
77		久住 栢木	竹田市久住町大字栢木都野
78		直入 野球場	竹田市直入町大字長湯8208-6
79		竹田 都野中学校グラウンド	竹田市久住町大字栢木6049-1
80		稲葉ダム	竹田市大字刈小野1190
81	豊後高田市	豊後高田 市民グラウンド	豊後高田市大字水崎1096
82		真玉 漁港	豊後高田市中真玉
83		真玉 市民グラウンド	豊後高田市臼野4315番地2
84		香々地 市民グラウンド	豊後高田市香々地6517
85	豊後高田市消防本部	豊後高田市御玉147	
86	杵築市	杵築 総合運動場	杵築市大字本庄2107-1
87		山香庁舎(広場)	杵築市山香町大字野原1010-2
88		大分農業文化公園(グラウンド)	杵築市山香町大字日指1-1
89		大分農業文化公園(みどりの広場)	杵築市山香町大字日指1-1
90		日出総合高校 山香農場グラウンド	杵築市山香町大字広瀬4706
91		大田グラウンド	杵築市大田俣水一野
92		杵築消防署	杵築市大字中市市1412
93	雲ヶ岳	宇佐市安心院町平ヶ倉字八郎99番地	
94	宇佐市	宇佐 駅館川	宇佐市大字上田地先
95		宇佐 院内(農村広場)	宇佐市院内町大副410
96		安心院グラウンド	宇佐市安心院町下毛1046-1
97		院内 平成の森公園	宇佐市院内町原口1447
98	豊後大野市	サンスポーツランドみえ	豊後大野市三重町百枝1086-273
99		清川グラウンド	豊後大野市清川町三玉807-1
100		リバーパーク犬飼(サッカー場)	豊後大野市犬飼町田原714-3
101		緒方総合運動公園(軽スポーツ広場)	豊後大野市緒方町下自在999
102		緒方野球場	豊後大野市緒方町下自在999
103		朝地グラウンド	豊後大野市朝地町坪泉552
104		大野総合運動公園(多目的グラウンド)	豊後大野市大野町田代2666
105	緒方 荒平の池	豊後大野市緒方町久土知荒平1214-74	
106	由布市	挾間 中洲賀グラウンド	由布市挾間町向原15
107		挾間 消防学校	由布市挾間町向原769
108		庄内総合運動公園(駐車場)	由布市庄内町大龍1400
109		湯布院町スポーツセンター	由布市湯布院町川西1200番地1
110		大分大学病院(屋上ヘリポート)	由布市挾間町医大ヶ丘1丁目1番地

市町村	場外名（離着陸場）※	住所
111	国見 中学校	国東市国見町伊美2830
112	国見 伊美小学校	国東市国見町中850
113	国東 野球場	国東市国東町浜崎2513-1
114	武蔵 第1グラウンド	国東市武蔵町内田900
115	安岐グラウンド（安岐中央小学校）	国東市安岐町中園496
116	安岐 富清（農村広場）	国東市安岐町富清3220
117	国見 海浜公園（駐車場）	国東市国見町櫛来3864地先
118	国東市消防本部	国東市国東町北江3162-1
119	国東市消防署南分署	国東市武蔵町糸原4162-2
120	姫島中学校グラウンド	東国東郡姫島村南2118
121	姫島 フェリー広場	東国東郡姫島村松原
122	姫島 総合運動公園（多目的グラウンド）	東国東郡姫島村2301-3
123	姫島 総合運動公園（野球場）	東国東郡姫島村2301-3
124	日出 総合高校（野球場）	速見郡日出町大字大神1396-43
125	日出 住吉グラウンド	速見郡日出町大字大神牧ノ内
126	日出ふれあいグラウンド	速見郡日出町大字藤原2277-1
127	九重 泉水グリーンパーク	玖珠郡九重町大字田野字後原
128	九重 栗野	玖珠郡九重町大字栗野 地先（玖珠川）
129	玖珠 帆足	玖珠郡玖珠町大字帆足335-5

※識別のため、正式な施設名等と差違がある

資料6-1 (公社)大分県トラック協会 各支部 会員数・車両数一覧

H31.1.31現在

単位:台

支部名	会員数	車両数		
		普通	小型	合計
大分西支部 (大分市中心部・大南・植田・野津原、由布市)	136	2,367	189	2,556
大分東支部 (大分市鶴崎・坂ノ市・大在・佐賀関)	103	1,980	58	2,038
別杵支部 (別府市、杵築市、国東市、日出町、姫島村)	43	742	40	782
県北支部 (中津市、豊後高田市、宇佐市)	83	1,524	50	1,574
西部支部 (日田市、九重町、玖珠町)	66	851	28	879
県南支部 (竹田市、豊後大野市、臼杵市、津久見市、佐伯市)	92	1,148	56	1,204
合計	523	8,612	421	9,033

普通自動車:小型自動車、軽自動車、大型・小型特殊自動車以外の自動車、3ナンバーの乗用車、トラックなど

小型自動車:総排気量が2,000cc以下で、大きさが長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下の自動車(軽油を燃料とするものは除く)

資料6-2 赤帽大分県軽自動車運送協同組合 市町村別 組合員数・車両数

平成31年1月現在

単位:台

市町村	組合員数	車両数	備考
大分市	51	57	
別府市	3	3	
中津市	3	3	中津市2台、福岡県築上郡1台
豊後高田市	1	1	
国東市	2	2	
杵築市	1	1	
日出町	4	4	
由布市	2	3	挾間町3台
日田市	1	1	中津江村1台
玖珠町	1	3	
豊後大野市	2	2	三重町2台
臼杵市	3	3	臼杵市2台、野津町1台
佐伯市	3	4	佐伯市2台、弥生町1台、蒲江町1台
合計	77	87	

資料7 南海トラフ地震発生時の国のプッシュ型支援による支援物資

○国から大分県へPUSH型支援により緊急輸送される支援物資

出典:「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」

参考資料7-1 プッシュ型支援物資一覧

区分	水 (kℓ)	食料 (食)	毛布 (枚)	粉ミルク (kg)	紙おむつ(枚)		簡易 トイレ (回)	トイレッ トペー パー (巻)	生理 用品 (枚)
					乳児・小児用	大人用			
全国	464,310	71,714,900	5,656,970	22,976	3,980,729	796,832	54,404,471	3,585,744	4,952,913
大分県	7,560	1,062,000	130,141	337	58,218	11,800	366,485	53,100	68,981

↑水は給水車を予定

↑内容量のみ

※水は1日目～7日間の必要量

※その他は、4日目～7日目の必要量

参考資料7-2 計算の換算資料(試算)

※支援物資を容量・重量に換算したもの

品目	大分県	試算				備考 (計算の基礎としたサイズ・重さ等)	
		1箱あたり	箱(袋)	容量	重量		
水	7,560kℓ			7,560.0m ³	7,560.0 ^t	※被災地外から給水車で搬送	
食料	ご飯	1,062,000食	50食	21,240箱	544.8m ³	129.6 ^t	非常食 アルファ米 50袋 6.1kg 1ケース W422×D307×H198mm=25,651,692mm ³
	おかず	1,062,000食	30食	35,400箱	487.8m ³	201.8 ^t	非常食 カレー 30袋 5.7kg 1ケース W227×D302×H201mm=13,779,354mm ³
毛布	130,141枚	10枚	13,014箱	1,589.2m ³	175.7 ^t	毛布(真空パック) 1箱 10枚 13.5kg W530×D720×H320mm=122,112,000mm ³	
粉ミルク	337kg	6.56kg	51箱	1.5m ³	0.5 ^t	粉ミルク 1箱 内容量820g×8個=6,560g ケース9.0kg W283×D555×H187mm=29,371,155mm ³	
紙おむつ	乳児・小児用	58,218枚	64枚	910袋	14.0m ³	3.4 ^t	子ども用 M 64枚 3.7kg W315×D125×H390=15,356,250mm ³
	大人用	11,800枚	44枚	268袋	6.3m ³	0.6 ^t	大人用 M 44枚 2.3kg W340×D195×H355mm=23,536,500mm ³
簡易トイレ	366,485回	200回	1,832箱	173.0m ³	23.8 ^t	携帯トイレ 200回 13.0kg W570×D360×H460mm=94,392,000mm ³	
トイレッ トペー パー	53,100巻	12巻	4,425袋	58.1m ³	12.8 ^t	トイレッ トペー パー 12ロール 2.9kg W196×D196×H342mm=13,138,272mm ³	
生理用品	68,981枚	22枚	3,136袋	7.7m ³	2.3 ^t	生理用品 22枚 0.721kg W203×D97×H125mm=2,461,375mm ³	
計				10,442.4m ³	8,110.4 ^t		

※端数処理により合計値が異なる場合がある。

水を除くと 2,882.4m³ 550.4^t

参考資料7-3 各市町村の配分量

大分県地震津波被害想定調査結果(平成25年3月)における想定避難者数から各市町村の配分量を算出

市町村	食料 (食)	毛布 (枚)	粉ミルク (kg)	紙おむつ(枚)		簡易 トイレ (回)	トイレッ ペーパー (巻)	生理 用品 (枚)
				乳児・小児用	大人用			
大分市	596,424	73,088	189.3	32,695	6,627	205,819	29,821	38,740
別府市	89,901	11,017	28.5	4,928	999	31,024	4,495	5,839
中津市	3,478	426	1.1	191	39	1,200	174	226
日田市	1,021	125	0.3	56	11	352	51	66
佐伯市	185,119	22,685	58.7	10,148	2,057	63,883	9,256	12,024
臼杵市	64,825	7,944	20.6	3,554	720	22,370	3,241	4,211
津久見市	35,660	4,370	11.3	1,955	396	12,306	1,783	2,316
竹田市	2,860	351	0.9	157	32	987	143	186
豊後高田市	6,030	739	1.9	331	67	2,081	301	392
杵築市	12,670	1,553	4.0	695	141	4,372	634	823
宇佐市	951	117	0.3	52	11	328	48	62
豊後大野市	33,317	4,083	10.6	1,826	370	11,497	1,666	2,164
由布市	4,158	510	1.3	228	46	1,435	208	270
国東市	4,448	545	1.4	244	49	1,535	222	289
姫島村	1,298	159	0.4	71	14	448	65	84
日出町	16,400	2,010	5.2	899	182	5,659	820	1,065
九重町	2,470	303	0.8	135	27	852	123	160
玖珠町	970	119	0.3	53	11	335	49	63
合計	1,062,000	130,141	337.0	58,218	11,800	366,485	53,100	68,981

※水は給水車を予定。 ↑ 内容量のみ
 ※端数処理により合計数が異なる場合がある。

参考資料7-4 各市町村の配分量(重量)

大分県地震津波被害想定調査結果(平成25年3月)における想定避難者数から各市町村の配分量を算出

単位:ト

市町村	食料	毛布	粉ミルク	紙おむつ		簡易 トイレ	トイレッ ペーパー	生理 用品	計
				乳児・小児用	大人用				
大分市	186.1	98.7	0.3	1.9	0.3	13.4	7.2	1.3	309.1
別府市	28.0	14.9	0.0	0.3	0.1	2.0	1.1	0.2	46.6
中津市	1.1	0.6	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	1.8
日田市	0.3	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5
佐伯市	57.8	30.6	0.1	0.6	0.1	4.2	2.2	0.4	95.9
臼杵市	20.2	10.7	0.0	0.2	0.0	1.5	0.8	0.1	33.6
津久見市	11.1	5.9	0.0	0.1	0.0	0.8	0.4	0.1	18.5
竹田市	0.9	0.5	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	1.5
豊後高田市	1.9	1.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	3.1
杵築市	4.0	2.1	0.0	0.0	0.0	0.3	0.2	0.0	6.6
宇佐市	0.3	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5
豊後大野市	10.4	5.5	0.0	0.1	0.0	0.7	0.4	0.1	17.3
由布市	1.3	0.7	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	2.2
国東市	1.4	0.7	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	2.3
姫島村	0.4	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7
日出町	5.1	2.7	0.0	0.1	0.0	0.4	0.2	0.0	8.5
九重町	0.8	0.4	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	1.3
玖珠町	0.3	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5
合計	331.3	175.7	0.5	3.4	0.6	23.8	12.8	2.3	550.4

※水は給水車を予定。 ↑ 容器等含む
 ※端数処理により合計数が異なる場合がある。

参考資料7-5 各市町村の配分量(容量)

大分県地震津波被害想定調査結果(平成25年3月)における想定避難者数から各市町村の配分量を算出

単位: m³

市町村	食料	毛布	粉ミルク	紙おむつ		簡易 トイレ	トイレトペー パー	生理 用品	計
				乳児・小児用	大人用				
大分市	579.9	892.5	0.8	7.8	3.5	97.1	32.7	4.3	1,618.8
別府市	87.4	134.5	0.1	1.2	0.5	14.6	4.9	0.7	244.0
中津市	3.4	5.2	0.0	0.0	0.0	0.6	0.2	0.0	9.4
日田市	1.0	1.5	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	0.0	2.8
佐伯市	180.0	277.0	0.3	2.4	1.1	30.2	10.1	1.3	502.4
臼杵市	63.0	97.0	0.1	0.9	0.4	10.6	3.5	0.5	175.9
津久見市	34.7	53.4	0.1	0.5	0.2	5.8	2.0	0.3	96.8
竹田市	2.8	4.3	0.0	0.0	0.0	0.5	0.2	0.0	7.8
豊後高田市	5.9	9.0	0.0	0.1	0.0	1.0	0.3	0.0	16.4
杵築市	12.3	19.0	0.0	0.2	0.1	2.1	0.7	0.1	34.4
宇佐市	0.9	1.4	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	0.0	2.6
豊後大野市	32.4	49.9	0.0	0.4	0.2	5.4	1.8	0.2	90.4
由布市	4.0	6.2	0.0	0.1	0.0	0.7	0.2	0.0	11.3
国東市	4.3	6.7	0.0	0.1	0.0	0.7	0.2	0.0	12.1
姫島村	1.3	1.9	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	0.0	3.5
日出町	15.9	24.5	0.0	0.2	0.1	2.7	0.9	0.1	44.5
九重町	2.4	3.7	0.0	0.0	0.0	0.4	0.1	0.0	6.7
玖珠町	0.9	1.5	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	0.0	2.6
合計	1,032.6	1,589.2	1.5	14.0	6.3	173.0	58.1	7.7	2,882.4

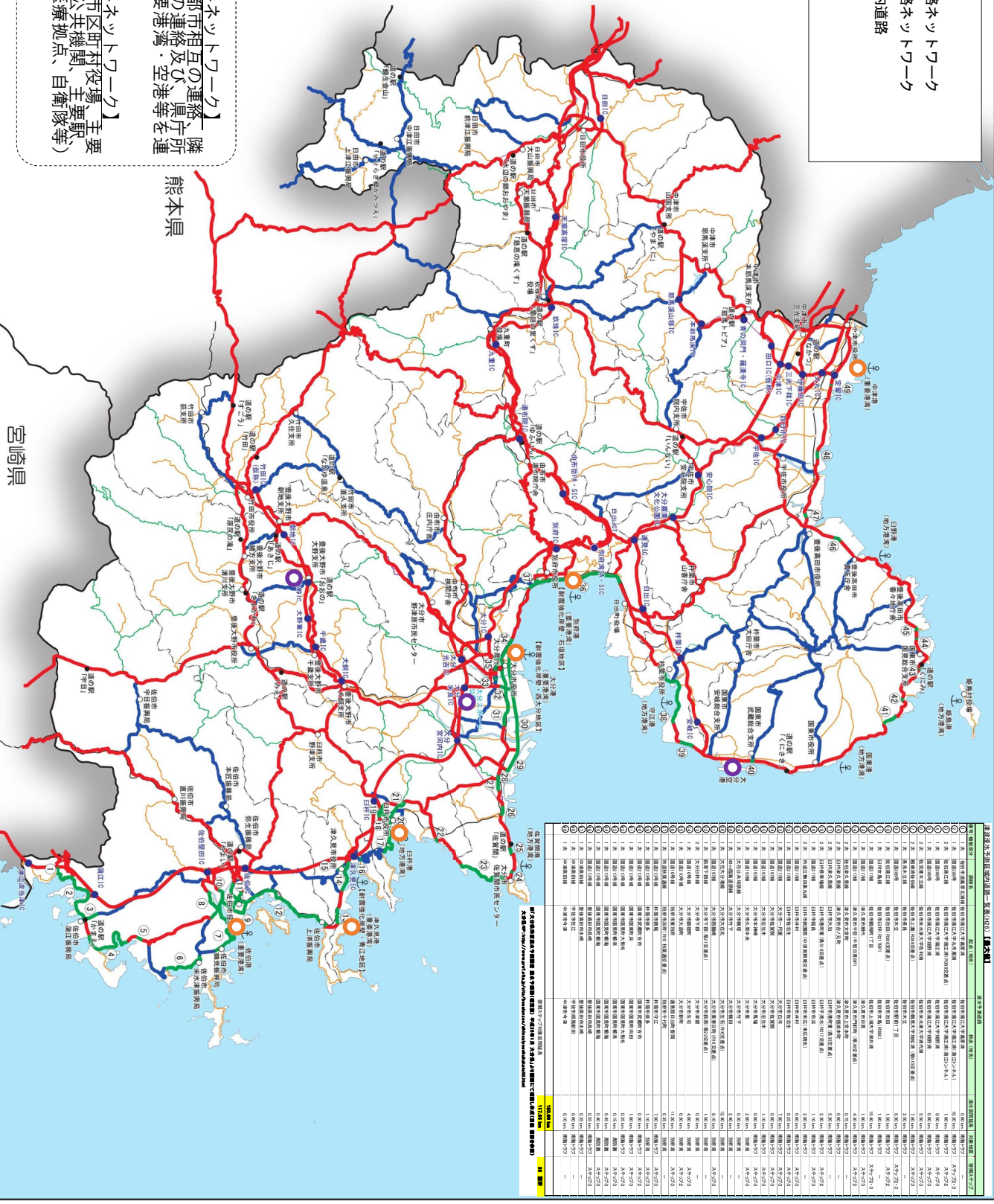
※水は給水車を予定。

※端数処理により合計数が異なる場合がある。

資料 8 緊急輸送道路ネットワーク図

- 凡例
- 第1次緊急輸送道路ネットワーク
 - 第2次緊急輸送道路ネットワーク
 - 津波浸水予測区域内道路
 - 航空搬送拠点
 - 海上輸送拠点

福岡県



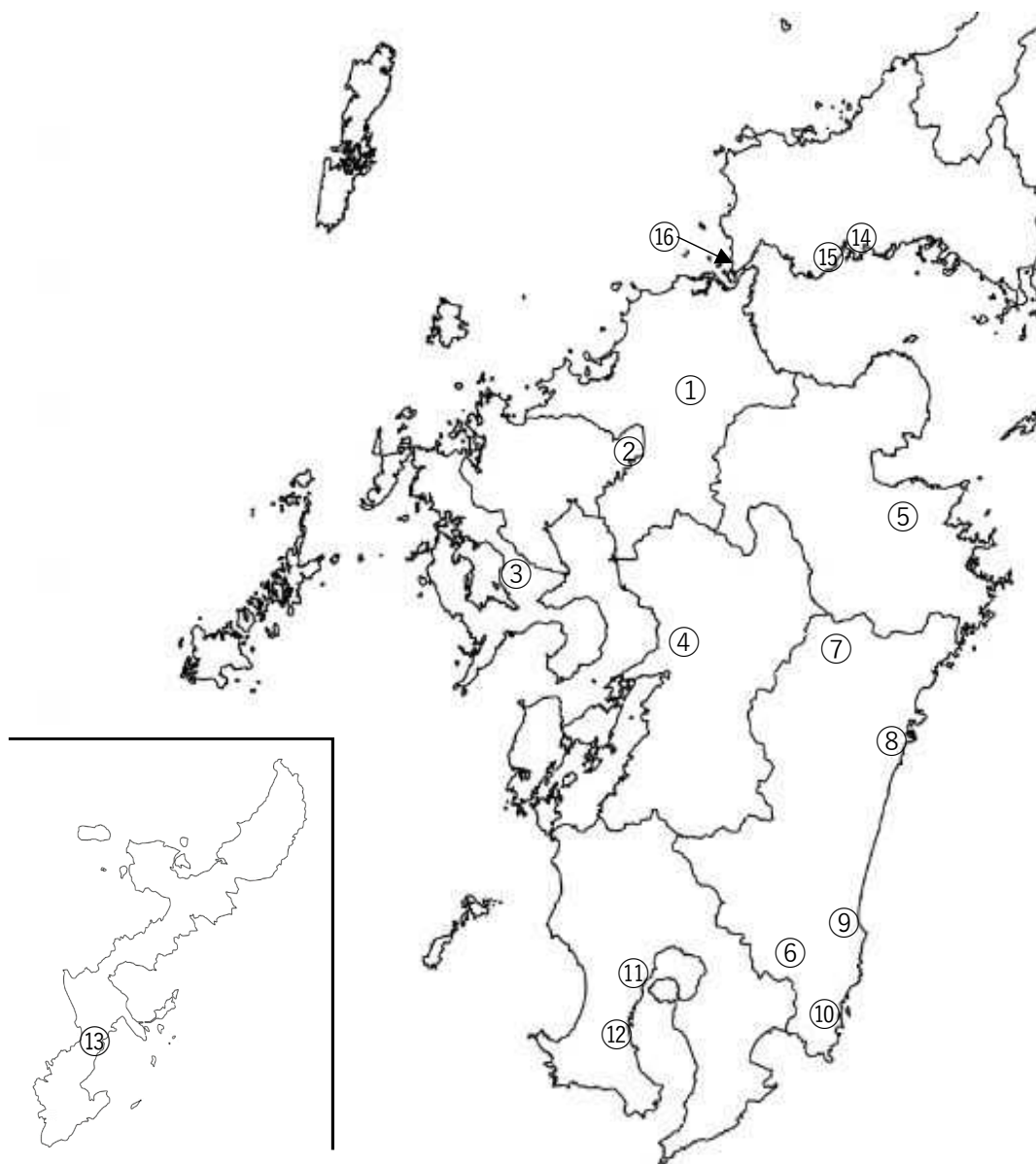
【第1次緊急輸送道路ネットワーク】
隣接する地方中心城市と重要港湾・空港を連接する道路

【第2次緊急輸送道路ネットワーク】
主要な防災拠点（行政機関、主要駅、主要な港）を連接する道路

福岡県緊急輸送道路ネットワーク一覧表(2021) 【表8-1】

道路種別	道路名称	道路番号	道路延長(km)	道路状況
1	福岡市東区 東区中央通り	1	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	2	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	3	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	4	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	5	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	6	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	7	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	8	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	9	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	10	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	11	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	12	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	13	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	14	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	15	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	16	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	17	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	18	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	19	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	20	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	21	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	22	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	23	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	24	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	25	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	26	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	27	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	28	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	29	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	30	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	31	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	32	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	33	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	34	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	35	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	36	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	37	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	38	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	39	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	40	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	41	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	42	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	43	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	44	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	45	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	46	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	47	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	48	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	49	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	50	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	51	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	52	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	53	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	54	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	55	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	56	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	57	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	58	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	59	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	60	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	61	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	62	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	63	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	64	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	65	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	66	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	67	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	68	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	69	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	70	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	71	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	72	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	73	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	74	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	75	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	76	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	77	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	78	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	79	0.10	通行可能
1	福岡市東区 東区中央通り	80	0.10	通行可能

資料9 九州・山口各県の広域物資輸送拠点



No	県	施設名称	所在地
1	福岡県	福岡県消防学校	嘉麻市牛隈1794
2	佐賀県	佐賀競馬場	鳥栖市江島町3256-228
3	長崎県	長崎県消防学校	大村市森園町663-6
4	熊本県	グランメッセ熊本	上益城郡益城町福富1010
5	大分県	大分スポーツ公園	大分市大字横尾1351
6	宮崎県	都城トラック団地協同組合	都城市上水流町818-1
7		高千穂家畜市場	西臼杵郡高千穂町三田井883-1
8		宮崎県経済連椎茸流通センター	日向市大字塩見11974-1
9		九州西濃運輸(株)宮崎支店	宮崎市清武町船引1013-1
10		南郷くろしおドーム	日南市南郷町西町1-1
11	鹿児島県	霧島市公設地方卸売市場	霧島市国分広瀬1629-1
12		鹿児島市中央卸売市場青果市場	鹿児島市東開町11-1
13	沖縄県	沖縄県消防学校	中頭郡中城村北上原910
14	山口県	山口県消防学校	山口市鑄銭司6440-1
15		山口きらら博記念公園	山口市阿知須509-50
16		下関新港ふ頭岸壁	下関市長州出島